



# 大阪府立千里高等学校

## 課題研究「探究」

### 2016年度 論文集

# Preface | はじめに

本校では、平成 17 年の国際・科学高校への改編を機に、国際文化科では「探究」・「探究基礎」、総合学科では「科学探究」・「科学探究基礎」という科目を設けて課題研究の指導を続けてきた。

昨年度はスーパーグローバルハイスクール(SGH)指定に伴い、国連グローバルコンパクトのテーマ<人権・労働・環境>を扱う講座を加えて、国際文化科 2 年生の課題研究「探究」をスタートさせた。多くの講座で国際・人権・労働・環境の視点を取り入れ、また、研究を課題解決型にすることを意識して指導した。また、研究支援の試みとしてテーマに関連した取り組みを行う企業への訪問、研究途上の時期に優れた研究の発表と、それに対する大学の研究者や企業の CSR 担当者のコメントを聞く場、あるいは大学院生から研究の進め方について個別に指導を受ける機会を設けた。

これらの取り組みにより、従来と比較すると論文の質が向上したと多くの教員が感じた一方、問題の絞り込み方、引用の方法、調査結果から仮説を立て検証し、提案を導き出す際の論理性、参考文献の書き方等に課題が残る点が挙げられた。

今年度は、昨年度の取り組みの改善と発展を試みた。まず、講座テーマの全てについて国連グローバルコンパクト及び持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals(SDGs)) の対象領域を意識したものとした。具体的には、人権・労働・環境・教育・児童虐待・男女共同参画といった世界中で課題となっている諸問題について扱い、生徒たちはそれらのテーマについてただ調べるだけではなく、具体的かつ実現可能性の高い解決案を考えることに取り組んだ。

また、今年度は昨年度の問題点として挙げられた点について、早期から方法を提示し、適宜助言・指導を行うことで解決を図った。十分ではなかったところもあるが、一定の効果はあったと考える。この論文集で、その成果の一端が見られるのではないだろうか。

生徒の取り組む姿勢についても少しだけ触れておきたい。ともすれば教師から与えられた課題をこなすこと自体が目的になってしまいがちな課題研究であるが、自分たちでテーマを決め、課題を決定することで積極的なモチベーションが維持され、中だるみすることなく活動し続けた姿が印象的であった。

次年度以降の課題としては、解決策を考案するだけではなく、実際にそれをどう行動に移すのかをまで視野に入れさせることが挙げられる。また、効果的な指導方法の共有・統一も必要である。

今年度も国際文化科 2 年生は、共同研究を含め全ての課題研究を学年末発表会「千里フェスタ」において口頭発表した。生徒たちはその発表を 4000 字以上の論文にまとめて授業の最後で提出する。この論文集では、各講座（同テーマで 2 つの講座が開かれているものもある）から 2~4 つ、講座担当者が選定した論文を掲載した。論文はテーマごとに整理して掲載している。

ご意見やアドバイスを、ぜひ sgh.osaka.senri.hs@gmail.com までいただきたい。

平成 29 年 3 月

大阪府立千里高等学校

# Contents | 目次

## 1. 講座「世界を知ろう・世界を考えよう」

1-1. 難民の子ども達が十分な教育を受けることができるようになるためには？ .....	1
1-2. ファストファッションはなぜ安い？ .....	5
1-3. 働かなければならない子どもたち .....	9

## 2. 講座「企業と人権・労働・環境」

2-1. サプライチェーンの低炭素化を実現するためには .....	13
2-2. 外国人技能実習制度をどのように改革すべきか .....	17
2-3. 男女平等な社会をどうやつたら作りあげられるか .....	21
2-4. 日本企業はどう難民と向き合っていくべきか .....	26

## 3. 講座「男女共同参画」

3-1. ベビーシッターを普及させるためにはどうすればよいか .....	29
3-2. どうすれば小規模保育を有效地に活用できるのか .....	35
3-3. どうすれば保育園入園のための保活を親が安心して行えるのか .....	42
3-4. 日本の保育士不足について .....	48

## 4. 講座「環境～周りをとり巻く様々な事象～」

4-1. なぜ再生可能エネルギーは普及しないのか .....	54
4-2. 富士山が永遠に世界遺産であるためにはどのようにすればよいのか .....	59
4-3. 詰め替え製品の新しいかたち .....	64
4-4. 自動運転での事故、悪いのは運転手？車会社？ .....	69

# Contents | 目次

## 5. 講座「『教育』に関する諸問題について」

5-1. 早期教育について .....	73
5-2. 海外と比較した日本の教育制度 .....	78
5-3. 質の高い食育とは .....	82
5-4. 日本の教育がつくる日本人の特徴 .....	87
5-5. 働く小さな手 .....	91
5-6. 日本国内の学力格差について .....	96
5-7. 学習意欲を向上させるためには？ .....	101
5-8. 働く母は子を〇〇にする！？ .....	107

## 6. 講座「児童虐待をなくすためには」

6-1. 児童虐待を防止する為に地域で出来る取り組みとは .....	115
6-2. 障害を持つ子供の親による虐待をなくすために .....	124
6-3. 経済的困難によるネグレクトを減らすにはどうすればよいか .....	130
6-4. 育児不安から起こる児童虐待を減らすには .....	137

# 1-1.難民の子ども達が十分な教育を受けることが できるようになるためには? ～ヨルダンで難民生活を送るシリア難民の子ども達～

松山恭子

## 1. はじめに

私は、GC（グローバルコミュニケーション）の授業で難民問題に関するプレゼンテーションをした際、難民のうちの約51%が18歳以下の子ども達であることを知った。また、それと同時に、教育とは大辞林（2006）「他人に対して意図的な働きかけを行うことによって、その人を望ましい方向へ変化させること」すなわち、難民の子ども達の将来を大きく変える可能性を秘めた一つの重要な手段であるにも関わらず、難民の子ども達が十分な教育を受けることができていないということも知った。そして、「難民の半数以上を占める子ども達が十分な教育を受けることができるようになるためにはどのようにすればよいか」という課題を見つけ、世界で大きな課題となっているシリア難民と、そのシリア難民をたくさん受け入れているヨルダンに重点を置き、解決策を模索していくことにした。ヨルダンを選んだわけは、難民受け入れ国としてヨーロッパの国々ばかりが注目される中、ヨルダンは、ヨーロッパの国々よりもはるかに多くの難民を受け入れていることを今回初めて知り、この事実を多くの人に知ってもらいたいと思ったからである。最終的に上記の問い合わせの解決策を出すにあたり、「そもそもヨルダンの現在の教育の現状はどうなっているのだろうか」という疑問が生じ、調べたうえで解決策を打ちだした。

## 2. 本論

### 2-1 ヨルダンの基本情報

ヨルダンは西アジアに位置し、シリアの隣国にあたる。公用語はアラビア語、主な宗教はイスラム教。日本との関係としては、サッカーの面で深い関わりを持ち、政治的にも良好な関係を築いている。そして、現在総人口の約10%にあたる62万人を超えるシリア難民を受け入れている。（受け入れているシリア難民のうちの約半数は18歳以下の子ども達=約31万人以上）

### 2-2 ヨルダンが受けけるシリア難民受け入れの影響と難民キャンプ内の様子

財政状況の悪化、社会面では水不足やエネルギー不足の一層の深刻化、住宅市場の過熱化、ヨルダン人の雇用機会の喪失や医療や教育の不足化が問題となっており、シリア難民受け入れによるヨルダン人のフラストレーションが急激に高まりつつあるといえる。ヨルダン人は、シリア難民に対して住居用テントから電気、食料、水、医療費までまかなわないといけない状況におかれているため、フラストレーションの高まりも無理もない。一方、ヨルダンに住むシリア難民も大きなストレスを抱えている。難民キャンプ内で正式に生活を許可された人々はキャンプから移動することができない。キャンプには1つの世界が存在しており、1つのテントの中で多数の人と生活しなければならない彼らは想像できないほどのストレスを抱えるという。子ども達であればそれ以上だろう。その結果、公衆トイレの便器が破壊されたり、難民同士のトラブルが起こったりするという。

## 2-3 ヨルダンの現在の学校制度

ヨルダンではシリア難民の子ども達も公立学校への入学が可能であるが、シリア難民が増えた今、午前中はヨルダン人、午後はシリア人という風に二部制となっている。二部制に伴う弊害として、ヨルダン人の立場からすれば、授業時間、授業数が減らされるということ、シリア人の立場からすれば、教員確保が難しく、教育の質がまちまちなことなどが挙げられている。また、「ヨルダンとシリアの教育カリキュラムの違い」の問題も生じている。決して良い教育状況であるとは言い難いが、シリアもヨルダンもアラビア語を公用語に持つため言語の壁がないということは、唯一の良い点だ。

## 2-4 教育カリキュラム：ヨルダンとシリア

ヨルダンは6-4-2制（初等教育—前期中等教育—後期中等教育）をとっており、そのうち、はじめの10年間は義務教育である。イスラム教の考え方により、基本的に、小学5年生までは男女共学でその後は男女別学になる。識字率は、2011年の時点で95.9パーセントとなっている。一方で、シリアは6-3-3制（初等教育—前期中等教育—後期中等教育）をとっており、そのうち、はじめの6年間は義務教育である。イスラム教の考え方により、基本的に、初等教育までは男女共学でその後は男女別学になる。識字率は、2011年の時点で84.1パーセントとなっている。

## 2-5 シリア難民の子ども達が公立学校に通うための過程

現在、ヨルダンの62万人を超えるシリア難民のうち、約52万人が難民キャンプを離れ、各コミュニティに住んでいる。コミュニティに住むシリア難民に対して、ヨルダン政府は公立学校の入学手続きにあたり、内務省が発行する「サービスカード」を提示するように義務づけているが、2014年の7月以降にキャンプを非正規に去り、かつ保証人となる35歳越えのヨルダン人親族がいない難民はカードの対象外となっている。このケースに該当する人々の数は不明だが、おそらく数万人規模だとされている。カードは発行された地区内でのみ有効で、ひとたび一家が他地区に引っ越し再登録に最長で8か月はかかるため、子どもは1年間まるまる学校に行けないこともあるようだ。また、カードの所得のためには出生証明書が必要とされているが国際機関やNGO団体らの推定では、ヨルダンのシリア人の30パーセントかそれ以上が出生証明書を持っていない。さらに、ヨルダンの現行法は、3年以上就学していない子どもの再入学を禁じている。

## 2-6 学校に通えていない子ども達

学校に通うことができない要因として、2-5の厳しい基準のことのほかに主に2つの要因があげられる。まず、児童労働をしなければならない状況に陥っているということだ。ヨルダンに逃れているシリア難民の子どもの約47パーセントが家計の一部、もしくはすべてを背負っている。状況の一例として、ザータリ難民キャンプで暮らす仕事を持った子どもの75パーセントが怪我や病気などの健康問題に問題をかかえている。実際、現在子どもを雇用しているヨルダンの雇用者の84パーセントが紛争前は子どもを雇用していなかったという。次にシリア難民差別があるということだ。2-5でのべた厳しい基準を満たし、学校に通える状態になっているのに入学の時点で「シリア人だから」という理由で受け入れを断られているケースもあるというのが事実である。

## 2-7 ユニセフの支援

ヨルダンでは日本のように学校保健を充実させ、学校で健康診断や栄養指導、貧血検査、歯の検診などを行い、子ども達が集中して学校で勉強ができるようにする取り組みを行っている。このような支援を行っていくことで、子ども達が学校に行きたいと思うようになり、家族の人たちも、子ども達が学校に行けば包括的なサービスを受けられると考えるようになる。すると、学校に通う子ども達が少しずつ増えていくというシステムだ。長い目で子ども達の学校への通学のサイクルを考えるこのシステムはとても良い。また、冬は国内の多くの地域で氷点下近くまで気温が下がるヨルダンの子ども達が暖かい場所で教育を受けられるように子ども達約15万人に冬服をおくる活動もしている。

### 3.まとめ

難民を受け入れることは、困っている多くの人々を助けることになるため、すばらしいことだ。しかし、実際には難民受け入れには様々なリスクが伴っている。例えば、「難民に職がまわってしまい、職を失う(実際、シリア人の推定労働力48.5パーセントはヨルダン人の推定労働力36.5パーセントを上回っている)」、「受け入れる側と受け入れられる側の価値観の違いによる衝突」などだ。そうすると、ヨルダンは教育の面の対応(シリア難民の子ども達の公立学校への入学許可、二部制の導入など)だけをみても、シリア難民に対して良心的な国であるとみることができるかもしれないが、本当にそうだろうか。私には、国の対策は実際にヨルダンで生活しているシリア難民に十分に届いているとは思わない。国の議会では話し合えない、分からぬ、一般人にしか把握できないような課題がたくさんある。2部制の導入などという政策はとてもいいものだが、学校入学のラインに立つまでに大きな壁が何枚も立ちはだかっていること(キャンプでの生活とストレス、学校へ通うための厳しい基準、児童労働しなければならない状況、難民差別、教育カリキュラムの違い)をまずヨルダン政府に知ってもらいたい。そのために、私たちができることはこの情報社会であるからこそSNSの活用だ。ヨルダンからの生活や状況に関する発信により世界中の人々がヨルダンの今を知ることができ、支援の輪を広げることができる。また、ヨルダン住んでいない人もヨルダンの実際を世界に発信することができる。そして、厳しい基準の緩和などの働きかけをヨルダン政府、国際的な機関に期待する。シリア難民に対する差別はヨルダン人とシリア難民との交流の場を設けることにより、お互いのことを深く知り合い、尊敬しあうことができるので差別をなくすことができるのではないかと考える。実際に、ブラジルで昨年のクリスマスにブラジル人とシリア難民との交流が催され、お互いの文化の理解や、仲が深まりとても良い機会であったという声も多い。すでにクリスマス後も月に一度のペースで続くことが決められている。

(<http://www.asahi.com/articles/ASJDR6HSCJDRUHBI02J.html>)

また、子ども達は学びの楽しさを知る機会が一度あるかないかということだけでも状況は変わってくる。そこでアラビア語を学んでいる学生をボランティアという形でヨルダンに派遣し、子ども達との交流(学びの要素も含めた)の場を設ける。実現すれば、この取り組みは学校に通えていない子ども達を勇気づけ、学校通学の実現につながるだけでなくアラビア語を学ぶ学生にとっても貴重な経験となるに違いない。

争いが一日でも早く終わりシリアに再び平和な日々が訪れ、ヨルダンに避難するシリア難民がシリア

に戻ることができる強く願うが、今はヨルダンで生活を送るシリア難民のうちの一人でも多くの子ども達が教育を受けるように様々な対策を考え続けたい。

#### 4. 参考文献

- ・ ワールド・ビジョン・ジャパン HP  
<https://www.worldvision.jp/> 2016/10/26 アクセス
- ・ KnKJapan 国境なき子どもたち HP  
<http://knk.or.jp/> 2016/10/26 アクセス
- ・ 國際協力事業團 客員研究員報告書  
「中近東諸国における身体教育の特質と国際協力のあり方に関する研究」  
[http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200103\\_12a.pdf](http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200103_12a.pdf) 2016/10/26 アクセス
- ・ 朝日デジタル 「男女共学に関するトピックス」  
<http://www.asahi.com/topics/word/%E7%94%B7%E5%A5%B3%E5%85%B1%E5%AD%A6.html>  
2016/10/26 アクセス
- ・ 國際統計格付けセンターHP  
<http://top10.sakura.ne.jp/> 2016/10/27 アクセス
- ・ ユニセフ HP  
<https://www.unicef.or.jp/news/2015/0204.html> 2016/10/27 アクセス
- ・ ILO 國際労働機関 HP  
[http://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS\\_241128/lang--ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_241128/lang--ja/index.htm)  
2016/10/27 アクセス
- ・ HUMAN RIGHTS WATCH HP  
<https://www.hrw.org/ja/news/2016/08/16/293228> 2016/10/27 アクセス
- ・ co-mediaHP 「私が見たシリア難民の今」～ヨルダン在住シリア難民の抱える問題～vol.1  
<http://www.co-media.jp/article/14875> 2016/12/19 アクセス
- ・ オルタナ S HP 「ヨルダンに世界最大の難民キャンプ 解決遠いシリア内戦」  
<http://alternas.jp/study/global/52308> 2016/12/19 アクセス
- ・ 海外レポート 在ヨルダン日本国大使館二等書記官 桑名真也 「ヨルダンにおけるシリア難民支援」

## 1-2. ファストファッショントはなぜ安い？

西田桃子

### 1. はじめに

私は普段買い物をしているときに、UNIQLO や GU の製品はなぜこのような安い価格で販売されているのか疑問に思った。そこでファストファッショントはなぜ安いのかという問い合わせを立て、考えられる理由について調べた。また調べていくうちに安さ理由のひとつとして、コットン畑での低賃金労働や下請け工場での過酷な労働があると知った。私はなぜそのような低賃金労働や過酷な労働が起こってしまうのか疑問に思い、現在企業が行っている対策についても調べた。

ファストファッショントとは最新の流行を取り入れながら、低価格におさえた衣料品を短いサイクルで世界的に大量生産・販売するファッショントブランドやその業態を指すと言えるだろう。「安くて早い」ファストフードになぞらえている。2000 年代半ば頃から呼ばれるようになった。H&M、GAP、UNIQLO、ZARA、しまむら、FOREVER21 などが挙げられる。日本では百貨店などのファッショント業界全体の売り上げが落ち込み続けるなか、ファストファッショントは売り上げを伸ばしている。

### 2. 安さの理由

#### 2-1 SPA の採用

多くのファストファッショントブランドは SPA を採用している。SPA とは、Specialty Store Retailer Of Private Apparel を略したもので、GAP の設立者が自社の独特の業態を指して造った言葉である。日本語では「製造小売業」と訳される。企画から製造、小売りまでを一貫して行うビジネスモデルを指す。SPA の最大のメリットは在庫管理が容易であるということだ。自社内で企画から製造、販売までを一貫して行うため、現場の販売員の声をすぐに生産現場に届けることができる。生産予定数の変更も、自社内での伝達のみで済ますことができる。売り場での売れ行きが良ければ生産数をすぐに増やすことができる。以前の業態ではメーカーから小売りへという流れに加え、卸業者や流通業者などの中間業者が多く存在していたためコストがかさんでいた。しかし SPA ではメーカーが製品を消費者に直接販売するため、流通コストのなか抜きができる、コスト削減が可能になる。

#### 2-2 下請け工場での過酷な労働

ファッショント製品のほとんどは中国やバングラデシュをはじめとする発展途上国の下請け工場で生産される。多くのファストファッショント企業は直接工場を経営せず下請け工場に製品の生産を任せ、工場での労働者の保護や安全を配慮する義務を免れ立場の弱い地元の工場に厳しい納期と低価格を押し付け安い服を消費者に提供して巨大な利益を上げている。その日暮らしの生活を送る「最低賃金」は支払われても将来に向けての生活設計を可能にする「生活賃金」が支払われることは少ない。香港の NGO・SACOM(Students&Scholars Against Corporate Misbehavior) が東京の国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ナウ(HRN)、中国の Labour Action China(中国労働透視)と共同で 2014 年の 4 月から 11 月にかけてユニクロの下請け工場の Dongguang Luenthal Germent Co.Ltd (広東市) と素材工場の Pacific Textiles Holdings Ltd (東莞市) に行った潜入調査も含む事実調査が行われた。その調査に

よると、それらの工場は、基本給をそれぞれ月額 1550 人民元（約 25242 円）及び 1310 人民元（約 21334 円）としているが、これは最低賃金であり、時間外労働により生活賃金を稼ぐことが常態化している。そして両工場の時間外労働時間数は、Pacific Textiles Holdings Ltd で月平均 134 時間、Dongguang Luenthal Germent Co.Ltd で月平均 112 時間と推計される。中国労働法では 36 時間を超える時間外労働は認められていない。

縫製産業が盛んな国の共通点としてその国の法律の規制が弱く、国民が貧しいということがあげられる。労働法が制定されていてもそれが実際に実行、実施されているところは少ない。労働環境も劣悪で、老朽化した工場に多くの労働者が働いており、工場の安全性も十分に確保されていない。その例として、2013 年 4 月 24 日にバングラデシュの首都ダッカにあるサバールで 8 階建ての商業ビル「ラナプラザ」が崩壊した。利益のために耐震性を考えず増築された建物がミシンの揺れに耐えきれなくなったためと考えられている。イギリスの大手一般新聞の The Guardian によると、この事故により 1129 人が死亡したといわれている。

### 2-3 コットン畑での低賃金労働と児童労働

もう一つの理由として考えられることは原材料として多く使われるコットンが作られている畑での低賃金労働と児童労働だ。

コットン生産量世界第 2 位のインドでのコットン種子生産における賃金相場と法定最低賃金を比較すると、各州政府によって定められた最低賃金は順守されておらず、長時間労働を強いられている。オランダ・インド委員会が 2015 年 7 月に発表した調査書によると、インドのコットン畑では、性別に基づく分業が行われており、女性は低賃金である授粉、除草、収穫の作業に、男性は比較的高賃金である耕作、農薬散布、施肥の作業にあてられることが多い。男性の労働にはほとんどの作業で法定最低賃金を上回る賃金が支払われていたが、女性には授粉を除くほとんどの作業で法定最低賃金を下回る賃金が、子どもにはすべての作業において法定最低賃金を下回る賃金しか支払われていない。男性のみが従事する耕作と農薬散布にかかる平均日給は州によるが法定最低賃金より 5% から 65% 高かった。それに対して、女性が行う播種、除草、収穫にかかる平均日給は州によるが法定最低賃金より 5% から 48% 低かった。また子どもの労働に支払われる賃金は州によるが法定最低賃金を 5% から 50% 下回っていた。

また 2014 年から 2015 年のインドのコットン畑での児童労働の人数は 20 万 100 人と 2009 年から 2010 年の 16 万 9900 人から増加している。コットン畑には農薬がまかれているため、防具も着けずに作業をすることで、農薬を吸いこみ頭痛や腹痛に襲われたり、農薬が肌にふれ皮膚病になる子どももいる。

このようにコットン畑では女性と子どもが低賃金で働いており、児童労働が行われている。

### 2-4 国や企業の取り組み

次に、これまでに述べた下請け工場での過酷な労働や、コットン畑での低賃金労働に対して国や企業が行っている取り組みを調べた。UNIQLO の親会社であるファーストリテイリングはバングラデシュにおいて工場の安全性確保のための取り組みを進めている。取り組みの内容としては、防火検査と建設物の安全性検査を行う自己検査がある。また 2013 年 8 月にビルの崩壊や火災事故から縫製工場の労働者を守る事を目的とした、バングラデシュにおける火災予防及び建設物の安全に関する協定(Accord on

Fire and Building Safety in Bangladesh)に署名した。

2007年にインドにおける下請工場での児童労働があると報道されたGAPは、報道後、問題解決のためにインドの労働条件改善を目的として約20万ドルの助成金を与え、また児童労働問題に取り組むフォーラムに参加するように小売業者を世界から募ると発表した。

H&Mは工場に監査員を派遣し、法定年齢に達していない従業員がいないかを定期的に確認している。そして児童労働を見つけた場合その仕入先の責任を追及し、解決策を家族と一緒に考え、状況を改善するため、その子供にとって最も利益になる解決策が何なのか調査を行っている。

コットン種子生産における児童労働に対する取り組みも行われている。例として、インドのタミル・ナドゥ州政府は、ユニセフの支援でコットン種子生産が集中しているセーラム県とダルマプリ県において児童労働問題解決のための特別な事業を2009年から実施している。県の教育局や労働局が、コットン種子農場を中心として児童労働に反対するキャンペーンを行った。さらに労働局は子どもを雇っている農場主に対して訴訟を起こし農場主を収監した。県政府はコットン種子農場での児童労働を監視するための特別チームを設立して農場を査察した。2013年には22人、2014年には43人の子どもを救出し、子どもを雇っていた農場主に対して訴訟も起こした。これが農場主に対する強い警告となり、多くの農場主は子どもを雇用しないようになったとされている。

### 3.まとめ

私は、なぜファストファッションは安いのかという問い合わせ立て、ファストファッションの安さのからくりについて探究してきた。

2で述べたように、企画から製造、小売りまでを一貫して行うSPAの採用による流通コストのなか抜き、そしてコットン畑での児童労働と女性と子どもの低賃金労働、下請け工場での過酷な労働が安さの理由として考えられる。そしてUNIQLOやH&Mなどの企業やインドの州が下請け工場での過酷な労働や児童労働の問題を解決する取り組みとして、積極的に対策を行っていることが分かった。では、なぜそのような取り組みが行われたのだろうか。それはメディアで過酷な労働や児童労働が報道されたからだ。つまり、私たち消費者が児童労働や過酷な労働を問題視し始めたことにより企業や国が動いたといえるだろう。このように私は、私たち消費者は国や企業を動かすことができる力を持っていると考える。私たちが知ることにより、過酷な労働や児童労働を少しでも減らしていくのではないだろうか。ただ安いものを買うのではなく、私たちが現状を知り、賢い消費者になることが必要と言えるだろう。

## 参考文献

### 【図書】

- ・シモン・ストラングル(2013)『このTシャツは児童労働で作されました』汐文社

### 【論文】

- ・園田安由美「なぜファストファッションは多くの人に支持されるのか」p.52-53

## 【ウェブサイト】

- ・ 1.livedoorNEWS 「ファストファッション～安さの裏側 價格の差には人権問題？～」  
[http://news.livedoor.com/lite/article\\_detail/10982706](http://news.livedoor.com/lite/article_detail/10982706) (2017/01/30 アクセス)
- ・ 2.HUFFING POST 「人権弁護士が訴えるファストファッション生産現場の過酷な現実」  
<http://www.huffingtonpost.jp/kenji-sekine/fast-fasion> (2017/01/30 アクセス)
- ・ 3.sustainable Japan 「ラナプラザ崩壊事故」  
<http://sustainablejapan.jp> (2017/01/30 アクセス)
- ・ 4.iRONNA 「まさに地獄！潜入調査で見たユニクロ下請け工場の実態」  
<http://ironna.jp/article/948> (2017/01/30 アクセス)
- ・ 5.Sacom 「PDF 中国国内ユニクロ下請け工場における 労働環境調査報告書」  
<http://sacom.hk/wp-content/uploads/2015/01/> (2017/01/30 アクセス)
- ・ 6.ACE 「インド・コットン生産地の児童労働」  
<http://acejapan.org/cotton/childlabour> (2017/01/30 アクセス)
- ・ 7.打ち寄せるファッショントの波  
<http://www.fastfashion-market.com/> (2017/01/30 アクセス)
- ・ 8.FASTRETAILING 「バングラデシュの工場の安全確保の取り組み」  
<http://www.fastretailing.com/jp/csr/business/bamgladesh.htm> (2017/01/30 アクセス)
- ・ 9.The Guardian 「Bangladeshi factory deaths spark action among high-street clothing chains」  
<http://www.theguardian.com/world/2013/jun/23/rana-plaza-factory-disaster-bangladeshprimark>  
(2017/01/30 アクセス)

## 1-3. 働かなければならない子どもたち

平原菜々子

### 1. はじめに

私はインドの児童労働について調べた。インドの人口は世界第2位で約12億6000万人（世界人口白書より）であり、現在も増加し続けている。このうち15歳未満の人口は3億6700万人である。働いている子どもの数はILOやNGOの報告では860万人～4520万人と様々だ。児童労働はインフォーマルに行われており、正確な情報を得ることが難しいため、実態がつかみにくくなっている。

私は1年生の時の国際理解の授業で、児童労働について学んだ。幼い子どもたちが朝から晩まで働き続けていることを知り衝撃を受けたとともに児童労働への関心が高まった。そしてインドの児童労働に着目した。

インドの児童労働者は世界的に見てトップクラスに多い。インドの大多数の児童労働者は農業分野に従事している。そのほかに強制労働、人身売買、子ども買春、子ども兵など、最悪の形態の中で労働に従事している子どもたちが存在し、精神的にも肉体的にも限界まで働かされている。私はなぜインドにこれほどの人数の児童労働者がいるのかを探求することにした。私はそれを知るために児童労働の実態とインド政府がどのような対応をとっているのかを調べた。

### 2. インドの児童労働

#### 2-1 児童労働とは

児童労働の定義は国際条約で定められており、「15歳未満(途上国は14歳)、つまり義務教育を受けるべき年齢の子どもが教育を受けずに大人と同じように働くこと、または18歳未満の子どもが危険な労働を行うこと」を指す。これは子どもに身体的、精神的、社会的または道徳的な悪影響を及ぼすものである。一方、成長過程に適した仕事（家の手伝いやアルバイトなど）をすることで責任感を養いながら、技術を身につけ、自分たちの国の経済に貢献していくことを「Child Work（子どもの仕事）」といい、児童労働には区分されない。このようにして「子どもによって行われる仕事」は「Child Labor（児童労働）」と「Child Work（子どもの仕事）」に区別される。

#### 2-2 児童労働の実態

##### 2-2 A コットンとサッカーボール

インドではたくさんの種類の児童労働が行われている。家事労働、強制労働、路上での労働、売春、プランテーション労働など様々だ。私はこれらの中でもコットン栽培産業とサッカーボール事業の2つに着目することにした。

インドはコットン栽培が盛んだ。世界の生産量の20%をインドで栽培している。そこには約40万人以上の子どもたちが働いている。コットン栽培は非常にたくさんの農薬を使用するため、子どもたちの体に悪影響を及ぼす。中には農薬を長時間吸い続けたことによって貧血状態となり手を強く握ることさえできなくなった子どももたくさんいる。これほど悪質な環境で長時間働いているにも関わらず、子どもという理由で大人に比べてかなり少なく、日給75円しかもらうことができない。

また、インドで有名な事業といえばサッカーボール作りである。ここでも9歳～12歳の約1万人の子どもたちが働いている。かつては革を球体の形につなぎ合わせてサッカーボールを作るのは高度な熟練や力が必要とされていた。しかし、機械で裁断出来るようになり、パーツをつなぎ合わせるのが子どもの力でも可能になってきた。技術が発達したことによって作業が単純化され、家庭での内職として縫い合わせる作業がこなせるようになった。それでも幼い子どもたちにとってサッカーボールの革はとても硬く、すべて手作業で行うので1つ縫い上げるのに5時間近くかかる。1日頑張っても2つが限界だそうだ。それにも関わらずもらえるお金は1つあたり約20円。日給40円はインドで考えるとパンとミルクをかろうじて買うことができる値段だ。また、雇い主たちは間違って縫いつけてしまったり、仕事中に話をした児童を処罰する。倉庫に閉じ込めたり、むちで打ちつけたり、食事を抜かしたりという人権を無視する扱い方をしている。

## 2-2 B カースト制度

カースト制度も児童労働に関係している。カースト制度とは、司祭階層であるブラフミン、戦士階層であったクシャトリア、庶民（商人階層）のヴァイシャ、農民・職人階層のシュードラ、その下に不可触民といった被差別カーストから成る身分制度のことである。現在の人口比率から、上位のカーストのブラフミン、クシャトリア、ヴァイシャが20%、下位カーストのシュードラが55%、不可触民が25%となっており、人口の約80%の人々が差別されていた。カースト制度は禁止されたものの農村部などではカースト制度の要素が根強く残っているのが現状である。

2-2のサッカーボール事業を例に挙げるとする。サッカーボールは元々、牛の皮でできていた。インドの国教であるヒンドゥー教では牛は神聖視されている。しかし、死亡した場合の後処理は不可触民が行う。なぜならヒンドゥー教では死は不浄とみなされているからだ。革などの死が関連した仕事は昔から差別を受けている人々が行ってきた。よって、革関連の事業であるサッカーボール事業に多くの貧困者が従事している。親が貧しいために、子どもがその家計を支えるためにサッカーボール事業や、その他の労働に従事する。これは児童労働に共通して言えることである。

## 2-3 法律

子どもたちが働く理由として、雇用主が安く使えることが挙げられる。不当な給料であったとしても労働組合の援助を受けることもできない。また、子どもたちは恐怖で不満や文句を言うことができず、労働環境の改善を求めることがほとんど不可能である。

児童労働はインド全土で当たり前のように行われている。子どもたちは主に借金のために働いていることが多い。ほんの数千円のものがほとんどである。それにも関わらず、雇用主はその数千円の借金で子どもたちの将来を台無しにする。

インドに児童労働を禁止する法律が無いわけではない。1986年に児童労働法が制定されている。また、2016年7月26日に児童労働法を強化する法案が制定された。しかし強化された後でも家族が経営する企業での放課後や長期休暇中の労働は規制されていない。雇い主たちはこのような法律の穴をくぐり抜けて子どもたちを働かせ続けている。さらに、インド政府の資金不足や人手不足が原因で児童労働の規制や取締りが十分に行われていない。すべての児童労働が禁止されていないことに加え、規制も行

われていないことがインドに児童労働が多く、また減少しにくい理由だろう。

#### 2-4 NGO の活動

インド国内でコットン生産、特にコットンの種子栽培が最も盛んな地区はアンドラ・プラデシュ州マハブナガル県マルダカル地区である。マルダカル地区は識字率が約 28% と国内や州内で最も教育の普及が遅れており、児童労働が最も多いと言われる地域の一つである。

NGO はそのマルダカル地区のナガルドーティ村で「ピース・インド・プロジェクト」という活動をしている。これはコットン産地での支援活動である。現地のスタッフが村で集会や文化プロジェクトを行い、親や住民に児童労働や教育に対する意識を高めている。さらに、住民のボランティアによる「子ども権利保護フォーラム (CRPF)」を結成し、児童労働が行われていないか畑の見回りをしたり、もし児童労働をしている子どもがいたら家庭訪問をして親を説得したり、家庭環境を良くする方法を考えている。また、NGO は「ブリッジスクール」を運営している。これは働いていたために学校に通えなかった子どもたちが基礎学をつけ、村の公立学校に就学できるようにするための学校である。そこでは経済的に貧しい家庭の負担を少しでもへらすために給食や制服、教科書などを無償で支給している。

この「ピース・インド・プロジェクト」の活動により、2010 年から 2014 年の 4 年間でナガルドーティ村の 194 人の子どもたちが児童労働から解放された。

日本国内の活動としては、無農薬のオーガニックコットンで作られたルハンカチを販売している。オーガニックの基準は無農薬で、児童労働が関係していないことが含まれる。価格は 700 円で、そのうち 100 円がインドのコットン畑で働く子どもたちのための活動である「ピース・インド・プロジェクト」にあてられる。

### 3. まとめ

児童労働には親の死、ネグレクト（育児放棄）、収入源がない困窮家庭など、家庭環境が厳しいために親が子どもの労働に頼ってしまうケースが多く、親の経済的・社会的な支援が必要であることも分かった。また、インド社会における子どもの労働の問題に対する意識の低さや親の教育への関心の低さなどが児童労働法を守らない人々を生み出していると考える。子どもを守るべき存在である大人たちに児童労働の危険さや教育の重要さを認識させることが必要だ。

そういった中で日本に住む私たちにできることは、インドには働いている子どもたちがたくさんいるということやその危険性を自国の人々に伝えることだ。その働きによって 1 人でも NGO などに寄付をする人が増えていけば児童労働解決に少しでも役立つことができる。

また、私たちの身の回りにはインドの児童労働が関係している製品がたくさん存在する。カーペットや衣料品、レンガ、花火、米などである。単純に購入をボイコットするだけで児童労働がなくなるという問題ではないが、これらの品を購入する際には「誰かを搾取することで作られたものかもしれない」と考えるべきなのかもしれない。インドから輸入されている品目の中で日常的に購入しているようなものも多数あるが、安さだけで選ばず生産国・原産国をチェックしたり、余裕のあるときはフェアトレードの製品を買うようにするなどの消費者としての行動は、少しでも生産者を支援することにつながるのではないかだろうか。

#### 4. 参考文献

##### [図書]

- ・ 岩附由香+白木朋子+水寄僚子(2007)『わたし8歳、カカオ畑で働き続けて』合同出版株式会社  
[オンラインデータベース]
- ・ 香川孝三(2002)「パキスタン・インドにおけるサッカーボールの生産と児童労働」『国立国会図書館データ  
ベース』<<http://iss.ndl.go.jp/books/R000000004-I6406421-00>>

##### [ウェブサイト]

- ・ 針塚瑞樹「インドのおける子どもの労働をめぐる」九州大学(2015/09/12 アクセス)  
<<http://www.hues.kyushu-u.ac.jp/education/student/pdf/2002/2HE01080K.pdf>>
- ・ Eleanor Goldberg(2015)「起業家精神を育てるために児童労働を進める国、それはインド」(2016/09/12 ア  
クセス)  
<[http://www.huffingtonpost.jp/2015/06/15/activist-fight-against-india-child-labor-legalization\\_n\\_7590678.html](http://www.huffingtonpost.jp/2015/06/15/activist-fight-against-india-child-labor-legalization_n_7590678.html)>
- ・ 「サッカーボールと児童労働」ACE(2016/09/12 アクセス)  
<<http://acejapan.org/childlabour/report/soccer-ball>>
- ・ 「インド・コットン生産地の児童労働」ACE(2016/09/12 アクセス)  
<<http://acejapan.org/cotton/childlabour>>
- ・ 「子どもが働くことは当たり前」から「子どもが学校へ行くのは当たり前」へACE(2016/09/12 アクセス)  
<<http://acejapan.org/info/2015/08/14353>>
- ・ Sustainable Japan (2016)「児童労働規制強化法が制定、家族経営企業労働を容認したことにユニセフは  
批判」(2016/09/19 アクセス) <<http://sustainablejapan.jp/>>
- ・ 谷田川あゆみ「インドの責務児童労働」牧田東一ゼミ(2016/09/19 アクセス)  
<<http://www.obirin.ac.jp/la/ico/con-sotsuron/sotsuron2009/2009M-yatagawa.pdf>>

## 2-1. サプライチェーンの低炭素化を実現するためには

井村俊太

### 1. 目的

私は日々進行している地球温暖化に対して企業はどのような意識を持ち、行動に移しているのか疑問に感じた。世界に企業はたくさん存在し、環境に与える影響は大きいと考えるからである。

### 2. 方法

サプライチェーンの低炭素化を推進している書籍と、企業のホームページからサプライチェーンの低炭素化に向けた活動を取り上げ、分析を行った。

### 3. 結果

まずは、國部克彦・伊坪徳宏・他2名著による『低炭素型サプライチェーン経営』を参考に現在の実態を調べた。

題名にある低炭素型サプライチェーン経営とは何なのかというと「地球温暖化の主な要因である温室効果ガスを削減するために、一企業レベルではなくサプライチェーン全体で低炭素化に取り組む経営」である。具体的には、「サプライヤー選択において ISO14001(※)などの環境マネジメントシステム認証を重視、様々な資材の調達方針において環境重視を非常に明確に示すことに務める」などが挙げられる。低炭素型サプライチェーンの現状を調べるため筆者は2011年11月に東証一部上場の製造業企業197社にアンケートを行い、回答を得た。全社方針としてサプライヤーに要望する環境事項についての結果は、化学物質の低減が一番多く、省エネルギー、省資源化の推進、二酸化炭素の低減を要望している企業は半数以下だった。その次に、サプライチェーンで低炭素化を目指すうえでの障害について尋ねた結果、原材料や部品の二酸化炭素削減を価格に反映させることが難しい、自社にとってのコストが高くなる、と考えている企業が多くいた。これは、低炭素化の要求がコストアップ要因になるが、それを市場が十分吸収できないことが最も大きな問題であることを示している。最後に、低炭素型サプライチェーンを推進するうえでの有効な施策について尋ねた結果、商品への補助金、低炭素型技術支援のための財政支援、のように行政機関による何らかの具体的な支援が有効とする企業が多い。低炭素型サプライチェーン経営をより潤滑に行うためには、政府の援助、企業同士のコスト面等の協力が必要であると考えられる。まとめとして、2011年段階で低炭素型サプライチェーン経営は発展途上であることがわかった。企業は自社の利益・損得を最優先に考え、環境問題への取り組みは後回しにされることが多い。しかし、構想を全く持っていないわけではなく目標に掲げている企業も少なくはないので、私は低炭素型サプライチェーン経営の実現は今後増え続けると考える。

※ISO14001…環境マネジメントシステムの仕様を定めている。基本的な構造は、「PDCAサイクル」と呼ばれ、(1)方針・計画(Plan)、(2)実施(Do)、(3)点検(Check)、(4)是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというもの。(環境省ホームページ)

企業が行っているサプライチェーンの低炭素化に向けた活動をホームページからいくつか抜粋した。

パナソニックは2009年度からサプライヤーとの新たな環境負荷低減のための活動として ECO-VC 活動を開始した。「当社の調達部材で、省エネルギー、省資源、リサイクル材の使用などの環境配慮を行なながら、同時にコスト合理化をめざす取り組み」と定義されている。この活動はパナソニックのサプライヤーが、パナソニックが提示する省電力化・省資源などの着眼点にすぐれた製品を提案する応募形式の活動である。パナソニックのサプライヤーである住友金属工業株式会社は2010年度 ECO-VC 金賞を受賞した。液晶 TV の回路基板の放熱について、鉄を用いた超薄型ヒートシンクの開発が実施された。その結果、良導電性のプレコーティングメタル鋼板が開発されアルミから鋼板への置き換えが可能になった。主な成果として二酸化炭素削減率が83%であった。

日本 IBM は「Green SCM (グリーン・サプライチェーン・マネジメント) ロジスティクス ソリューション群」を発表し、工場や倉庫の拠点配置、集荷・配送などの輸送計画を二酸化炭素削減の観点で最適化することにより、サプライチェーンにおける二酸化炭素排出量の削減を目指している。Green SCM ロジスティクス ソリューション群は、Green SCM CO<sub>2</sub> 最適輸配送ソリューション群と Green SCM CO<sub>2</sub> 最適サプライチェーン・ネットワーク設計ソリューション群の2種類がある。最適輸配送ソリューション群では IBM が持つ最適化シミュレーション・ツールを活用し、国内外の生産・流通拠点の配車輪配送経路における最適解を見出す支援を行っている。また、工場・事業所自体のエネルギー削減の仕組み・ノウハウを顧客向けにカスタマイズし、削減のコンサルティングからセンサーを活用した IT システムの構築・運用も行っている。さらには、サプライチェーンの見える化として、販売、生産、調達、サービス、品質などサプライチェーンの各業務のパフォーマンスと、各業務の経営成果に対する貢献度の見える化を支援している。他にも様々な SCM が存在している。企業を挙げてサプライチェーンの低炭素化に取り組んでいることが伺える。

ダイキンは「グリーン調達」という基本方針を制定している。これは「資材、部品等を調達する際に、環境への負荷ができる限り小さいものを、環境への取り組みに優れた取引先から優先的に調達すること」である。これは有害化学物質を含有しない資材・部品の調達、省梱包化、エネルギー使用量削減、汚染防止（大気、水質、騒音など）などの効果が挙げられる。ダイキンは取引先と連携した温室効果ガス削減の取り組みとして、取引先の使用エネルギーCO<sub>2</sub> 排出量を把握することとしている。

アップルは原料の生産と製造工程で使われる電力が環境への影響を劇的に減らせるものとし、太陽光発電施設を積極的に建設中である。また、製品を製造するにあたり、化石燃料を使って製錬されたアルミニウムよりも水力電気を使用したものを優先させ、アルミニウムのくずを再び組み入れることができるように製造プロセスを再設計し、炭素排出量が半分となった。また、アップルのオフィス、Apple Store、データセンターなど全世界にあるアップル社施設で使う電力を再生可能エネルギー100%にすることという目標を掲げている。2016年1月現在において達成率93%である。これによる2015年の二酸化炭素換算排出量は33万5000トン。これはおよそ16万3300トン近い石炭の燃焼を回避したのと同等の量である。

P&G は世界最大の日用消費財メーカーであり、一つひとつの製品が環境に与える影響は小さくても、世界各地の家庭で毎日製品が使われている。そのため、事業規模と比例して環境保全への責任は大きく、

果たしうる貢献も大きい。そこで、製品の包装や容器の省資源化に着目し、シャンプー・リンス、洗濯用液体洗剤の詰め替え容器の利用拡大を進めている。消費者が製品を使用するときに消費する水、原料、エネルギーを削減しつつ、高い品質と性能の製品の提供に努めている。また、国内工場でのCO<sub>2</sub>削減活動として、化粧品を生産する滋賀工場（滋賀県野洲市）では、製造に使うタンクや配管を、90度の温純水で定期的に洗浄・滅菌しているが、この工程で使用するガスと水を、2020年までに25%削減（対2010年比）することを目標に取り組んでいる。2015年度は、2工程の清掃時間を30分から20分に短縮し、洗浄・滅菌工程全体での生産量あたりのガス使用量/CO<sub>2</sub>排出量を約10%、水使用量を約16%削減した。

#### 4. 分析

サプライチェーンの低炭素化のために活動する企業を5社取り上げたが、それらの活動は大きく3つの項目に分けられると考える。1つ目は工場の設備の改良、設備利用時間の短縮・効率化である。古くからある工場の設備は古いままで使われているものもあると思う。新しい設備に比べるとエネルギー効率やCO<sub>2</sub>排出量が多いものがあるので改良していくべきである。2つ目は製品の調達方法・材料の変更である。ダイキンのグリーン調達、アップルのアルミニウムの精錬法の変更のように効果があることが分かる。3つ目は流通部分でのCO<sub>2</sub>削減である。日本IBMはエコカーの使用、ルート短縮による成果を上げている。これはどのような企業も取り組みやすいと思うので企業に力を入れてもらいたい。

#### 5. 考察

世界中の多くの企業は地球温暖化の防止を意識し、各企業で様々な提案を行い実行に移し成果が出ている。また、我々消費者もサプライチェーンの一員としての自覚を持ち、低炭素型サプライチェーンの構築に協力していくことが必要だと感じた。リサイクルしやすい製品を企業が開発したのならばリサイクルに協力して応えるべきであるし、企業はその製品について協力させるために呼びかけをする必要がある。また、省エネを達成している製品を選択するということも求められる。企業はサプライチェーンの製造・流通の部分で上記の企業が実践していることを真似て吸収し、新たな課題を企業間で共有し解決すること。消費者は企業が実践している活動を判断し提供されるモノ・サービスを見極めて利用すること。これらがサプライチェーンの低炭素化への大きな一歩になると考える。

#### 6. 課題

今回は大手企業について調べたが、中小企業も数多く存在するため、中小企業の活動と課題を調べる必要がある。また、企業の負担を減らすため、サプライチェーンの低炭素化に企業が取り組む際にかかるコストを企業のみではなく国が援助するシステムを構築するべきだと感じた。この援助の資金の確保も考えなければならない。

#### 参考文献

- ・國部克彦、伊坪徳弘 他2名（2015）『低炭素型サプライチェーン経営 MFCAとLCAの統合』中央経済社
- ・環境省 「ISO14001」〈<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>〉（2016/10/27 アクセス）

- ・ パナソニック 「CSR・環境」 <<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco.html>> (2016/11/01 アクセス)
- ・ Enterprise Watch 「日本 IBM と IBCS、CO<sub>2</sub>排出量を削減する「Green SCM ロジスティックスソリューション群」 <<http://cloud.watch.impress.co.jp/epw/cda/software/2009/02/16/14931.html>> (2016/11/14 アクセス)
- ・ ダイキン 「CSR・環境への取り組み サプライチェーン・マネジメント」 <<http://www.daikin.co.jp/csr/supplier/index.html>> (2017/1/10 アクセス)
- ・ アップル 「環境」 <<http://www.apple.com/jp/environment/>> (2017/1/10 アクセス)
- ・ P&G 「サステナビリティー 環境保全」 <<http://jp.pg.com/sustainability/env1.jsp>> (2017/1/10 アクセス)

## 2-2. 外国人技能実習制度をどのように改革すべきか

鈴木倭子

### 1. 研究の目的

世界中でグローバル化が進み、国家間での人の移動が活発になっている。しかし、その反面、ヨーロッパにおける中東からの移民問題など、それに伴う問題も同時に発生している。日本においても、アベノミクスが高度な能力を持った外国人労働者的人材活躍を謳う中、ヘイトスピーチなど、外国人に対する人権問題も発生している。その一つが外国人技能実習制度だ。この制度の下で働く技能実習生の多くは劣悪な労働環境で働かされており、基本的な人権も保障されていない。そこで、本来の目的である技術支援と国際交流が果たせていないのに、この制度は本当に必要なのかと疑問に思い、最終的に技能実習生たちがより良い環境で働くような解決策を考えることを目的として研究を行った。

### 2. 方法

まずこの制度の具体的な現状を明らかにして、そこから何が今問題となっているのかを示し、その問題がなぜ生じているのかということを明らかにしたい。データとして、インターネットのウェブサイトや論文、ルポを用いた。

### 3. 結果

#### 3.1. 現状について

1993年、外国人技能実習制度が制定された。この制度は発展途上国の若者を日本の企業や農場に受け入れ、人材育成、技術支援、国際交流をすることを目的として制定されたが、安価に若い労働力を使用できるとして、農業、水産業、畜産業、縫製、食品加工などの人件費の削減を大企業に迫られ、且つ人手不足にも悩まされていた業種の中の、主に中小企業の解決策としてこの制度が利用されることになった。しかし、2014年7月に国連の自由権規約委員会が行った第6回日本政府報告書審査で「人身取引の一形態」として取り上げられるなど、人権侵害がこの制度のもとで蔓延っていることが指摘されている。

#### 3.2. 問題

本来、日本に派遣された若者は、最初の一年間は「国際交流」と「学ぶ」ことを目的とした研修生として技術を学び、その後は最大二年間企業と雇用契約を結び、実習生として「労働を通じて実践的に技術を習得すること」を目的として就業する。しかし、現実では、多くの研修生・実習生が労働基準法を無視した低賃金、長時間労働をさせられており、単純労働への従事を強いられていることも多く、技術支援の目的も果たせていない問題がある。特に、安田浩一(2010)はルポの中で、暴行、虐待、携帯やパソコンの所持の禁止による外界との切断、労働組合への加入の禁止、パスポートや預金通帳の取り上げ等といった人権侵害がまかり通っている現状を指摘している。厚生労働省によると、平成27年に技能実習生の実習実施機関に対して行った調査の結果、労働基準関連法令違反が認められた機関は監督指導を実施した5,173事業所のうち71.4%にあたる3,695事業所であったという。また、結城康博(2015)は技能実習生を送り出す国の送出し機関が事務諸手続きや日本語教育などを名目に実習生から多額の費用を徴収するケースがあると指摘している。そのため、送出し機関に多額の借金を背負った研修生が返

済できないことを理由に日本国内で失踪してしまうケースがあると指摘しており、JITCOの調査では2013年には2,822人の実習生が失踪したとされている。またこれらの機関は企業と実習生の間で問題が生じたときに違約金を払わせる契約を実習生に結ばせていることがあり、実習生が企業からの搾取について公的機関に訴えることを阻んでいる。

### 3.3. 理由

これらの問題の理由としては、第一に中小企業や第一次産業の困窮が考えられる。長年に渡る不況の影響を受け、経営が苦しく、後継者不足にも悩む中、大企業や私たち消費者からの要求に応えなくてはならず、研修生や実習生がいないと経営が成り立たないという状態が低賃金、長時間労働の温床になっていると考える。第二に、外国人に対する差別意識である。前述したルポの中でも、実習生に暴行を働いたある会社の社長が、「なぜ実習生に日本人と同じ権利を与えないといけないのか」といった発言をしたということが述べられており、根底にある差別意識が基本的人権に対する意識を希薄にさせていると考えられる。第三に、受け入れに関わる諸機関の利益の搾取が考えられる。特に、日本の協同組合も技能実習生を受け入れる傘下の企業に高額な仲介料を払わせ儲けていることが同レポートで指摘されている。また、前述したように送出し国との送出し機関も、実習生に日本へ渡る際の高額な紹介料を払わせるなどして、利益を得ている。日本側は2009年に法を改正し、送出し機関の搾取を禁止したが、中国など、国の公的機関が送出しに関わっていることもあり、徹底はできていない。

### 3.4. 他国との比較

では、他の外国人労働者受け入れ制度はどのようなものか、日本と比較していきたい。アメリカの場合、短期就労者に着目すると、ビザはH1(高度専門職)とH2(季節労働者)に分けられており、ビザの種類によって労働市場テストと数量割当制が課せられる。(表1参照)

	H1B(高度専門職、学士以上の学歴保持者)	H2A(季節労働者、農業)	H2B(季節労働者、農業以外)
労働市場テスト	×	○	○
数量割当制	○	×	○

(表1) Hビザの内訳

労働市場テストとは、国内では必要とする労働力が賄えないことを雇用者が証明する制度で、数量割当制はビザの上限を決める制度である。いずれにしても、高度な技能を擁する人材の優先、国内労働者の優先及び国内労働者が就かない職業の穴埋めとしての意味合いが強く、不法滞在者の防止にはあまり役立っていない。韓国の場合、日本と似たような研修制度が続けられていたが、不法滞在者の増加を受けて2004年に雇用許可制度を制定した。この制度は研修生としてではなく、外国人労働者として非専門職人材の受け入れを許可するもので、外国人政策委員会で決議され二国間で覚書を締結した送出し国からのみ受け入れる。原則として労働市場テストを行い、移民制度ではないため就業期間や再入国に制限

を設け、家族の同伴を禁止している。また、韓国民と同じ労働関係法が適用され、労働組合に加入することもでき、国民年金、健康保険の加入義務と滞在期間終了時の帰国費用を賄う「帰国費用保険」の加入義務がある。この制度によって、2002年には289,239人だった不法滞在者が2004年には209,804人に減少するなど効果は大きかった。しかし、依然として外国人労働者への人権侵害が絶えないことが問題視されている。

#### 4. 考察

調査の結果から、私は外国人技能実習制度に代わる新しい制度を作るべきだと考える。理由は2つある。一つ目は、この制度の目的である国際交流と技術を伝えるという目的がほとんど果たせていないからだ。国際社会から非難されているように、現状この制度は立場の弱い実習生を搾取するビジネスであり、利益を生む限りこの制度を利用する悪質な業者が後を絶たないだろう。それを防止するためにはこの制度を抜本的に解決しなくてはならない。二つ目は、技能実習制度という、あくまでも研修というスタンスの制度では労働者の権利の保障や義務などについて明確に定めることができないからだ。労働者であるとみなされないということは、労働する上の立場は通常の労働者よりも必然的に弱くなる。さらに、外国人であることから受ける差別や文化の違いによる摩擦、言葉の壁が発生することが容易に想像できることから、それらの問題を解決するためのサポート体制の確立、労働組合への加入の強固な保障のためには彼らを「外国人労働者」と定義しておくことが重要である。では、新制度の具体的な案を考えてみた。

I これまでの技能実習生を外国人労働者とすることを明記する
II 労働基準法の下、日本人と同じ労働条件で労働させ、最低賃金を保証する
III 人権侵害、労働基準法違反を行った雇用主へ罰則を設け、一定期間受け入れを禁止する
IV 健康保険の加入を義務づける
V 雇用主が直接雇い入れるか、若しくは公的な仲介機関を設立し、行政の監視のもと受け入れを決定する
VI 労働者の職種、技能等に基づくビザを支給し、雇用期間の最長をそれぞれ定める
VII 雇う際に労働市場テストを行う
VIII 正式な雇用の前に一定の研修機関を設ける
IX 身につけた技能に応じて転職を許可する ただし、その際は原則申請しなくてはならない
X 優秀な人材や、日本で長年働いた、犯罪歴がなく、技能を有する者は永住権を得られ、家族を本国から呼び寄せられる ただし、家族にも犯罪歴などの審査を行い、原則二親等までとする

(表2) 制度案

I～IVまでは、これまでの技能実習生を労働者と明記し、労働基準法の遵守、法を犯した雇用主への罰則の項を設け、さらに健康保険の加入を義務付けることで、技能実習制度から外国人労働者制度への転

換を図り、労働者の基本的な権利を保障するために有効であると考える。Vによって、受け入れに行政が積極的に介入することで、不法労働者や悪質な送出し機関を締め出すことができる。VIはアメリカを参考に、ビザを細かく分けることで、労働者の実態把握及び失踪者防止に役立つと考え、案に盛り込んだ。VIIはアメリカと韓国の例を参考に、国内労働者保護のために一定の効果を発揮することを期待する。VIIIは、一定の研修期間を設け、日本語、文化、風習などについて学んでもらうことで日本での生活や職場の人間関係が潤滑になることにつながる。また、労働者の権利や法律についても学習してもらうことで、いざというときに自分の身を守ることができる。IX, Xは優秀な人材に特典を与えることで、労働者のモチベーションを高め、日本経済の発展につながることが期待できる。

## 5. 課題

これから課題としては、以上に述べた案の実現に向け、具体的な方法を探る必要がある。新制度は国のレベルで法案として決定しなければならないが、いきなり実現するのは個人では不可能なので、まず技能実習生のために活動している団体や実習生に実際に会いに行き、より深く現状を認識することで案の不完全なところを補完し、案の実効性や社会に与える影響についても考えていきたい。そこからまた出てきた課題の解決に向けて、より多くの人に問題を知ってもらい協力していくことが、大きな目標の達成につながると考える。

## 参考文献

- ・ 安田浩一(2010)『ルポ 差別と貧困の外国人労働者』光文社新書
- ・ 社会政策学会編(2016)『社会政策』第八巻第一号 ミネルヴァ書房
- ・ 厚生労働省「外国人技能実習生の実習実施機関に対する平成27年の監督指導、送検の状況を公表します」  
[\(2017/01/09 アクセス\)](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000133506.html)
- ・ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「主要国の外国人労働者受入れ動向:アメリカ」  
[\(ともに 2016/01/09/アクセス\)](http://www.jill.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/usa.html)
- ・ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「主要国の外国人労働者受入れ動向:韓国」  
[\(ともに 2016/01/09/アクセス\)](http://www.jill.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/korea.html)
- ・ 毎日新聞「外国人技能実習制度 衆院委可決 監督機関を設立、人権侵害に罰則、「介護」も在留資格」  
[\(2016/01/20 アクセス\)](http://mainichi.jp/articles/20161021/dde/001/010/088000c)
- ・ JISCO(公益財団法人 国際研修協力機構「技能実習生の行方不明者 発生防止対策について」  
[\(2015/08/06 アクセス\)](http://www.jitco.or.jp/stop/sissouboushi.html)

## 2-3.男女平等な社会をどうやったら作りあげられるか

藤生直宏

### 1. 目的

現代は、女性が活躍する時代と言われている。内閣府の国勢調査によると、欧米の先進国に比べると依然就業率は低いままである。その第一の理由として「働きたいが、家事・育児などが大変で働く環境がない」というのがある。したがって、私はどういう環境づくりを行っていけば女性が結婚、出産などで会社を辞めることなく男性と同じように働く「男女平等な社会」を実現できるか疑問に思い、調べることにした。

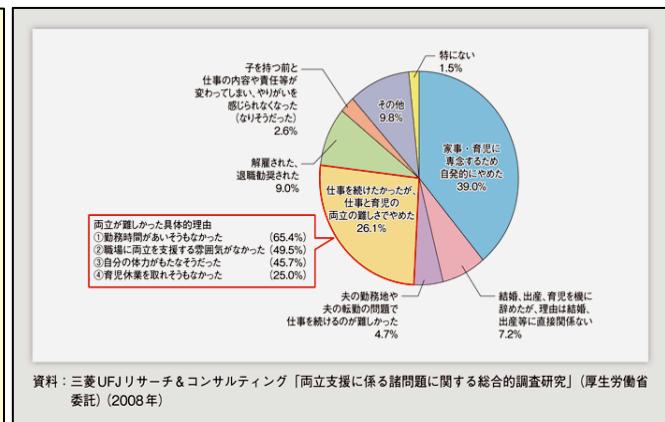
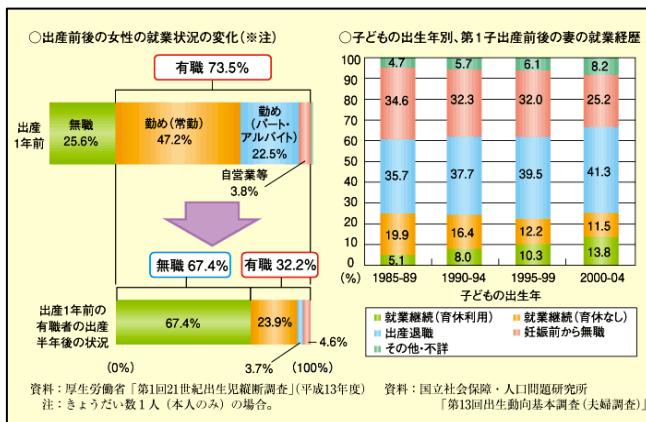
### 2. 方法

私は、女性が会社を辞めてしまう理由はどこにあるのか、日本と欧米諸国における女性の社会進出の違いがどのようなものなのか、日本で女性の社会進出を阻むものはいったい何なのか、日本で男性が育児休業を取得する人が少ない原因はどこにあるのか、スウェーデンの育児休暇制はどのような点で日本より優れているかを調べて考察した。

### 3. 結果

#### 3.1. 女性が会社を辞めてしまう理由

女性が会社を辞める理由は、三菱UFJ&コンサルティングの調査によると、結婚や出産で家事育児の両立ができないということや、男女共同参画社会基本法があるのにもかかわらず男性と女性で賃金が違う、女性が妊娠や結婚で退職した時に会社で重要な地位にいると会社の損につながり、女性には大きなことは任せられないという考え方から女性は出世しづらくなり、女性が働くことに対して軽く考えてしまっていることなども挙げられる。そこで、私は一つ目の結婚や出産で家事育児の両立ができないということのうち出産について男性の育児支援に着目して探求していこうと思う。



(図1)出産前後の女性の就業割合

(図2)女性が会社を辞めた理由

### 3.2. 日本と欧米諸国における女性の社会進出の違い

The Essence of BBT のデータによると、男女雇用機会均等法など様々な女性の社会進出を促進させる法律が施行されてから、女性雇用者数は、1985 年に 1464 万人だったのが、2010 年には 2263 万人へ 799 万人も増えている。しかし、内訳を見ると、正社員は 994 万人から 1046 万人とあまり伸びていない。それに対して、非正規社員は 470 万人から 1217 万人へ、約 2.5 倍も増えている。つまり、女性の就労率は徐々に上がってはいるものの、その大半はアルバイトやパートなどの非正規雇用である。欧米諸国と比べると、全体の雇用者数はそれほど差はない。ところが雇用の質を比較すると、欧米だけでなく、世界との差が歴然なのである。管理職に占める女性の割合は 10.1% と低く、さらに取締役の割合になるとわずか 1.4% と世界平均の 8.8% を大きく下回っている。

### 3.3. 女性の社会進出を阻むもの

女性の社会進出に対して何が問題なのかというと、おそらく男性の意識であると思う。私の見解では、昔からの「女性は家にいるべき」という価値観が未だに根強く残っているのも影響していると思う。上の図にある通り女性の就業状況は出産を機に大きく変化している。厚生労働省が発表した 2015 年度の雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は 2.65% となり、1996 年度の調査開始以来、最高となった。政府としては、男性の取得率を 20 年度までに 13% に引き上げるようにするが、それにも遠く及ばず、低水準にとどまっているのが現状であり、欧米諸国と比べると、差は歴然である。日本では「男女共同参画」ではなく、「育児女性も働く」形で女性の就業支援が進んでいるという点が欧米と異なる。つまり、就労を続ける女性は、家事・育児・仕事の両立をしなければならない。男性のサポートが欧米と比べて圧倒的に少ないのである。なぜ、欧米では男性の育児参加が進んでいるのにもかかわらず、日本では進んでいないのだろうか？そして日本でも、男性がもっと育児休業を取ることができれば、女性の社会進出が促進されるのではないだろうか。

### 3.4. 日本で男性が育児休業を取得する人が少ない原因

育児休業とは、子どもを養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業のことである。1991 年に制定された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）（通称：育児介護休業法）によって定められている。

日本の男性が欧米諸国に比べてあまり育児休業を取得しない原因是男性の育児参加に先進的な取り組みをしてくれる企業があまり多くないことがあげられる。例えば、育児休業期間中の賃金については、法令上は賃金の支払いを事業主に義務付けておらず、各事業所の就業規則等による。厚生労働省「平成 27 年度雇用均等基本調査」によると、育児休業中の労働者に会社や企業内共済会等から金銭を支給している事業所割合は平成 24 年度同調査では 18.9% であり、このうち「毎月金銭を支給する」は 10.3% にとどまっている。つまり、事業主は育児休業を取得した人に賃金を支払う義務がないので払わなくてもいいということだ。しかし、育児休業のために賃金の支払いを受けられない者に対して、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 61 条の 4 の規定により育児休業給付金の支給を受けることができる。休業は法律により定められている労働者の権利であるため、事業所に規定が無い場合でも、申し出により休業することは可能であるが、やはり収入は育児休業取得以前より減少する。収入面以外に考えられること

は、法整備はされているが日本人の意識がまだ追いついていないことがあげられる。そのようなリスクがあるためなかなか育児休業を取得する決心がつかないのである。

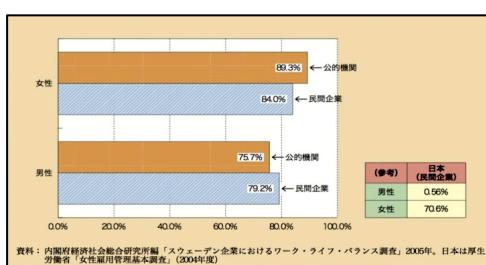
### 3.5. スウェーデンの育児休暇制度

元々はスウェーデンも日本と同じように、男性の取得率は女性の取得率の10%と、とても低かったものの、今では福祉大国として知られ、北欧諸国の中でもとりわけ男女平等が進んでいる。女性の就業率は64.8%と高く、妊娠・出産後も働き続ける人がとても多い。こうした女性の活躍を可能にしているのが、柔軟な育休取得方法と雇用側の意識、男性の育児・家事参加率の高さ、そして経済的サポートである。

スウェーデンの男性の育児休暇取得率は90%近くに上る。日本の2.3%と比べると、雲泥の差だ。スウェーデンでは、父親・母親合わせて480日の有給育児休暇を取得することができる。2015年までは、480日のうち相手に譲ることのできない育休が60日ずつだったが、今年1月に制度が改正され、90日に延長された。この育休は、取得しなければ消滅してしまうため、男性の育休取得率の向上に繋がっている。また、育児休暇を分割することや、子供が8歳になるまでは勤務時間を短縮することもできる。働き方にも多様な選択肢がある。充実した育児支援制度が整うスウェーデンだが、男性の高い育休取得率を支えるのは「雇用側の意識」だと、駐日スウェーデン大使のマグヌス・ローバック氏は言っている。スウェーデンでは、男性が育休を取得することが社会的に広く受け入れられているが、やはり雇用側の理解と受容が大きいのである。今の日本は、制度は整っているものの環境が許さない、という状況にあるため、男性の育休取得が社会的に受け入れられるためにはかなりの時間が必要である。

スウェーデンでは、夫婦共働きの家庭も多く、家事・育児の分担もフェア。それを可能にしているのが、労働時間の短さである。残業がほとんどなく、父親も早く帰宅し、平日でも子供と過ごすのが基本となっている。だから日本に比べて圧倒的に家族と触れ合う時間、家事育児を行う時間を作ることが可能である。

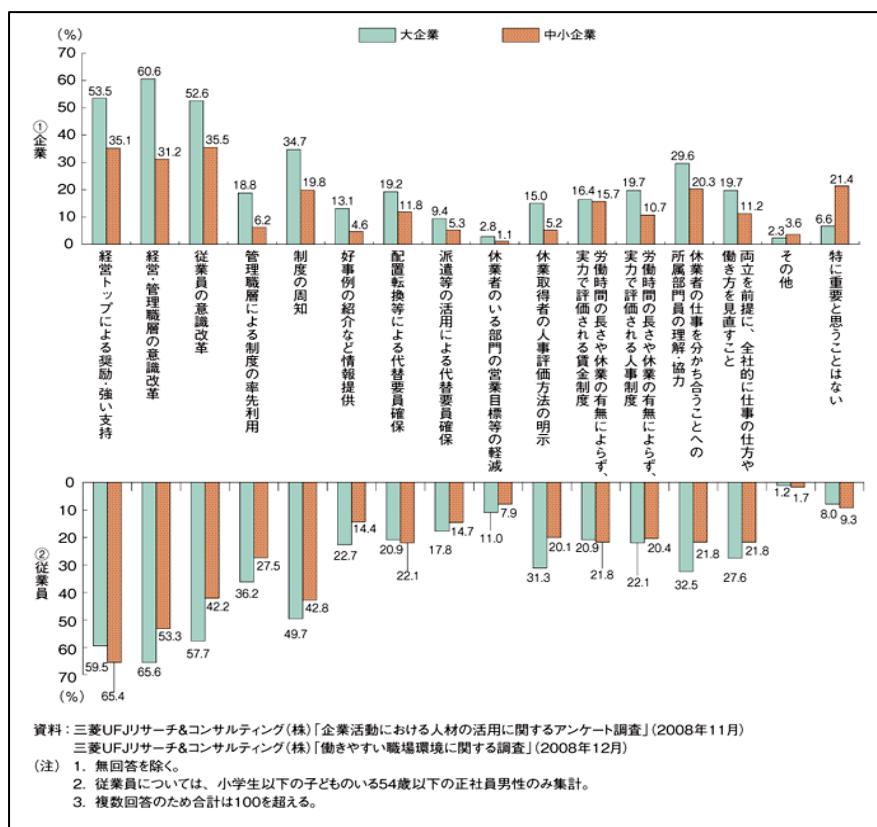
また、育児休業中は所得補償が受けられるので、経済的側面からも重要な子育て支援策であるといえる。手当額は最初の390日間は働いていた時の賃金の80%給付、残りの90日間は一日約2800円の定額給付となっている。日本では、働いていた時の賃金の最大50%給付になっている。育児休暇の期間はスウェーデンの1年4ヶ月と比べ、日本の方が最長1年6ヶ月と長い。しかし、自由度に大きな違いがある。日本では一回でまとめて取得する事が一般的だが、スウェーデンでは子どもが8歳になるまでの間に分割して取得しても良い事になっている。たとえば、産後1年休んで復職し、小学校入学前後に4ヶ月休むなど、柔軟な取得が可能である。



(図3) スウェーデンの育休取得率

#### 4. 考察

私がこれらの考察から導き出した答えは、社会的に有力な人や、会社でいうなら上層部の人が率先して育休や有給を取得し、企業の就業体制を変えていくことが育児支援などの取得率の増加につながり、女性への負担が軽減され結果的に男女平等な社会に近づくことができるのではないだろうかということだ。下の図は、男性が育児休業を取得する上で、重要だと考える取組を企業側、従業員側の両方から見たものであるが、企業側は大企業、中小企業を問わず、「経営トップによる奨励・強い支持」、「経営・管理職層の意識改革」、「従業員の意識改革」といった取組が同程度重要であると考えている。一方、中小企業の従業員は、「従業員の意識改革」が重要であると考えている割合は低くはないが、それよりも「経営トップによる奨励・強い支持」や「経営・管理職層の意識改革」、「管理職による制度の率先利用」といった経営の上層部による契機が重要であると考えている割合が高い。また、中小企業においては、「制度の周知」について従業員と企業の間でのギャップが大きくなっていることも特徴的であり、男性の育児休業取得を推進するためには、このような取組が重要であると考えられる。この結果から、上の世代が率先して意識を変えていくことで、若い人の意識も「育休を男性は取りづらい」という意識が少しずつ変わり、スウェーデンのような福祉大国に近づくことができるのではないだろうか。



#### 5. 課題

スウェーデンの制度について調べたが、スウェーデンが充実したサービスを提供できる大きな要因として税収が多いことがあげられる。なので、日本が税収を上げるために国がどのような政策を行ってい

けば国民が納得してくれるかを考察してこうと思う。あと、日本の中でも育児休暇などを積極的に取り入れている企業で、具体的にどのような体制で行っているかを調べていまだ取り組みがなされていない企業をどう変えていくかも考察していこうと思う。

## 参考文献

- ・ 内閣府平成 21 年版 少子化社会白書（本編<HTML 形式>）> 第 1 節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の現状. <<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2009/21webhonpen/html/i1310000.html>>. 2016 年 10 月 27 日アクセス
- ・ 内閣府平成 28 年版 少子化社会対策白書（全体版<HTML 形式>）> 第 1 部 少子化対策の現状（第 1 章 4）. <[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2016/28webhonpen/html/b1\\_s1-1-4.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2016/28webhonpen/html/b1_s1-1-4.html)>. 2016 年 10 月 27 日アクセス
- ・ 内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン企業におけるワーク・ライフ・バランス調査」. <<https://ebisawayuki.com/blog/%E8%82%B2%E5%85%90%E4%BC%91%E6%9A%87%E5%88%B6%E5%BA%A6/>>. 2016 年 11 月 1 日アクセス
- ・ 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング(株)「働きやすい職場環境に関する調査」(2008.12). <<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h21/h21/image/k3528000.png>>. 2017 年 1 月 12 日アクセス
- ・ 三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング(株)「企業活動における人材の活用に関するアンケート調査」(2008.11) <<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h21/h21/image/k3529000.png>> 2017 年 1 月 12 日アクセス

## 2-4. 日本企業はどう難民と向き合っていくべきか

澤田奈々美

### 1. 課題と目的

私は以前あるニュース番組で日本に来ている難民についての特集を見て、日本がうけいれている難民の数の少なさに衝撃を受けた。法務省が2014年に発表したデータでは、申請者数は5000人と過去最多となったが認定された人の数は11人。この数字は他国と比べて非常に少ないもので、G7諸国全体の認定総数に占める日本の割合は、四捨五入すれば0パーセントになる（正確には0.2%）。また、1981年に難民条約に加入した日本は、日本に逃れてきた難民を保護する責任を負っているはずである。経済大国である日本がなぜここまで難民に対して非積極的なのだろうか。これによって日本社会がより国際社会の中で成長するための機会を逃しているのではないか、世界的な問題である難民問題に日本の企業はどう関わっているのかと思い、日本での難民雇用や支援を行っている企業について調べ解決策を考えたいと思った。

UNHCRによる2015年のグローバル・トレンド・レポートによると、紛争や迫害を逃れ、家を追われた人の数は6530万人で、少なくとも1000万人の無国籍者がいると推測されている。日本でも難民申請で世界各国から来る外国人がここ数年で激増しているが、日本では税金による負担や、宗教・生活習慣の違いなどのデメリットばかり重要視され実際の受け入れ人数はとても少なくなっている。このような状況をふまえて、企業はどんな戦略をとっているのだろうか。

### 2. 日本企業のCSR活動の例

最近CSR活動(CSR=企業の社会に対する責任)を重視し取り組んでいる企業が増えてきているが、難民雇用の問題に対して日本の企業は具体的にどのような活動をしているのか。私は日下部公亮氏の論文「難民問題と企業のCSR活動について」で示されている企業について各社のホームページで調べることにした。株式会社ユニクロでは、国連のUNHCRとのグローバルパートナーシッププログラムの一環として、日本で難民認定を受け、定住が認められた難民とその家族を対象に、就業体験の場を提供することで、自立を支援する「難民インターンシップ」を行っている。最大6ヶ月間、店舗でインターンシップの機会を提供。インターンシップ終了後、希望者には、店舗スタッフとして本採用される道も開かれていて、2015年11月現在、インターンや正社員などさまざまな雇用形態で合計13名が勤務している。また雇用後のサポートにも力を入れており毎月CSR部従業員が店舗を訪問し、仕事の悩み相談や今後のキャリアについてアドバイスも行われている。単に雇用するだけではなく、長く働くようサポートも行うこの取組みは、日本に定住する難民の自立支援を行うRHQ支援センター（難民事業本部）からも、高い評価があり、今後も、取組み拡大を目指すようだ。

そして自立的な面からの支援とは別に、難民の命をつなぐためや避難生活に必要な救援物資、医療支援を提供する緊急の物資的支援を行っている企業の例として、UNHCRと30年以上の企業パートナーである富士メガネがあげられる。この企業は世界中の難民にメガネを提供し、難民の生活の質の向上に貢献する海外難民視力支援ミッションを行っている。代表取締役会長・社長兼任である金井照雄氏は2

2006年に難民に多大な貢献をした個人または団体を称える難民支援のノーベル賞とも言われている「ナンセン難民賞」を日本人として初めて受賞し、これまでに171名の社員が現地を訪問、計33回の寄贈を実施し、合計145487組のメガネを提供している。金井氏はメガネの提供だけでなく、2003年にネパール・ブータン難民キャンプに眼科クリニックの設置、2007年には「ナンセン難民賞」の賞金でアゼルバイジャンの国内難民移住地区に地下水の給水施設を完成させていて、難民たちの生活の質の向上に充分貢献していると言える。こうした物質的な支援は、他にもIKEAの「難民キャンプに明かりを届けよう」キャンペーンなど、国際的に店舗を持つ企業が取り組んでいたが、「日本の企業」として十分な支援を行っている企業は今回の調査の結果では富士メガネくらいであった。

### 3. 他国との比較

ここまで日本での難民問題と企業のCSR活動について取り上げたが、難民を多く受け入れている国の企業ではどのような対策が用いられているのだろうか。UNHCRによるデータでは、2015年に最も多くの難民を受け入れた国は約240万人を受け入れたトルコ、次いで約210万人を受け入れたドイツが二位とされている。日本と同じG7に参加している先進国で難民を多く受け入れている国の代表としてドイツの企業を調べることにした。自動車メーカーであるダイムラーは、難民を受け入れて製造・物流の実務やドイツ語の研修を実施し、自社の労働力とするだけでなくサプライヤーの中小企業の労働力不足解消につなげようとしている。この取り組みは「ブリッジ・インターン」と呼ばれ、プログラムに掛かる費用は最初6週間は連邦雇用庁が負担し、残りの8週間はダイムラーがインターンの最低賃金を支払うことになっている。また、日本にも会社を持つ情報通信や電力関係で名が知られているシーメンスでは、難民がドイツ政府の職業訓練プログラムに参加できるよう支援している。また、6ヶ月の研修で、数学などの基礎教育からドイツ語まで網羅的な教育を行い、難民が既存の公的教育制度に参加できるよう支援している。その他、「起業家精神のある若い難民の才能を解放したい」とする社会起業家による難民向けのプログラミング学校開設の動きなどもある。これらの企業の活動例から、難民認定者数の多いドイツでは“自立的な支援”が充実していると感じた。

### 4. 政府への提案

難民を支える活動には企業だけでなく、政府や自治体、UNHCRをはじめ、難民支援協会や難民の直面する問題にボランティアでかかわる弁護士などの専門家など多くの組織がある。さまざまな難民コミュニティ間の横のつながりを強化して、課題を洗い出し支援団体などの力を借りながら、優先すべき課題について政府や自治体に働きかけている。私は難民を支える動きが難民自身から、そして日本人からも生まられて安心したが、実際に難民とその国に住んでいる人々が、より良い暮らしを送れるようになるためには、やはり根本的な制度を変えていく必要があると思った。日本での難民受け入れを改善するためには、今の「出入国管理及び難民認定法」に代わる新たな法制度が必要である。2012年の10月まで内閣府特命担当大臣として「日本の難民受け入れ」という課題を担当した中川大臣は「日本の難民受け入れはもっぱら国際貢献として説明されているけれど、国内に対してはきちんと説明ができていない。」と述べている。専門家やNGOの間でも、新たな「難民法」の制定を求める声が高まっていて、難民支援協会の石川事務局長は、ネットで多くの人から寄付を募るクラウドファンディングサイト「R

EADY FOR」を使って新しい法律の実現を訴えている。

難民支援協会が他の NPO と連携して提案する「新難民法」の内容の柱は次の三つになる。

1. 適正な難民認定が行われるしくみをつくること
2. 審査を待つ間、法的地位を確立し、最低限の生活を保障すること
3. 認定を受けた後の日本社会への適応を支援すること

公正かつ透明な難民認定手続きが行われ、認定後には日本で安定した生活を送れるようにする、という当たり前のことのように思われるが法制化することで、より良い社会の実現につながると考える。また、国レベルだけでなく、難民の実際の社会統合の場となる地域レベルでの取り組みも自律的に支援していく上では、重要となる。ドイツの例にならって、これらの制度が整うことで新たに難民と認定される人々が日本語や日本社会について学べる機会を地域単位で増やすことはどうだろうか。将来的に考えると、こういった自立的支援が多く挙げられるが、現在の日本では難民申請の結果を待つ間での生活は非常に厳しいという現状がある。U N H C R からは、必要な経済的、衣食住および医療を含む基本的なニーズが満たされるよう枠組みの見直しを求められている。特に来日直後は、その日泊まる場所がないという難民が多くいるため、最低限のセーフティネットを確保するように他団体と連携し、単身女性や病気を抱えている人など緊急的な支援のニーズが高い難民から順次、シェルター（一次避難所）を提供している。国民健康保険に入れない難民申請者は、病院に行くことを我慢し、病状を悪化させてしまうことがある。病院に行くことを選択したとしても、全額（10割）、もしくはそれ以上の負担となり、医療費の支払いは大変困難であり、受診を拒否されることさえある。これらの難民を受け入れやすくなる条件が取り入れられた政府と同時にその受け入れられた難民が安全に暮らせるような支援を行う企業が増えることが望まれ、自立的にも物質的にも支援しやすくなる国になることが一番である。

## 5. 考察

日本も企業が自立的に支援しやすくなる国になることが一番だが、上記で述べたように難民認定者数が 11 人である現状が変わるには政府の協力などが必要となり難しく時間がかかると思われる。そのため、制度が整うまでは国外にいる難民に向けての物質的支援を進めていくべきだと感じた。認定 NPO 法人の難民支援協会や国連の難民支援機関のホームページでは、企業向けの支援活動のページが設かれている。そこでは、チャリティーイベントの開催や、寄付の呼びかけ、社内でのセミナーの開催などの具体的な協力方法が示されていて、いつでも企業が申請しやすい環境が整っている。私は、そういった団体の取り組みの存在をより多くの人に知ってもらい支援活動に協力する企業が増えることで、日本からでも世界問題である難民問題に貢献できると考える。

## 参考文献

- ・ 根本かおる(2013)『日本と出会った難民たち』英治出版
- ・ 日下部公亮.「難民問題と企業の CSR 活動について」.〈<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~takaura/15kusakabe.pdf>〉(2017年1月12日アクセス)
- ・ 難民支援協会.「ドイツはなぜ難民を受け入れなのか?政治的リーダーシップと強靭な市民社会」.〈<https://www.refugee.or.jp/jar/report/2016/08/26-0000.shtml>〉(2017年1月12日アクセス)

### 3-1. ベビーシッターを普及させるためにはどうすればよいか ～女性の社会参画を促進させるために～

酒井遙香 玉井梨央奈

#### 第一章 共働き世帯の増加とそれに伴う問題

現在日本では、共働き世帯がそうでない世帯よりも多い。(表1)は共働き世帯の増減を表すグラフである。1980年代では働く夫と専業主婦からなる世帯は共働き世帯により上回っているが、2000年以降共働き世帯は年々そうでない世帯を上回っている。その理由は女性の社会進出が増えたことにあるだろう。それとともに、共働き世帯が増えることで起こるのが待機児童問題だ。共働き世帯が増えて保育所の需要が高まっているのに対し、建設条件の複雑さや保育士の不足によって保育園が不足している。これが待機児童の増加に繋がる。この待機児童問題はさまざまな形で世の中に影響を与えている。たとえば、出産後の女性の就業率の低下だ。共働き世帯の子供が待機児童になると、母親は仕事をやめざるを得なくなり女性の職場復帰が難しくなる。また結婚率や出生率の低下にも影響を与えている。待機児童が減少しないと女性は子供を産むことを躊躇し、さらには結婚することさえめらうことになるだろう。このことで少子化が将来さらに進むのではないかと考えられる。少子化の進行で、少子高齢化社会の現実は刻々と近づいて来るだろう。これは日本の社会の乱れを促進し、ほかの国に比べて経済力において乏しいという印象を与える。したがって待機児童の増加は少子化を促進させ、日本が先進国としての立場を失いかねないだろうと考える。

こうした事態を阻止するために私たちはベビーシッターの利用促進を提案したい。保育園に入ることが不可能だった待機児童を持つ親にベビーシッターを利用することで、子育てと仕事両立させてほしいと考える。ベビーシッターは保育園と違い、早朝・夜間保育といった、保育園では不可能な時間帯に子供の面倒を見ることや保育所と違い発熱時にも対応してもらえる。また個別教育のため子供と深く接し、その体調の変化や成長を間近見ることができるという利点がある。また、ABAの「ベビーシッターの自主基準」で、保護者の委託を受けてその委託等において保育サービスを行うもの、また、保護者の居宅等において、直接児童を保育するものの総称であると定義されている。その役割と業務は、家庭における育児昨日の補充・支援、多様なニーズに応じた保育サービスの提供、居宅外における保育である。利用者の希望に応じ、指定された日時や場所に出向いて保育サービスを提供するほか、託児ルームにおける保育も行うのだ。しかし、ベビーシッターの利用を促進させるためには様々な課題がある。(表2)より日本でベビーシッターが普及していない原因として、ベビーシッターへの不安を感じる人が多いことと、金銭面の問題が挙げられる。私たちはこの二つの課題がベビーシッターの利用促進を妨げる要因だと考えた。ではこの二つの課題を解決するためにはどうすれば良いだろうか。

#### 第二章 解決策

認可保育園とベビーシッターの間では様々な違いがある。その一つは金銭面だ。夫がサラリーマンで、妻がパートで働いている共働き世帯を例に具体的な数字で比較してみる。2014年国税庁「民間給与実態統計調査」によるとサラリーマンの平均年収は514.4万円である。また、「毎月勤労統計調査平成21年

分」によると、パートの平均収入は114万円である。この場合、大阪府堺市の認可外保育園に一歳児を預けると、月約45000円かかる。それに対して企業を通してベビーシッターを利用する際はビギナーの場合だと一時間につきおよそ3000円かかる。ベビーシッターを保育園と同じ要領で週5日9時間利用した場合、約135000円かかる計算になる。ベビーシッターと認可保育園の利用料金の間では、最大約90000円の差があることがわかる。では、この差を埋めるためにはどうしたらよいのだろうか。その答えとして私たちが考えたのは既存のベビーシッター派遣事業の実施方法の見直しである。平成28年度に内閣府で実施されている事業は一回につき2200円の割引券が一家庭に一か月24枚配られる。その割引券は一日一枚迄利用でき、さらに所得制限はない。これを負担しているのが、企業である。大企業の場合だと、割引額の10%、中小企業はその5%負担している。一見、この事業はベビーシッター利用者にとって有難い制度のようにも見えるが十分ではない。認可保育園とベビーシッターの一か月の利用料金の間には上記より最大90000円ほどの差があるのに対し補助金制度の割引額は月約52800円だけである。したがって、その差を埋めることができない。そのため、日本ではベビーシッターの利用率が低いと考えられる。そこで提案するのは補助金制度の割引額を引き上げるのではなく、所得制限をありにして利用者の家庭事情を配慮すべきだということだ。それによって待機児童を持つ親と保育園を利用する親の間での不公平さは払拭され、待機児童をもつ低所得者でも敷居の高いベビーシッターを利用しやすくなるのではないかと考える。しかし、所得制限を有りにするだけではベビーシッターの利用率は上がらないだろう。なぜなら、さらに既存の割引制度には問題があるからだ。それはベビーシッターの利用割引制度を実施している企業や団体に雇用されている人しか利用できないのである。つまり、その企業に勤めていない人は割引制度が受けられないということだ。この問題を解決するためにより多くの企業で割引制度を実施すべきだと考える。そうすれば、個々の企業や団体の負担も減り、割引制度が実施しやすくなる。つまり、利用しにくいという印象は払拭され、ベビーシッターが普及することに繋がる。

金銭面での問題については割引制度を実施する企業や団体を増やし、各々の負担額を減らすことで一人でも多くの人に割引制度を利用してもらうことが必要だ。

二つ目は、ベビーシッターへ不安を感じる人が多いことだ。“知らない人に子供を預けることへの不安”や“自宅にあげることへの抵抗”という意見から、いずれもベビーシッターに対する信用がないことが原因だとわかる。その中でも、信用できない大きな理由の一つとしてテレビやインターネットなどでみられるベビーシッターに関する事故や事件があげられる。中でも有名なのは、2014年3月に埼玉県の富士見市でおこった“富士見市ベビーシッター事件”である。これは、自称保育士の男が預かった子供に虐待をし、殺害したという事件だ。その他にもベビーシッターが家の中のものを盗む、などのようにベビーシッター関連の事件は過去に多数存在している。これらの事件が起きたことから、世間からのベビーシッターへの信用はなくなっている。しかし、それを利用せざるを得ない状況に陥っている人が増えたのも事実である。このような人々が信用して子供を預けられるようにするにはどうすればいいのだろうか。

ベビーシッターには企業型と個人型がある。“富士見市ベビーシッター事件”は個人型のベビーシッターが起こした事件だ。個人型のベビーシッターのことを個人シッターといい、その利点は安価である

ことだ。ベビーシッターのニーズが高まってきたため、安価な個人シッターに利用者が流れることは必然であろう。しかし、個人シッターは玉石混交であり、子供を預けることに対するリスクが高まる。また、個人シッターには資格が必要なく、利用者と個人シッターとの出会いの場であり交渉の場であるマッチングサイトに登録するだけで、だれでも簡単にベビーシッターを名乗ることができる。これが、この事件を起こした原因といつてもいいだろう。このサイトもマッチングのみを行うサイトだったため、品質管理も十分ではなかった。しかし、この事件を受けて厚生労働省でも子供の預かりサービスに関する専門委員会を立ち上げ、マッチングサイトのガイドラインがつくられ、さらに、訪問型保育事業を行う場合、自治体への届け出が必要になった。この事件は、国の管理が行き届いてなかつたことが事件を起こす根本的原因であった。だが現在、その問題は解決され、以前よりは安心して預けることができるようになっている。しかし、これが行われてもベビーシッターに対する信頼度が100%となることはない。信用度ができるだけ100%に近い状況にするためには、利用者が自ら進んで、利用する予定のベビーシッターについて知る必要がある。ベビーシッターを利用するときの留意点として、情報収集、身元確認、保育士や認定ベビーシッターの資格を持っている場合は登録証の提示の要求、事前の面接などを行うべきだ。可能であれば、預けている間も子供の様子を電話かメールで確認するのもいいだろう。また、その人個人を見定めることが重要だ。前に挙げた留意点の中でも身元確認は必至である。過去の顧客や、その人の上司など、できるだけ多くの人に聞くことをおすすめしたい。会って話すだけでは、信用できることと判断することは難しいからだ。より信頼できる人に預けるためには親が危機感を持ち、行動することが大切である。親は自分の判断で子供の身の安全が左右されることを忘れてはいけない。さらに、公益社用法人全国保育サービス協会で資格認定試験が実施されているので「認定ベビーシッター」資格のある人に依頼するようにするのがよいと考える。この資格は子供の命を預けるのにベビーシッターの資質を見分ける基準や材料がないと不安だと思っていた利用者の声から生まれた資格である。ベビーシッター認定試験は、養成、現任研修という二種類の研修会を受講、終了した人で、在宅保育の実務経験がある満18歳以上の人人が受験でき、合格すると「認定ベビーシッター」資格が付与されるものである。その目的は、「認定ベビーシッター」資格を付与することにより、ベビーシッターに対する一層の信頼性を高め、ベビーシッター事業の向上とその社会的地位の確立を図ることである。

認定ベビーシッターとは、ベビーシッターとして必要な職業倫理を備え、専門知識・技術を有し、さらに、それに基づく実務経験を有しているものであり、かつ、協会が実施する認定試験に合格している者をいう。試験の申し込み時に実務経験の年数・時間などについて、所属事務所の代表者の証明が必要になるというのも安心できる点ではないだろうか（ボランティアは実務経験とは認められない）。このことからも、認定ベビーシッターは利用者の不安を取り除き、その上、信頼性がより高い存在であるとわかる。

もし可能であれば、監視カメラを設置することをすすめる。もちろん、監視カメラを設置することは周知を原則とする。そうすれば、ベビーシッターにとっても、利点が多いだろう。万が一事故が起こってしまった場合監視カメラによって事故の要因を目撃確かめることができる。つまり事故の解決を容易にできる。また事故の原因を確かめることによって今後の仕事にも生かしていくだろう。盗難被害の

心配に対しては、貴重品を鍵のかかる金庫や引き出しにしまう。その上、ベビーシッターが入ることを禁止する部屋をつくり、その部屋に貴重品を置いておく。もちろん、その部屋には鍵をかけておくようになる。そうすることで、盗難被害の対策ができる。このように、利用する側も十分配慮する必要があるはずだ。

一方、保育園には一日体験入園という制度がある。これは、事前に興味のある保育園の実態を知ることができる制度だ。保育園との違いをなくすためにベビーシッターでもこれと同様に、親が家庭に居るときの一日利用体験を実施すべきだと考える。この制度にはいくつかの利点がある。

まずベビーシッターの仕事内容を知ることができるという点だ。人々の不安を煽っている要素の一つは、ベビーシッターの実態を知らないことだ。そして、この制度はベビーシッターの実態を知ることができる。したがって、その不安はこの制度により減らすことができるだろう。

またベビーシッターと子供との相性を見る能够である、という点である。この利点は、子供の成長を促す上で重要になるとを考えた。相性が合わないとベビーシッターへの信頼も疑われ、子供の精神面でも親は心配だろう。相性の良さを見定めるためにこの制度を行うことは大事だといえる。このようにベビーシッターにも事前に体験できる機会を作れば人々にその利用を普及させることができるものだろう。

痛ましい富士見市ベビーシッター事件のあと、国がベビーシッターを管理するようになり、ベビーシッターの質を向上させるため、認定ベビーシッター資格がベビーシッターの利用者たちだけでなく、運営側にも重要視されるようになった。そのため、ベビーシッターを利用するときは、認定ベビーシッターの資格を持つ人で子供と相性がよい人が望ましい。その上、監視カメラを設置し、こまめに電話を入れるなど自らで信頼に対する不安要素を取り除いていくことが大切であると考える。また、盗難被害に関しては自己責任で管理することが必要だ。したがって、待機児童解消のためには、ベビーシッターを利用することを推奨したい。

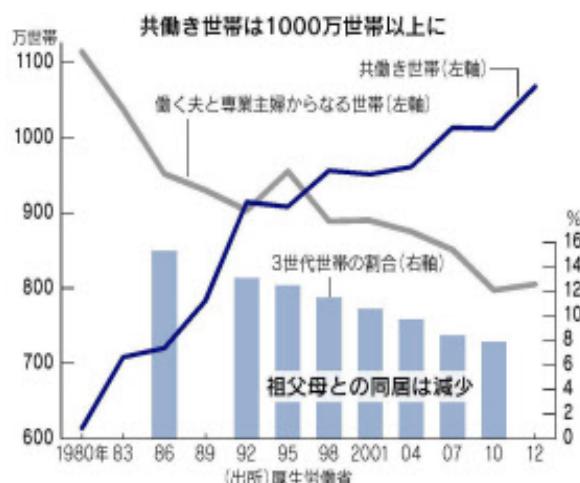
### 第三章 これからの取り組み、検討すべきこと

日本ではベビーシッターは普及していないが海外では普及している国が多い。たとえばアメリカではワーキングマザーに限らず(表 3)、リフレッシュの目的などでベビーシッターを利用する。一方日本は仕事の理由で利用することが多い。したがってアメリカと日本の間でベビーシッターのとらえ方が異なる。アメリカでは 12 歳以下の子供だけで家に留守番させることは違法になる。そのため、子供を守ることは親の義務という考えが根付き、ベビーシッターの需要が高まっているのだと考える。また、アメリカの学生にとってベビーシッターは身近でアルバイトの対象として人気がある。そのため、ベビーシッター数も高いのである。

一方、日本のベビーシッターに対するとらえ方はなじみがないという印象が強い。この印象の違いが普及率の差を生んでいるのだと考える。アメリカにはバックグラウンド・チェックというベビーシッターのソーシャルセキュリティ一番号や犯罪歴・訴訟歴など身元を確認できる制度がある。もう一つ、リファレンスという仕組みもある。これは過去に働いた家庭に候補のベビーシッターの働きぶりや可能な仕事を知ることができるというものだ。これらの政策を行うことによってアメリカは安全性を確立させていると考える。

そこで私たちはこれから取組みとしてバックグラウンド・チェックやリファレンスを日本でも実施させることは可能であるかを検討していきたい。またベビーシッターの割引制度を実施する企業、団体を増やすことは可能であるかも検討していくつもりだ。今回は利用者自らがベビーシッターをすすんで利用できるようにというテーマで探究を進めてきた。その中で「認定ベビーシッター」を利用することを薦めた。しかし、利用者がそれを利用したくてもその数が少ないとからベビーシッター業界でも待機児童と似た問題がうまれると考えられる。つまり、この業界でも公的な保育の受け皿を早急に増やすことが求められているといえる。

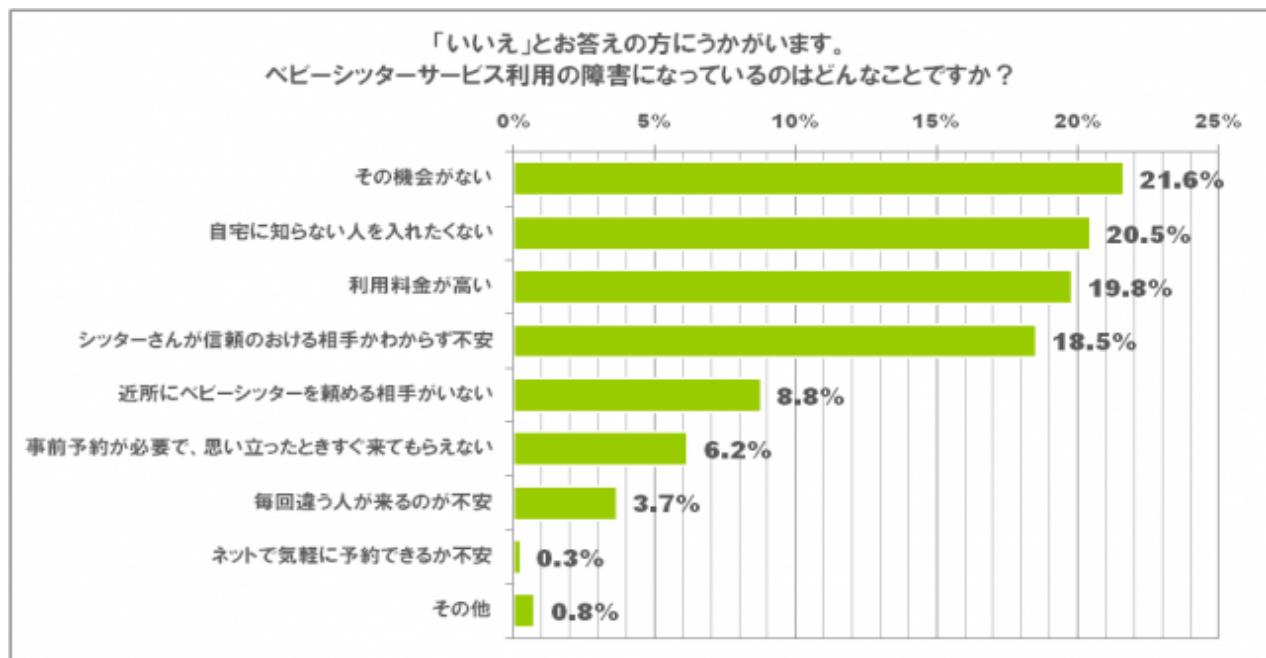
「認定ベビーシッター」を信頼できるものとして挙げたが、信頼性がある人は「認定ベビーシッター」のみというわけではない。たとえば現在、日本は、新しい子育て支援制度として、ひとり親家庭で保育ができない場合や宿泊保育が必要な場合などに、市町村の許可を受けたベビーシッターを派遣する制度を設けている。この制度により派遣される人は市町村の許可を受けているため十分信頼できるといえる。この制度のように、こうした低所得やひとり親家庭の保育の受け皿を急いで増やす必要がある。しかし、それには限界があることも事実である。したがって、ベビーシッターの数を増やすことが今後の課題になるだろう。ベビーシッターの数を増やすためには、それを育成する教育やその業務を管理する運営会社を増やすことなどが必要となり、それを増やすことが今後の課題になるだろう。また、解決案として取り上げた監視カメラの設置には費用の面で問題がある。監視カメラの値段は約4~6万円であり、安価ではない。これより、監視カメラの購入と設置を義務づけるならば、ベビーシッターの利用料金も高いため、経済的に苦しむ利用者も増加するだろう。そうすれば、経済面での問題がさらに増えることになる。では、その費用を工面できる手段はないだろうか。この問題を解決することもこれから取り組んでいきたい。これらの取り組みを実現できれば、ベビーシッターは現在より利用する人々が増えるだろう。さらに、女性の社会進出の増加も期待でき、男女共同参画社会の実現に繋がると考える。



(表1) :「利用者が急増 ベビーシッター日本に根付く?」(厚生労働省による調べ)

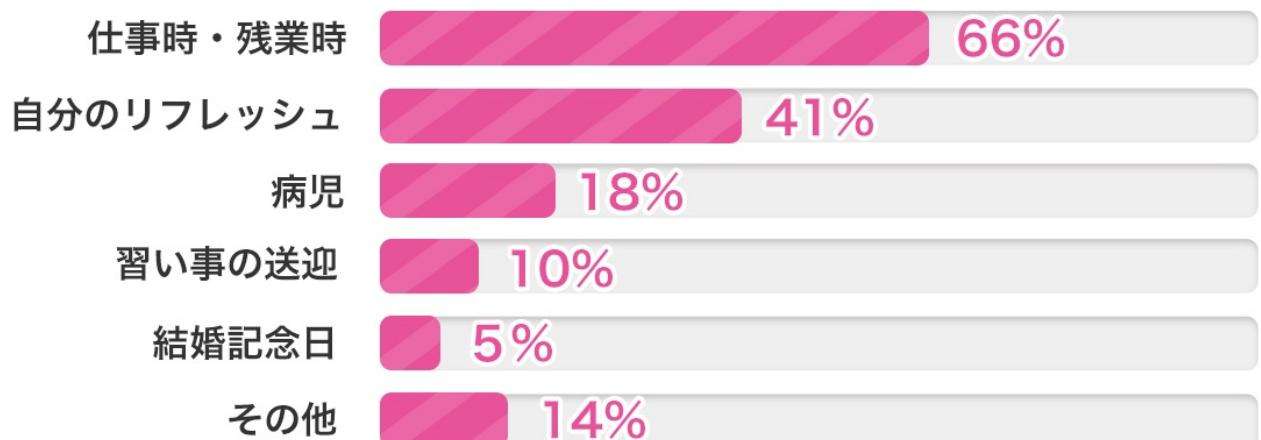
<<http://style.nikkei.com/article/DGXDZ060620590U3A001C1W14001?channel=DF130120166122>>

(2016/9/9 金曜日 アクセス)



(表2) : [現代のママが求めている保育園の特徴は「利便性・料金・信頼性が高レベルでバランス」と判明]　主婦の幸せ総研  
<http://www.shufunotomo.co.jp/soken/?p=962>  
(2016/9/12 月曜日 アクセス)

## KIDS LINE どんな時にベビーシッターを利用しましたか？



Copyright © 2015 株式会社カラーズ

(表3) : 最新のベビーシッター利用実態調査 | 株式会社キッズライン  
<https://kidsline.me/corp/news/20151216.htm>  
(2016/1/27 金曜日 アクセス)

### 3-2. どうすれば小規模保育を有効に活用できるのか ～女性の社会進出を進めるために～

西本遼輔 渡壁俊尚

#### 1. 女性の社会進出の実態

日本では今、女性の社会進出を推進している企業が多数ある。2013年4月19日に首相官邸から発表されたアベノミクス3本目の矢「成長戦略」の中で、「女性が輝く日本」と題して、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられた。女性の社会進出については安倍政権発足前からもさまざまな議論がされているが、具体的な政策・数値目標が示されたのは実質初と言える。

この「女性が輝く日本」に対して、当事者であるビジネスマン・ビジネスウーマン達はどのような意識を持ち、またどう評価しているのだろうか。その実態を調べるため全国20代～50代のビジネスマン・ビジネスウーマンを対象に「女性が輝く日本に関する意識調査」が実施された。アベノミクス3本目の矢「成長戦略」の中で、「女性が輝く日本」の具体的政策目標として示された内容は以下の通りだ。

- ・2020年の25歳～44歳の女性就業率を73%にする（2012年68%）
- ・「3年間抱っこし放題」で育児休業期間を子供が3歳になるまで延長／その後の職場復帰を支援
- ・2020年の第1子出産前後の女性の継続就業率を55%にする（2010年38%）
- ・2020年の男性の育児休業取得率を13%にする（2011年2.63%）
- ・指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度にする
- ・2017年度までに約40万人分の保育の受け皿を整備し待機児童解消を目指す

（※中期目標として2014年度で約20万人分の保育の受け皿を整備する）

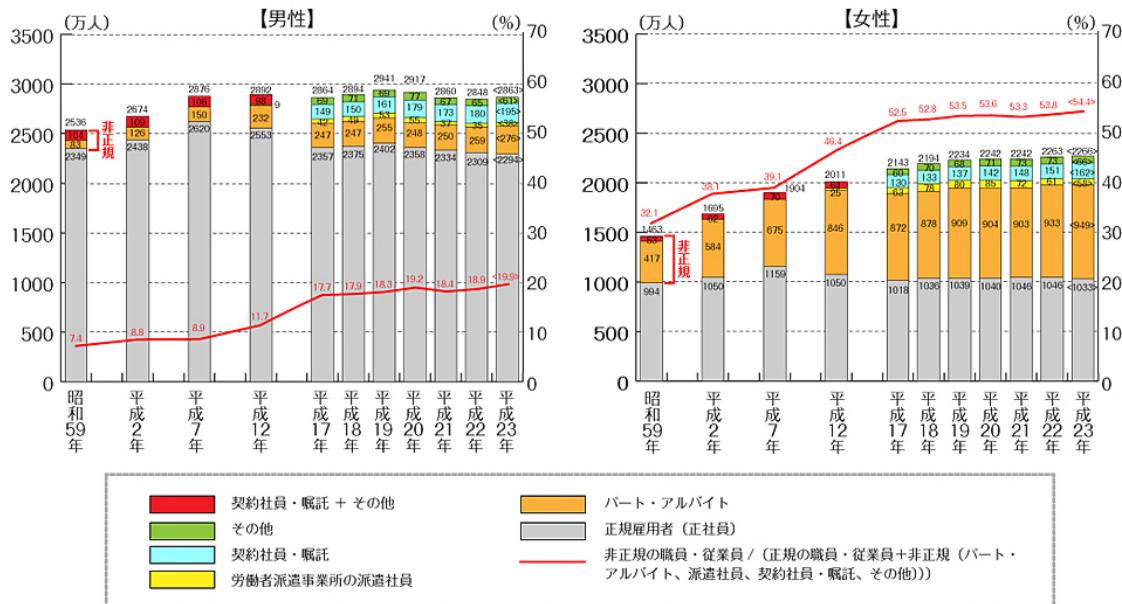
このように結婚・出産後の女性の復職を推進する課題が中心となっているが、目標実現のためには法人個人・性別を問わず、理解協力が期待される内容となっている。

「女性が輝く日本」に対する意識調査に先立ち、女性・男性それぞれに、結婚・出産後も「仕事を続けたい（続けて欲しい）」と思うかどうかの調査によると、「仕事を辞めてその後はずっと専業主婦になりたい（なって欲しい）」の回答は、女性で15.4%、男性17.6%と共に少数派となり、8割以上の男女がいずれかのタイミングで、「結婚・出産後も仕事を続けたい（続けて欲しい）」と考えていることがわかった。

また、どのように仕事を続けたいか（続けて欲しいか）の意見を上位順に見ると、男女共に「会社に籍は残したまま出産休暇と育児休暇をとり、その後は今までの仕事を続けたい（続けて欲しい）」が最多で女性=39.1%・男性=37.4%、次いで多かったのは「育児期間中は専業主婦になり、その後再就職したい」女性=25.8%・男性=31.6%であった。

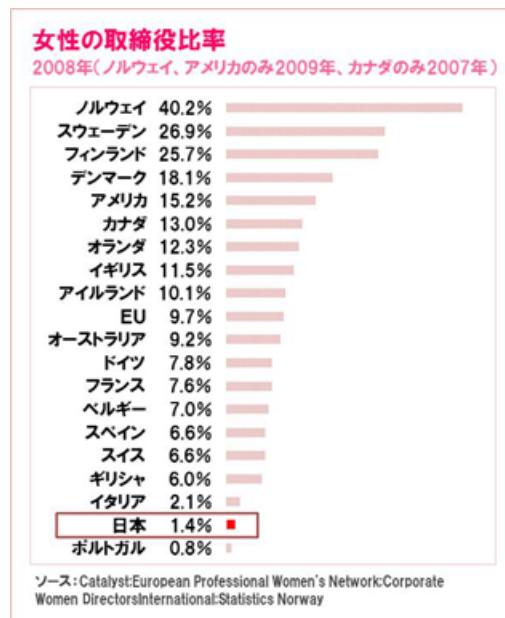
しかし、日本の女性の社会進出は、まだ、とても十分なものとは言えない。例えば、下図を見ると、女性の正規雇用者の割合は、約40%であり、一方、男性の正規雇用者の割合は、約80%である。また女性の非正規雇用者の割合は、約60%で、男性の非正規雇用者の割合は約20%である。このことから、男性と女性の正規雇用者の数におよそ2倍の差があり、女性の正規雇用の少なさと、非正規雇用の多さがわかる。

### 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移（性別）



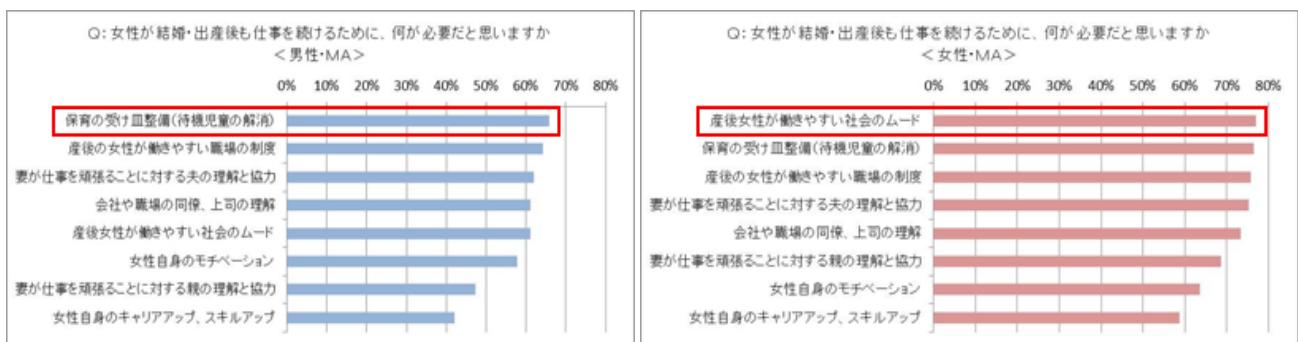
[http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/201302\\_02/sitte/](http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/201302_02/sitte/) 政府公報オンライン

また、日本の女性の社会進出度の低さは、外国と比べると一目瞭然である。下図を見ると、2008年の日本の女性の取締役比率が1.4%で、一番高いノルウェイが40.2%であり、約40倍もの差が生まれてしまっている。このことから、日本の女性の社会進出は外国と比べて圧倒的に低いことがわかる。事実、世界経済フォーラムが毎年発表している女性社会進出度の評価では2012年度の日本の総合ランキングは135ヵ国中101位である。2006年度の日本の総合ランキングが80位であったことを考えると、下降傾向が改善されていないことがみてとれる。



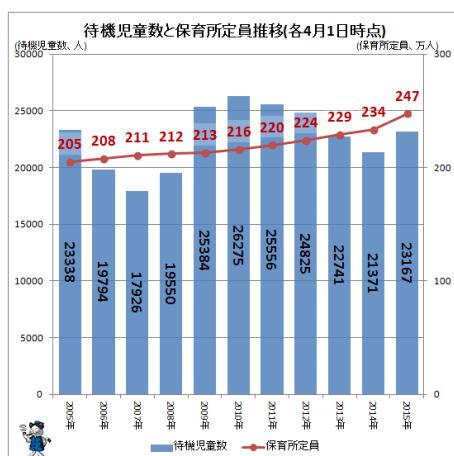
<http://www.u-can.co.jp/topics/research/2013-08/> アベノミクス成長戦略「女性が輝く日本」とは？

では、どのようにすれば日本における女性の社会進出は高まるのだろうか。そこで私たちは、「女性が結婚・出産後も仕事を続けるために必要なこと」と、「女性が管理職に就くために必要なこと」についての調査を参考に考察をしたい。まず、「女性が結婚・出産後も仕事を続けるために必要なこと」について男性の意見の調査をみると、1位：「保育の受け皿整備（待機児童の解消）(65.7%)」、2位：「産後の女性が働きやすい職場の制度(64.2%)」、3位：「妻が仕事を頑張ることに対する夫の理解と協力(62.0%)」となった。一方、女性では1位「産後女性が働きやすい社会のムード(77.0%)」、2位：「保育の受け皿整備（待機児童の解消）(76.4%)」、3位：「産後の女性が働きやすい職場の制度(75.8%)」という結果になった。このことから、待機児童解消や職場の制度といった実質的な要素が必要となる。



[http://www.u-can.co.jp/topics/research/2013-08/ アベノミクス成長戦略「女性が輝く日本」とは？](http://www.u-can.co.jp/topics/research/2013-08/)

以上のことから待機児童の解消に着目したい。このような実態の原因として、出産を終えた女性が育儿のために社会に復帰する機会を逃してしまっていると考える。すなわち、女性が安心して社会進出をするためには子供を預けられる環境がまだまだ整っていないと考えられる。例えば、下図を見ると、2014年の待機児童数は21371人であり、6年連続で20000人を超えた。保育所定員数が、年々増加しているにも関わらず、待機児童数には減少の傾向が見えない。つまり、待機児童数の増加に保育所定員数の増加が追い着いていないということになる。このことにより、今必要とされているのは、短期間でより多くの保育所定員数を確保できる策であることがわかる。



[http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135392.html 厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135392.html)

## 2. 改善策

小規模保育を活用することが有効であると考える。小規模保育事業とは、0～3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下で行う保育だ。小規模保育事業は広い土地を要さず、また開園手続きも4～5か月と他の保育園や幼稚園よりも格段と早く済むため、現在、急速に開園が進んでいる。さらに、少人数での保育のため、手厚く質の高い保育を行うことができる。また、人口や子供の数が少なく、定員を確保して大規模な保育所を設立することが難しい人口減少地域でも定員6～19人の小規模保育であれば、認可保育所として国の補助金を受けながら地域の子供たちに保育を提供することができる。さらに、子どもの人口が少ない僻地では、園児が10人程度でも「僻地保育所」という認可外保育所として、一定の補助金を受けられるという制度もある。2011年の厚生労働省の調査によると、僻地保育所は全国に529園あることがわかっている。定員の下限が6人までに下がることで、事業者は地域のニーズに合わせた保育の提供がしやすくなり、人口の少ない地域でも、働く保護者のために、子供を安心して預けられる、利用しやすい保育所を設立できるようになる。

しかし、この小規模保育には、問題点もある。それは3歳児以降の預け先の確保だ。原則0～2歳児の利用のため、3歳からは別の施設に入りなおす必要があり、新制度では小規模保育所に受け皿となる「連携施設」の確保を進めている。ただ、3歳児以降を預かる認可保育所などの施設の枠に余裕がないため、確保は難しい状況で、国は5年間の経過措置を設けている。NPO法人全国小規模保育協議会が、全国102事業者に行った調査では、およそ半数が、「連携施設が見つからない。」と答えている。この現状では、子供が0～2歳の時に一時的に預けて女性が社会進出できても、3歳児以降になると再び子育てを優先せざるを得なくなる。

その現状を解消するためには、小規模保育を工夫して活用することが必要だと考えられる。例えば、0～2歳の低年齢の子供の保育には、発達面からも安全面からも、3歳以上の子供より注意深いケアが必要だ。施設や職員の配置なども3歳以上のクラスよりも手厚くすることが求められる。このため、就学年齢までのすべての年齢の子供を預かれる大きな保育施設を作った場合でも、低年齢児の定員数は、3歳以上の子供の定員数に比べてあまり増えない。そのため、下図にもあるように、待機児童の8割以上は0～2歳の低年齢の子供だ。特に、1・2歳の子供が多く、全体の7割近くを占めている。この現状の裏返しとして、保育所を利用している子供たちの6割以上は3歳以上で、低年齢児は4割程度である。つまり、保育所の内情に年齢ごとの偏りが生まれているのである。そこで、0歳から2歳の注意深いケアが必要な低年齢な子供の保育に手厚く質の高い保育を提供できる小規模保育を活用することでニーズにこたえた保育を行うことができる。このように、年齢に合わせて保育所を分別することで大規模な保育所の負担を減らすことができ、年齢ごとの偏りを改善することができると考える。



<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057750.html> 厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」

また、保育所の定員枠が埋まらないという問題も起こっている。表をみると、特に0歳児・2歳児クラスにおいて定員の充足率が低いことがわかる。0歳児クラスに関しては、仕事復帰のタイミングとして1歳を想定している保護者が多いため、0歳児の預かりが少なくなっていると考えられる。このように、新しく子供が入る余裕を残しているにもかかわらず、利用者がいないことは、保育所の枠に無駄が生まれてしまつてことになる。このような定員充足率の偏りを解消するのにも小規模保育をうまく活用することができる。例えば、充足率の低い0歳児・2歳児を小規模保育所に移行したとすると、その保育所には移行したクラス分の枠が生まれることになる。このように、保育所の内情を把握し、保育所の枠を整理することは待機児童を減らすことにつながると考える。小規模保育を取り入れている大阪府池田市ではここ数年、待機児童数0を実現している。池田市は、保育所利用のための手続きや認定がしっかりとしており、それによって保育所の利用状況をしっかりと把握管理している。このように小規模保育をうまく活用することにより、子供の預け先が増えるために結果として女性の社会進出に貢献することになると考えられる。

また、このように小規模保育を活用していくためには、小規模保育所の増設は必要不可欠であると考えられる。そこで、私たちは小規模保育に様々な形態を取り入れ、工夫して活用することが有効であると考える。そのような事例がいくつかある。例えば、東京都足立区にある「sakura 保育園 綾瀬」である。この保育園は千代田線綾瀬駅近くの高架下に位置しており、東京都足立区の中でも、比較的待機児童の多いエリアに位置するものである。都市部では、少ない土地でたくさんの児童を保育しなくてはならないため、待機児童の数は地方に比べて多い。都道府県別では東京が8,672人と圧倒的に多く、その他、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）およびその他の政令指定都市・中核市の合計が、2014年には全待機児童の80%を占めている。この状況を脱するため、民営保育所の開設を進めるなど、さまざまな対策が講じられてきた。そこで壁になったのが、土地の確保である。市には都内への電車通勤者が多いため、保育所の候補地には、駅から近いという条件が求められる。しかし、駅の周辺には私有地が少なく、余った土地もほとんどないため、土地探しは困難を極めた。そこで、注目されたのが高架下の小規模保育所である。高架下に保育所を作るメリットとしては、駅から比較的近いことや、騒音問題の多い保育所でも周りの環境を気にすることなく増設することができる点にある。全国的にみても現在、高架下にはたくさんのスペースが余っており、これからもたくさんの保育所増設が期待できる。

また、横浜市青葉区にある「大場りとるピッピ」という定員6人の小さな保育所がある。青葉区は世帯数の増加の一方で、世帯規模は縮小傾向にあり、核家族、ひとり暮らしを含む高齢者世帯が目立つ地域である。このような地域的背景を持つ住宅街の一角に「大場町みんなのいえわたせハウス」がある。もともと個人宅だった平屋を改装した一軒屋であり、室内の中心には地域の誰でも利用できる「サロン」、そしてその奥には食にこだわった「まちの台所」があり、サロンの左右それぞれに、介護保険事業の「デイサービス さくら」と小規模認可保育所「大場りとるピッピ」が配置されている。「サロン」「まちの台所」はひらかれた空間で、家庭的な手作りランチを食べたり、ヨガや陶芸、歌声サロンなどのイベントに参加したりすることができる。デイサービス利用者と町の人々が一緒にサロンで過ごし、その傍ら

で子どもたちが遊ぶ。お互いそこにいることを特別に意識することもなく、一体となって空間を共有することができる。感染症の時期はお年寄りと子どもたちの接触を控えめにするなど、気をつけなければいけないことがある一方で、園児、デイサービス利用者がお互いに「同居している」ことの意義はたくさんある。まず園児にとっては、大人の目と手が多いということがあげられる。何かトラブルが起こった時にプラスで人手があれば、より安全に過ごすことができる。また、歌声サロンや梅干し作り、お花見といった、デイサービスやサロンのイベントと一緒に楽しむこともできる。そして何よりも、子どもたちはたくさんの大人に大切にかわいがられて育っている。一方、デイサービス利用者にとっては、子どもたちの可愛らしさに癒やされる、という面がある。夕方になると自宅に帰りたくなってしまう認知症の利用者がいたが、子どもたちと一緒に過ごすことで、帰宅までの時間を穏やかに過ごせるようになったとの声もある。高齢者は高齢者のための施設。子どもは子どものための施設。そして、施設利用者と外にいる人。これまで制度によって分けられてきた人たちが、この場所でまじりあうことができる。子育てや介護を家族で支えあう機能が失われてきているなか、地域で支えあうネットワークは将来、大きな力になる。空き家を活用し、多世代が生活をシェアすることで、子どもの育ちと高齢者の過ごし方を豊かにし、また、住まいの近くにこのような受け皿があることで子育て家庭の働き方の多様性にも対応しやすくなる。このような施設は、建築基準、面積などの外形基準をクリアできれば、地域に展開できる。また、東京都品川区では、小学校の空き教室を利用した保育が行われている。小学校の使っていない教室を利用することで、保育の場所を確保することができる。また、この活動により小学生と保育園児の交流なども行うことができる。このような取り組みが日本全国に広がり、多くの幅広い施設ができていくことで、子育てしやすい、生きやすい日本を作ることができ、少子化に対応できる手段となる。

### 3. これからの取り組み

開園に要する土地や手続きが最小限に済み、地域のニーズに合わせた保育が可能な小規模保育は現代の待機児童問題を解決するためにとても有効である。また、小規模保育を保育所の内情を正しく把握管理し、有効活用につなげることで、保育所の内情に生じている偏りをなくすことや、小規模保育所を土地が豊富で小規模保育に適している高架下に増設することや、サロンやデイサービスなどの多施設と融合した共同施設を取り入れることで小規模保育の抱える問題である受け皿となる連携施設の不足を補うことができる。このように、保育所の枠を補強し、待機児童問題を解消することができれば、働く女性が安心して子供を預け、働きに出ることができ、結果として、女性の社会進出を進めることができる。

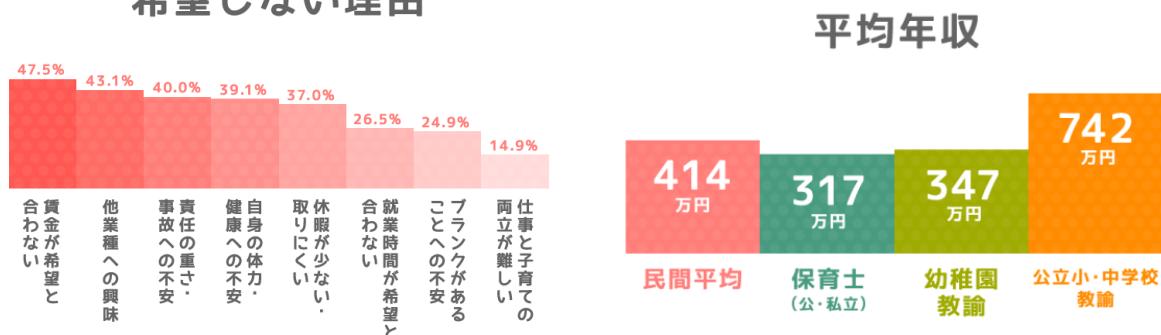
しかし、保育所の増設や整理によって保育所の枠に余裕ができたとしても、そこで働く人手が足りていないという現状がある。平成27年9月の時点での保育士の求職者1人あたり何件の求人があるのかを示すもので、「求人数」を「求職者数」で割ったものである有効求人倍率は、全国では、求職者1人につき求人数が1.85、東京は5.44ある。このことから、求人している保育所はあるが、仕事をしたい人が少なく、保育士が足りていないことがわかる。保育士資格保持者が保育所以外の企業へ就職するからだ。保育実習生は、子どもの命を預かる1人としての責任の重さを感じながら、寝る間もなく実習日誌や日案、教材を作成するため、事務作業の多さを体感している。また、保育園や幼稚園だけでなく、養護施設や障がい児施設での宿泊実習の中で、福祉の立場としての保育士の役割も学ぶ。その中で、保

育士を目指そうとやりがいや期待、希望を持つか、自信をなくしたり不安を感じたりするかが分かれて、希望者が減っている。また、そのほかの理由として「賃金が希望と合わない」・「他業種への興味」・「休暇が少ない・取りにくい」などが挙げられている。賃金については、表の通り他業種に比べると大変低いことが見て取れる。保育方針や内容には満足していても、早番や遅番などの勤務時間の長時間化や給与面・福利厚生面などから、やはり転職や退職を余儀なくされている。このようにして、人員は少なくなっている。

これからも、このような問題点と向き合っていくとともに、引き続き様々な保育形態の可能性を探り、どのようにすればうまく小規模保育を活用できるのかを考えていきたい。

	平成27年4月	平成26年4月	増減
保育所等入所人數(A)	1. 468	1. 372	96
就学前児童人口(B)	5. 114	5. 133	▲19
入所率(A) / (B) %	28. 7	26. 7	2. 0
保育所等定員	1. 370	1. 260	110
待機児童数(4月)	0	0	—

## 保育士としての就業を 希望しない理由



## 平均年収



<https://hoiku-me.com/> 株式会社ウェルクス ほいくらいふ

## 参考サイト

- http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057750.html 厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」
  - http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/201302\_02/sitte/ 政府公報オンライン
  - http://www.u-can.co.jp/topics/research/2013-08/ アベノミクス成長戦略「女性が輝く日本」とは?
  - http://www.garbagenews.net/archives/2087326.html ガベージニュース
  - http://syokibohoiku.or.jp/syokibo/hakusyo/ NPO 法人全国小規模保育協議会「小規模保育白書」
  - https://hoiku-me.com/ 株式会社ウェルクス「ほいくらいふ」
- (閲覧日 いずれも 2017/1/30)

### 3-3. どうすれば保育園入園のための保活を親が安心して行えるのか ～親の負担解消のために～

大須賀海帆 福元理恵子

#### 第1章 「保活」の現状と課題

現在の日本の待機児童数（平成27年度）は45315人であり、これは平成26年と比べると2131人増加している（厚生労働省 平成27年4月の待機児童数とその後（10月）の状況について）より）。平成25年から「待機児童解消加速化プラン」というものが始まり保育受け入れ枠は急激に拡大したもの、待機児童数はまだ減らない。また保育受け入れ枠は拡大していても、保育を必要としているところに過不足なく保育を提供することはまだまだ難しい現状だ。

現在の日本で待機児童問題はメディアでよく取り上げられているのに対し、保活（保育園に入園させるため情報を集め役所や保育園を訪ねまわること）はあまり取り上げられることが少なく保活問題について知っている人も少ない。しかし保活の問題も待機児童問題と同じようにますます深刻化してきている。実際私たちも今回の探究で初めて保活について知った。そしてまた対策もきちんととられていない。そのためこの問題について深く考え、学んだことを私たちが多くの人々に知らせ、知ってもらうことで少しでも保活問題解決の一つになるのではないか、と考え課題として取り上げた。

「保活」とは、子どもを認可保育園に入園させるために親が行う活動である。この言葉は2012年、週刊誌『AERA』で初めて使われた。認可保育園とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた認可基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など）をクリアして、都道府県知事に認定された施設であり、認可外保育園とは、国が定めた認可基準に何らかの条件がたりなかつた保育園のことだ。認可保育園は運営費が国や自治体から出ているので、保育料が安い。そのため、ほとんどの親が、子どもを認可保育園にいれようとする。現在、全体の80%の母親が、出産前～子供が1歳になる前に保活を始めている。出産前、お腹に赤ちゃんを抱えながら保育園の下見や見学、役所に何度も行って保育園入園のための申請を行うことは、とても大変だ。このことからもわかるように親の負担や苦労は出産前からとても大きいと考えられる。具体的な保活の活動は、どのような保育園があるのか、保育園の教育方針などをインターネットで情報収集したり、園の見学や下見、また役所に保育園入園のための書類を取りに行き申請を行ったりすることである。1番苦労するのは、申込活動である。なぜなら、現在の日本には、保育園入園のための点数制度というものがあるからだ。認可保育園に入園希望する家庭はまず、自治体ごとに設定された利用調整基準表に基づいて、経済状況に応じた点数がつけられ、点数の高い家庭から優先的に入園することができる。またこの点数制度で選考に落ちてしまった子供が待機児童となる。この点数制は、東京都世田谷区が初めて始めたといわれている。本来点数制とは、議員などのコネ入所、保護者間の不公平感をなくすために設けられた。しかし待機児童の増加した現在では、本来の意味が薄れ保育所入所の目安となってしまっている。具体的な利用調整基準表の内容については次のように。

親の勤務時間が長いほど保育の手助けが必要だと考えられ、点数が高い。また、ひとり親家庭も同じ

理由で点数が高い。祖父母がいる場合は、祖父母から援助を受けられると考えられ、点数が低くなる。この点数制度は、一見効率的かつ優先順位の高い子どもから入園できるシステムとなっている。点数制ではわかりやすいかたちに当てはめられて点数がつけられるため、個々の細かな事情を見ることができない。本来は一個一個の事情を細かく詳しく見ていかなければならないはずだ。しかし待機児童を多く抱えた役所では申請者に点数を付け、個別の事情を反映させることができないでいる。さらに調べると、保活や点数制には他にも様々な問題が見つかった。「ひとり親家庭は点数が高い」というのを利用し、夫がいるのにもかかわらず、偽装離婚をし、シングルマザーを装い手続きを申請したり、同じように祖父母の存在を隠したりする親が現れた。さらに、0歳児クラスの入園は成功率が高いために出産前から保育園へ下見、見学へ行き、4月に入園できるように出産時期、妊娠時期をコントロールしなければならないという、母親に精神的、身体的に追い込まれてしまう状況にもある。これらは親側の問題だが、点数制度（利用基準調整表）側にも問題がある。例えば、パート、アルバイトなどの、非正規社員の世帯の子どもは、点数が低いため、入園が後回しになってしまふ点数制度を持つ自治体もある。このような現状の中、匿名ブログで、「保育園落ちた日本死ね」と、待機児童問題に対する強い不満を訴え、流行語大賞TOP10入りするほど反響を呼ぶという事象が起こった。これでは、親が安心して保活を行える状況とはとても言い難い。どうすれば、親が安心して保活を行うことができるのか。

## 第2章 利用基準調整表から見る解決案

私たちは実際に大阪市、吹田市、茨木市、豊中市の保育所利用基準調整表を、いろいろな点から比較を行った。まず、「正規労働者と非正規労働者で点数の差があるのか」という点について比較をした。すると、四市で異なる3パターンの点数の加点法が見つかった。

- ①正規労働者と非正規労働者による点数の区別はつけず、細かい勤務時間ごとに区切り勤務時間の多い者が最も点数を獲得できるパターン。（茨木市、大阪市）
- ②同時間の労働であっても、正規労働者と非正規労働者を区別し、勤務時間ごとに点数の差をつけ、勤務時間が長い正規社員が最も点数を獲得できるパターン。（吹田市）
- ③正規労働者と非正規労働者による点数の区別も、勤務時間ごとによる区別もつけないパターン。（豊中市）

いろいろな点から比較した利用基準調整表

	正規労働者が10点を獲得するために何時間働くか	非正規労働者が獲得できる最大の点数	待機児童率
大阪市	160時間	10点(160h)	0.56
茨木市	140時間	10点(140h)	2.63
吹田市	140時間	8点(140h)	3.57
豊中市	120時間	10点(120h)	3.40

このように、①パターンをとる大阪市、茨木市は待機児童率がほかの二市より低く、非正規社員も

正規労働者と同じように最大で10点獲得できる。特に4市の中で一番待機児童率の少ない大阪市は、正規労働者でも非正規労働者でも同じように月160時間の労働で10点を獲得することができる。そのため正規労働者と非正規労働者の点数の差がなく、両方に平等に保育を受けることができる権利がある。②のパターンをとる吹田市では、非正規社員は最大でも8点しか獲得できない。そして待機児童率が四市の中で最も高い。また正規労働者と非正規労働者で同じ時間働いている場合、非正規労働者にとってこの吹田市の点数表は不利である。このことは保育を必要とする子供に保育を提供するという国の方針に当てはまっている。③パターンを用いる豊中市は正規労働者と非正規労働者の点数の差はない。しかし労働時間ごとに時間の長い者から順に点数を区切っておらず、長時間労働の親に不利である。また待機児童率も吹田市に続いて2番目に高い。そして表からわかるように、正規労働者が10点を獲得するために働くなければならない時間は市によって最大40時間も異なっている。このように市によって点数制のしくみも全く違っている。また、必要な労働時間も多く違っているために比較も難しい。ただ市によって獲得できる点数に差があるのは確かだ。そこで私たちは点数制の改正として具体的に、まず2つの解決案を提案する。提案する解決案は

- i) ①パターンのような加点方法を用いること。
- ii) すべての自治体で同じ保育所利用基準調整表を用いることである。

まずi)「①パターンのような加点方法を用いること」について説明する。私たちは、正規社員と非正規社員で同じ勤務時間ならば、点数の差を設けるべきではないと考える。先ほども述べたように保育をより必要としているだろう非正規労働者に、保育を十分に提供することができなくなるからだ。その上で、②③パターンについて考察すると、それぞれのデメリットを発見した。②には、正規社員と非正規社員を区別しているために、所得の高い家庭のほうが高い点数を獲得することができ、保育園に入園できる可能性が高まっている。所得の高い家庭が入園しやすいことは、一見よいことだと思われるが、所得の低い家庭からすると、高い給料の職場つまり正規労働者として働きたくても働けない場合を考えると、公平ではないと考える。例えば「認可保育園の入園を希望し、一旦職場を育児休業で離れ、保活をおこなったが申請してもどこの保育所も定員がいっぱいで、保活の期間を延長した。すると育児休業期間が終了してしまい、職を失ってしまった。そのためとりあえずバイトをしている。」

など正規労働者として働きたくても働けない人がいる。このような問題を、役所は個々に見ていかなければならぬはずであるが、現状はそのようになっていない。そのためこの①パターンのような正規労働者と非正規労働者に点数の差がない点数表を用いれば、すべての労働者が平等に評価され不公平感や、負担が減りよりよい保活を親が行えるだろう。

また③は、勤務時間ごとによる点数の差をつけないために長時間労働の者と短時間労働の者の点数の差もなくなってしまい、長時間労働者が不利になる。①は②の「勤務時間ごとの点数の差」と③の「正規社員と非正規社員の区別がない」という②③の良い点を組みあわせたすべての労働者に公平な加点方法だと私たちは考える。

次に、ii)の「すべての自治体で同じ保育所利用基準調整表を用いること」について説明する。現在の日本では地方自治体によって異なる保育所利用基準調整表を用いて点数の加点減点をおこなってい

る。そして[厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「保活」の実態に関する調査の結果]によると保活で負担に感じたことで、「自治体によってポイントの内容に差がありすぎる。」また「役所の人によって加点が付くのと、付かないとの基準があいまいであるので混乱している。」という回答が多くあった。すべての自治体で同じ保育所利用基準調整表を用いればこのような母親の負担が解消され、すべての人が保育所利用基準調整表で平等に評価されると考えられる。すると母親の負担が軽減され、少しでも安心して保活を行えると考える。

そこで、最終的に先ほど述べた i) と ii) を合わせ、「すべての自治体で同じ保育所利用基準調整表を用い、その保育所利用基準調整表のなかの就労の点に関しては、正規社員と非正規社員の区別をなくし勤務時間の長い者がより高い得点を獲得できるという加点方法を用いる」という提案をしたい。

保育の必要性	点	父、母が保育をできない理由、状況
就労(居宅外) (正規、非正規)	10	月20日以上かつ週40時間以上の労働
	9	月20日以上かつ週30時間以上の労働
	8	月16日以上かつ週24時間以上の労働
	7	月16日以上かつ週16時間以上の労働
	6	月48時間以上の労働でそれに見合う収入

※全国共通で上記の表を用いる

※ {父、母が保育をできない理由} は大阪市の保育利用調整基準表参考

これは、私たちが作成した保育所利用基準調整表である。正規労働者と非正規労働者の点数の差をなくし、労働時間ごとに時間が長い者から順に高い点数が取れる仕組みにした。これをすべての自治体で用いることで、現状である、所得の差によって入園できる可能性が異なること、や、長時間労働者が不利になる、というような問題を解決し、日本中すべての親がこの保育所利用基準調整表によって公平に評価され、親の負担も減り安心して保活を行うことができるのではないか、と考える。

次に第一章でも述べたように、早生まれで出産予定の親は4月入園を目指して保育所入所のために出産日をコントロールしなければならない。0歳児の入園の保活は近年多くなってきていて保活を行う人の32.3%が0歳児クラスのための保活である。なぜ0歳児クラスの入園を希望する親が増えてきているのかというと、現在待機児童の多い日本で保育所入園競争に勝ち抜くためには成功率が高く、小学校入学まで安心して保育所に預けることができるため0歳児クラスが良いという考えが常識化しているからである。遅生まれの子どもは0歳児クラスで4月に入園するのが有利で、4~9月生まれの子どもの約85%が認可保育所に入園している。一方で早生まれの子どもは4月入園に生後1~3か月しか経っていないため、まだ発達していない子どもにとって難しく親にとっても不安である。そのため親は出産日をコントロールするのである。

このような問題を解決するために、私たちは1~3月生まれの早生まれの子どもに対しては、保育所入園を別枠に設け6~7月にできるようにする、という解決案を提案したい。この案を用いることで、

早生まれで出産予定の親は出産日をコントロールするという精神的、身体的負担なく出産後も猶予期間があるために安心して子どもを入園させることができる。そして、早生まれや遅生まれの入園の格差を無くし、早生まれの子供や遅生まれの子供、親の誰もが格差なく平等に安心して入園を行うことができると考える。

### 第3章 今後の課題

これまで、入園選考時に使用されている保育所利用基準調整表の問題点、またその改善点について考えてきた。しかし私たちはまだ千里高校近辺の四市の保育所利用調整基準表しか比較できていない。私たちが調べた四市の以外に、さらに優れた点数制度を行う自治体があるかもしれない。今後はそれを調べていきたいと考えている。また、自治体によってなぜ保育所利用調整基準表に差があるのか、なぜ自治体によって異なった保育所利用調整基準表を用いているのか、についても調べていかなければならぬと考えている。

先ほど2章で述べたように保育所利用基準調整表が改定されれば、現在よりも安心して保活を行うことができるだろう。しかし、保活の問題点は保育所利用調整基準表だけではない。なので、保活を安心して行うためには、利用基準調整表を改正すること以外の問題点も解決していくかなければならないと考える。

厚生労働省の、雇用均等・児童家庭局保育課による、「『保活』の実態に関する調査の結果」によると

- ・同ポイント（かつ同等所得）でも認可園に入所できる家庭と入所できない家庭があり、選考過程が不透明であること、ポイントの内容も含め、応募要項をわかりやすくしてほしい
- ・入園自体が難しいので、保育方針や保育の質で施設を選ぶ余裕がない、認可保育所の申請の書類を揃えるのが大変で、必要な書類が多すぎる
- ・情報収集や見学を重ねても、保育所に4月入園ができない可能性がある
- ・育児休業で保活を行ったが、本当に仕事に戻ることができるかわからない
- ・仕事をしなければ保育園に入れず、保育園に入れなければ仕事に就けないという状況で板挟みにあうかもしれない、

などさまざまな問題があげられている。私たちは保育所利用調整基準表に焦点を当て、親が保活を行う時の負担や苦労という問題について課題解決を目指してきた。しかしこれらの、申請、入園時期、職場や仕事との関係、手続きの問題は保育所利用調整基準表を用いて解決することが難しい。したがって今後は、先ほど述べたような他の保活に関する問題点について解決策を考えたい。

またこの探究活動をおこなって感じることは、「保活」という言葉ができたことがそもそも問題なのではないか、ということだ。保育所は本来、児童福祉法二十四条によって「自治体の保育の実施義務」が定められている。しかし現在では自治体が義務を守っておらず、児童を適切に保護する責任を果たせていない状況だ。親が「保活」をたくさんの苦労をしてまで行わなければならなくなってしまったのは、自治体に責任があるのではないかと感じた。保活がなくなることは、難しいが自治体のサポートや保育所利用調整基準表の改善で日本がより安心できる、負担や苦労の少ない保活を親が行える社会になることを私たちは望んでいる。

## 参考サイト・文献

- ・厚生労働省 平成27年4月の待機児童数とその後（10月）の状況について(2017/02/02 アクセス)  
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000117885.pdf>
- ・厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課「保活」の実態に関する調査の結果(2015/01/12 アクセス)  
[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/160428Hokatsu-mid-term-report\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/160428Hokatsu-mid-term-report_2.pdf)
- ・大阪市保育所利用調整基準表 (2016/06/07 アクセス)  
<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000375/375583/p29cyouseikijunn.pdf>
- ・吹田市保育所利用調整基準表 (2016/06/07 アクセス)  
<http://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0119/0669/116913181311.pdf>
- ・豊中市保育所利用調整基準表 (2016/06/07 アクセス)  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/tetsuduki/nyuushonosenkou.html>
- ・茨木市保育所利用調整基準表 (2016/06/07 アクセス)  
[http://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/34/h25\\_sisuu.pdf](http://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/34/h25_sisuu.pdf)
- ・猪熊弘子(2014)『子育てという政治 少子化なのになぜ待機児童が生まれるのか?』角川新書

## 3-4. 日本の保育士不足について ～待機児童問題の解消に向けて～

大平咲耶子 土佐果菜美

待機児童問題による保育士不足についての研究を始めたきっかけとして、「保育園落ちた日本死ね」というネット上の書き込みが話題となり、待機児童問題がとても注目され始めたことがある。少子高齢化が進む中でも、厚生労働省の調べでは、平成27年4月の時点で23,148人だった全国の待機児童数が年度途中に育児休業明け等により保育の申し込みをしたものに入園できない数は、10月時点で22,148人増加した。4月の待機児童数とその増加数を足すと、45,315人で平成26年10月と比較し2,131人増加している([www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078441.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078441.html))。

### 第1章 待機児童問題解決に向けての現状

#### 第1節 待機児童解消加速化プランについて

待機児童問題の解決に向けて政府は平成25年4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成29年度末までに新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている(厚生労働省 ホームページより)。しかし、保育の受け皿の確保にはもちろん、保育士の存在が必要不可欠である。待機児童加速化プランを実行するにあたって新たに必要な保育士の数は約7万人であり(「保育士確保プランについて」Adobe PDF)、保育人材確保は今後の大きな課題にもなっている。

#### 第2節 保育士確保プランについて

保育士不足を受け政府は、待機児童解消加速化プランに基づき、必要になる保育士を確保するための「保育士確保プラン」を提示している(保育士確保プラン 厚生労働省)。この保育士確保施策は、①人材育成、②就業継続支援、③再就職支援、④働く職場の環境改善、の4つの柱を基本として提示している。①の人材育成は、資格の取得をしやすくすることに加え、保育士の魅力を中身・広報の両面から高め、保育士資格を取ろうと思う人・取る人の数の底上げを増やすという考え方。②の就業継続支援は現在保育士として働いている人が、継続して保育士を続けられるように支援を強化すること、③の再就職支援は、以前保育士をしていた人がもう一度保育士になれる・なろうと思う支援を充実させることである。最後の④働く職場の環境改善では、職場環境を整えて、どのタイプの有資格者にも保育士になること・であることへのモチベーションを挙げてもらい、数を確保するのが目標である。

#### 第3節 潜在保育士について

上記の施策に加え、政府が注目しているのが、「潜在保育士」という存在である。潜在保育士とは、「保育士資格を持っているが、現在保育士として働いていない人」を指す。2種類があり、一つは現時点で保育士として働いたことがない人。もう一つは、保育士として勤めていたことがあるが、現時点で保育士として勤めていない人である。どちらのタイプも統計上「潜在保育士」として扱われ、その潜在保育士の人数は2015年10月時点での厚生労働省の調査によるとおよそ76万人である(保育士等に関する関係資料-(2015年10月))。先に述べた、「保育士確保プラン」の4本柱である③再就職支援が向けられる

相手でもある。

同じく厚生労働省の調査(保育士等に関する関係資料 - (2015年10月))によれば、2006年の調査開始時点では37万人だった潜在保育士の人数は増え続けている。その理由として、もちろん新規取得者が自然増加することもあるが、厚生労働省の「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』に向けて(2014年8月)」によれば、「保育士を続けたくない理由」についての質問項目では、「責任が重い、事故に不安がある」という回答が最も多くなっている。保育士という仕事は子供の命を預かるものであるということで、こうした不安を抱くのだろう。「保育士として再就職したくない理由」についての質問項目では、「就業時間が希望と合わない」という回答が最も多く、「保育士として働きたくない理由」についての質問項目のうち職場環境についての回答が多かったのは、「賃金が不十分、休暇が少ない・取りにくい」である。また、「保育士として働きたくない理由」についての質問項目のうち、保育士の必要性に関する広報が不十分なことによるものだと思われる、「他業種に興味がわいている」「業務に対する社会的評価が低い」という回答が多くなっている。国側から社会全体に対して「保育士という仕事はかけがえのない大切な仕事だ」という広報が徹底されることも望まれる。

このような理由から潜在保育士となった人々に、上記と同じように厚生労働省が、「不満な状況が解消されれば保育士として働きたいか」とアンケートを行ったところ、「働きたい」と答えた潜在保育士は63.3%で、およそ6割である。2015年時点での潜在保育士数が約76万人であるため、このうちの6割が保育士として勤めるようになれば、増える保育士の数はおよそ45.6万人である(厚生労働省「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』に向けて」2014年8月)。先にも述べたように、待機児童加速化プランによって必要とされる保育士の人数は約7万人なので、もしも潜在保育士の希望が完璧に実現されれば、保育士不足はすっかり解消するだろう。

大阪府大阪市に「保育士・保育所支援センター」という施設がある。この施設は、待機児童の解消に向けて保育所入所枠の拡張を進めており、民間保育所の整備等を行うとともに、保育士の確保を目指しており、保育士資格保有者に大阪市内の認可保育所・認定こども園を紹介している。また、大阪市外在住であっても利用可能であり、相談者の希望に沿った職場を探してくれるという。この施設に電話取材を行ったところ、このような充実した内容の取り組みを行っているにもかかわらず、実際に希望に合った認可保育所や認定こども園が見つかり、保育士として働き始めることができた人はとても少ないという。やはり、保育士の仕事にはたくさんの問題点が残っていることがよく分かる。そして、この問題点の解消が、保育士不足の解消につながると考える。

もちろん、すべての潜在保育士の希望に沿った完璧な職場作りというのは不可能に等しいが、保育士不足の解消を目指すにおいて、潜在保育士という存在は注目すべきであり、積極的に活用していくべきである。潜在保育士が存在するということは、上記のような保育士の仕事につかない理由が存在し、その問題点は、現在保育現場で働く現役の保育士にとっても悩みとして抱えるものではないだろうか。潜在保育士に保育士として働いてもらう、または、保育の現場に復帰してもらうということは、保育現場の環境改善、保育士への負担の軽減にもつながるだろう。では、潜在保育士を現在の保育現場で活躍させるためにはどうすればよいのだろうか。

## 第2章 改善に向けた解決案

### ○解決案1

社会人にとって仕事を選ぶうえで大切なことはやはり収入であり、自立するということにおいても自らの生活費は自ら稼ぐ必要がある。しかし、現在の保育士の全国平均年収は323.3万円(平均年齢35.0歳)と、全産業平均年収の489.2万円(同42.3歳)に比べて高くはない(平成27年度 賃金構造基本統計調査) ([toyokeizai.net/articles/-/116519](http://toyokeizai.net/articles/-/116519))。というよりも、明らかに「安い」と言える水準だ。このように、保育士の給料は全国的に満足のいくものではなく、やはり先に挙げたようにも、経済的な問題から保育士をめざし保育士免許を取得しても、保育士の職に就かなかったり、保育士を長く続けられなかつたりと、潜在保育士となってしまう人が少なくない。

また、「なりたい職業ランキング 高校生・男子編」 ([www.value-gap.com/2006/10/post\\_80.html](http://www.value-gap.com/2006/10/post_80.html))によると、男子高校生の第14位に保育士という職業がランクインしている。にもかかわらず、2016年現在、男性保育士の割合は保育士全体の約3%と大変少ない([www.hoik-shi.com/002/ent615.html](http://www.hoik-shi.com/002/ent615.html))。その理由としても低賃金という問題があげられる。低い収入というのは、結婚という人生の節目を迎えるにあたって大きなネックとなっているのが現実である。

2016年4月26日、安倍晋三首相は「一億総活躍国民会議」の中で2017年から保育士の月給を2%増にあたる約6000円引き上げる方針を示したが、それでもなお、保育士の給料の全面的な改善にはなっていないのが現状である。しかし、これ以上全国の保育士全員の給料を引き上げるということは困難であり、保育所を利用する子供の家庭にも大きな負担になりかねない。もしそうなれば、今度は保育所を経済的な問題で利用できない家庭が増え、育児放棄や児童虐待などの待機児童問題以前の深刻な問題につながるということも予想される。そもそも保育士の給料制度は一般企業とは違い、長く保育士を続けると給料は新人時代とさほど変わらないため、保育士を長く続けるメリットは給料面では見当たらない。そのような理由から、一度保育士の職についても、モチベーションを保てず短期間で辞めてしまい、結果的に潜在保育士となってしまう。やはり、保育士の仕事を長く続けてもらうには、経済面で保育士を長く続けるメリットが必要だ。

そこで、保育免許取得後に保育士を募集している保育所を紹介し、一定期間(例えば3年間)保育士としてその保育所に勤務することを推薦し、その一定期間の勤務を終えた保育士はその後の給料を引き上げるという、保育士免許のグレードアップのシステムを構築することを提案する。一定期間の勤務を終えることにより、保育士という仕事や職場に慣れ、経験のある人材という保証にもなる。また「とりあえず免許だけ取得する」という潜在保育士の減少にもつながると考える。免許をグレードアップし給料の引き上げにつなげることで保育士の仕事へのモチベーションも上がり、また、保育所側にとっても毎年保育士の国家試験ごとにこれまでよりも多くの人数を新規で雇うことができるを考える。2016年4月26日、安倍晋三首相は「一億総活躍国民会議」の中で2017年から保育士の月給を2%増にあたる約6000円引き上げる方針を示したが、それでもなお、保育士の給料の全面的な改善にはなっていないのが現状である。やはり、全国のすべての保育士の給料を引き上げることは負担する側の金銭的な問題が大きく、満足のいく額の提供は困難であると考える。そこで、経験を積んだ、即戦力のある保育士の育成、また、保育士の仕事を続けるメリットとしてもこの解決案を提案する。

## ○解決案 2

一度は保育士として現場で働いたものの、退職してしまう人や、保育士として勤務しないことの大きな要因はやはり勤務時間に対する報酬の少なさである。大阪府の小学校教諭の年収は勤続年数や年齢により差はあるが平均約 7,260,000 円(平成 28 年 4 月 1 日時点での職員のモデル年収額-大阪府)であり、また看護師の年収は、これも勤続年数により差はあるものの平均約 5,330,000 円(2012 年 病院勤務の看護職の賃金に関する調査-公益社団法人 日本看護協会)であり、保育士の平均年収の 3,230,000 円(平成 27 年度 賃金構造基本統計調査)よりもはるかに多いのがわかる。そもそも保育士の仕事は過酷な体力労働である上にたくさんの幼い子供たちを預かり多大な責任感に追われる大変な仕事である。そうであるなら、保育士の給料もそのようなでは保育士と他の仕事と同等であるべきである。

保育士と他の仕事との違いとはどこから生まれるのか。大きな要因として挙げられるのは免許の取得し辛さと専門知識の多さだ。確かに保育士免許は教諭免許や看護師免許に比べると取得しやすい。このことから、仕事内容が体力労働で社会の中でも大きく求められるという理由では、簡単に保育士の給金を上げることは困難であることとも考えられる。

では他に負担を軽減しより多くの潜在保育士が働くようになるような方法はないのだろうか。潜在保育士が現場で実際に働かない理由として第 2 に多かった「労働時間が希望と合わない」という意見に注目してみようと思う。正規の保育士の勤務時間は今現在シフト制で決められており早番、中番、遅番に分かれ、どれも 9 時間以上の勤務である。一方、保育士には正規社員と非正規社員が存在し、非正規社員はパートタイム制の中で働いている保育士と、派遣社員として一定期間内の契約のもとで働く保育士の 2 種類に分かれる。そこで今回はこの中でもパートタイム制に注目してみようと思う。パートタイム制には長時間勤務と短時間勤務が存在する。長時間勤務は一日約 8 時間勤務で仕事内容は正規社員とほぼ変わらないが、給料は正規社員よりも低い時給 800 円から 1000 円(保育士の転職.com)ほどである。しかし、働く日にちを決めることができるというメリットもある。短時間勤務一日 4 ~ 6 時間と労働時間は比較的働きやすくなっているが、仕事内容は正規社員とは違い、「保育補助」と言う内容だ。具体的に、児童のおむつ替えや園児の送り迎えなどである。時給は同じく平均 800 ~ 1000 円と免許が必要で、なおかつ乳幼児を預かる体力労働にしては少ないように思われる(保育士の転職.com)。これらのパートタイム制は一見潜在保育士にとって働きやすい環境のように見えるが、長時間勤務の場合、既婚者や子持ちの潜在保育士にとって 1 日 9 時間以上の勤務は負担が大きすぎるようと思われる。また、短時間勤務の場合、時間の融通は利くが、保育士不足の現状を抱える保育所にとって、パートの保育士は保育所の十分な負担軽減になっていないのではないだろうか。そこで、パートタイム制を大幅に変更することを提案する。

まず、一学年の担任を 4 人一組のグループ制にし、一グループの内二人は正規社員、二人をパートの保育士とする。パートの保育士は二人で正規社員一人分の仕事を分担する。そうすることで、保育の受け皿確保と保育士の負担軽減が可能になり、また、保育士の労働時間に不満を抱いていた潜在保育士にとっても、より働きやすい制度になるのではないだろうか。

### 第3章 これからの取り組み

仕事を続ける上で、モチベーションを保つことは重要であり、特に保育士のような体力的にも精神的にも負担のかかる仕事は、いかに保育士の仕事にやりがいや続ける意味を見出すことはとても必要なことである。そのためにも、保育士としての経験や実力を適切に評価し、その評価を目につける形で表すことが大切である。

しかし、上記の解決策にはいくつかの問題点も存在する。まずお金の出所である。平成25年の時点で全国に51257人いる保育士試験の合格者([https://hoiku-job.net/column/hoiku\\_news/1082](https://hoiku-job.net/column/hoiku_news/1082))が今後、この解決策が施行され、一定期間の保育士の勤務を終え、保育士の職を続けることになれば、保育士の給料の大幅な上昇が見込まれる。特に認可保育所は各都道府県が運営費を負担していることもあり、その限られた予算の中で、働く保育士の給料を上げるということは簡単なことではない。そこで、今後調査が必要なことは、それぞれの都道府県が、保育所にどれほどの運営費を支払っているのか、また、国からの補助金の有無、量なども知る必要がある。

また、パートタイム制を改善するに当たって、全国の各保育所が一学年または一クラスに何人の保育士を担当とし、保育士の仕事をまかになっているのかを知る必要がある。現在児童福祉施設最低基準で定められているのは保育士一人あたりが担当できる年齢別の人�数のみであるため、各クラスの乳幼児の人数、クラス担任の人数は定められていない。そこで、実際の現場でどのくらいの人数の保育士が必要なのか知る必要があると考える。(幼稚園・保育所における乳幼児の適正人數に関する研究 )

おわりに、保育士の職を辞めてしまう原因や、潜在保育士であり続ける理由は賃金の少なさや負担の大きさ以外にも存在することも忘れてはいけない。その2つに次いで、ブランクへの不安や雇用形態への疑問を抱く潜在保育士も少なくなく(<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000026218.pdf>)、今回の研究でスポットライトを当てなかつたそのような点についても改善することは必要である。

今後、少子化が進むにことが予測され、子供の存在はより重要視されるものとなるだろう。また同様に、一般に働き盛りとされる30歳前後の国民の人数も減少が見込まれると考える。そこで、働き手が必要になるとともに、女性の社会進出も大きな対策として注目されるだろう。最近では、女性として初めての東京都知事である小池百合子知事の誕生によって、女性の政界への進出も注目されている。女性が家の外で働きやすくするというサポートは必要不可欠である。家の中のこととは女性の仕事であり、社会に出て働くのは男性の仕事であるという先入観が薄れしていくことを肌で感じる今、女性の働きやすい環境作りを意識すべき場面が増えると考える。

仕事に集中したいと考え結婚、または子供を授かることを諦める、もしくは子育てが忙しく、仕事をする余裕がないというような悩みを解消し、子供にとっても大人になっても暮らしやすい社会のためにも、待機児童問題について社会全体で考える必要がある。こどもの親だけではなく保育士の働く現場の充実も同時に考え、必要不可欠な保育現場で働く保育士を増やすためにも、潜在保育士の存在に注目し続けることが大切である。保育士の仕事をより魅力的にするために、また、保育士が働きやすい環境、保育士にとっての負担の減少には具体的に何が必要なのかも、より深く考えていくたい。

## 参考文献・サイト

- ・ [https://hoiku-job.net/column/hoiku\\_news/1082](https://hoiku-job.net/column/hoiku_news/1082)
- ・ [http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s.1\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/s.1_1.pdf)
- ・ <http://www.o-shihoren.or.jp/support/>
- ・ [www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078441.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078441.html)
- ・ [www.value-gap.com/2006/10/post\\_80.html](http://www.value-gap.com/2006/10/post_80.html)
- ・ [www.hoik-shi.com/002/ent615.html](http://www.hoik-shi.com/002/ent615.html)
- ・ <http://repository.aichi-edu.ac.jp/dspace/bitstream/10424/166/1/kenkyo563336.pdf>

## 4-1. なぜ再生可能エネルギーは普及しないのか

和泉麻耶

### はじめに

現在日本で発電され、私たちが使用している電力の約80%が石油、石炭、天然ガスといった化石燃料をエネルギーとして発電されている。学校で再生可能エネルギーのほうが環境にいいと習ったのに、実際は化石燃料が主に使われているのは何か問題点があるからだろうと疑問に思い調べた。またここでは主要電源とは国内で最も多く発電されているエネルギーとする。エネルギー変換効率＝発電効率とはたとえば太陽光発電では光エネルギーを電気エネルギーに変えることができる割合のことである。

### 第1章

化石燃料が主要電源となる最大の理由は発電コストが低いからだ。化石燃料はエネルギー変換効率が非常に高く、再生可能エネルギーと異なりコストに対する発電量が多い。そのため最も利益を生み出せるエネルギーとして便利である。<グラフ1①②>しかし化石燃料は資源枯渇の恐れがあり、発電時や利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出する。また近年新興国の経済発展などを背景に世界的にエネルギーの使用量は増大し、地球への負荷は大きくなる一方だ。

一方の再生可能エネルギーは繰り返し利用できる資源を使って発電するので、温室効果ガスを排出せず、環境に負荷をかけない優れたエネルギーといえる。

しかし、再生可能エネルギーは化石燃料と比べてエネルギー変換効率が悪い、自然条件により発電出力が変動するため安定した供給を得られないなどの問題点がある。また再生可能エネルギーは発電コストが非常に高く、主要電源とする、つまり日本の電力をすべて再生可能エネルギーで発電するのが経済的に難しいことが再生可能エネルギー普及の実現につながらない原因だ。

やはり再生可能エネルギーは期待できない電源なのだろうか。しかしそうではない。国際エネルギー機関IEAによると、世界の発電で、再生可能エネルギー割合は、経済大国のアメリカで6.6%、島国のイギリスで14.3%、ドイツ21.5%、デンマークでは48.0%である。再生可能エネルギー発電率が6.0%、エネルギー自給率が4.4%という現在の日本で、化石燃料の供給が止まった場合、生活や産業に支障が出るのは明らかなので、日本の主要電源を化石燃料から再生可能エネルギーにかえなければならないと考える。国内の発電量のわずか6.0%の再生可能エネルギーをどのようにすれば普及させることができるのだろうか。

### 第2章

日本の二酸化炭素排出量は世界第5位で、発電所などのエネルギー転換部門の二酸化炭素排出量は全体の40%を占めている。このことより何よりもまず適した再生可能エネルギーで発電することが大事だと考える。ここではまず各電源のメリット、デメリット、発電効率のよさを比較する。<グラフ2>

#### 1. 太陽光発電

光エネルギーを電気エネルギーに変換する発電機、太陽電池を使用して発電する。現在は太陽電池の需要が高まり、原材料となる多結晶シリコンを製造する必要がある。

最もポピュラーな発電システムだが、実際は全国の全世帯のわずか6. 6 %にしか普及していない。

現在日本で行われている太陽光発電の例は全国でも有数の日射量がある山梨県の米倉山太陽光発電所。ここでは広大な土地で約8万枚の太陽光パネルで一般家庭3400軒分の電力を発電している。

○・・・住宅の屋根や屋上、空き地などに簡単に設置でき、またメンテナンスも簡単なため利用可能。

×・・・日照時間や天候により発電出力が左右される。最近最も普及している電源だが、太陽電池の処分方法は確立されていない。ソーラーパネルを設置するのに120万円以上かかる。また住宅などに設置しても約30年の太陽電池の使用可能期間に利益を回収できるかはわからない。

## 2. 風力発電

世界の再生可能エネルギーの発電量で最大の48%を占める。福島県の布引高原風力発電所は農協、行政、事業者による十分な協議が行われたうえで設置され、町の観光資源となり地域の過疎化問題に貢献した。ウインドファームという。

○・・・発電にかかるコストが低く、変換効率も良い。夜間も風さえあれば発電可能。

×・・・発電所を作るのに広大な土地が必要なため地域住民の反対があり設置が難しい。風力発電適地は山間部が多く、風が一定でないため風車の金属疲労による破損が多々ある。

## 3. 水力発電

国内で最も多く発電されているエネルギー。

○・・・稼働年数が40年以上と長期にわたって安定した電力供給が可能。最近では河川でも発電できる小規模タイプもある。

×・・・ダムの建設などの投資に対し、利益を回収するまでの期間が長いため、利益が少ない。

## 4. 地熱発電

3000m地下を掘り、噴き出す熱水の蒸気でタービンを回して発電する。

○・・・出力安定。一度開発すると長期間発電できる。

×・・・候補地の多くが温泉地や国立公園に指定されて開発ができない。イニシャルコストという開発するまでの地質調査や発電所の建設作業に10年程の時間がかかる。井戸から出る熱水の量は時間とともに減衰するため、再生可能エネルギーとは言い切れない。事実、地熱発電量は1997年がピークで2010年では約3割減少している。

以上4つのエネルギーについて

太陽光発電・・・太陽電池の生産、ソーラーパネルなどの資本費にお金がかかる割に利益を十分に見込めない。

風力発電・・・土地の確保などの問題があるが、他の再生可能エネルギーと比べて発電効率がよく、発電コストが低いことが大きな利点。大規模に発電した場合、発電コストが火力発電並みに抑えられる。

水力発電・・・昼夜、年間を通して安定した電力が供給できる。現在の水力発電技術では、さらに開発が可能。

地熱発電・・・イニシャルコストが高く、また国内で発電場所を確保するのが難しい。

次にコジェネレーションというものがある。これは天然ガス、石油、都市ガスを燃料としてエンジンやタービンを回して発電する際に生じる排熱を同時に回収するシステム。蒸気をコジェネで電気エネルギーと熱エネルギーに変換できれば、総合で75～80%の高い発電効率になる。現在はコジェネレーションシステムを電力の需要の多いところ（都市など）に設置して、発電所や工場からの排熱を家庭や病院の冷暖房や給湯などに利用している。エネルギーを有効利用して、発電効率を改善するのが目的で、発電と排熱利用を同時に行うことができるのでより大きな省エネが可能だと考える。<グラフ3>

### 第3章

再生可能エネルギーを普及させ、化石燃料の使用を減らすための解決案を2つの観点からそれぞれ考えた。1つ目は発電方法についてだ。第2章より、私は普及させるべき電源は風力発電と水力発電、その中でも小規模水力発電だと考える。理由はこの2つが最も導入しやすく、発電コストの低さで多くのエネルギー供給が再生可能エネルギーとの中では可能だと考えたからだ。

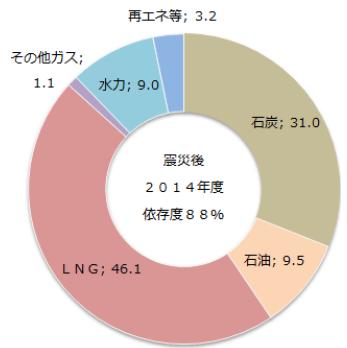
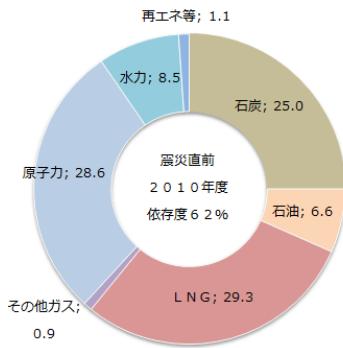
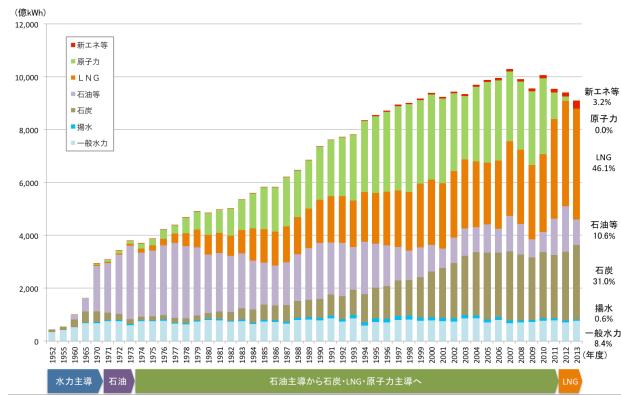
小規模水力発電は、ダム式の大中規模水力発電とは異なり、水路式で河川などで発電が可能である。また設備利用率（発電可能量に対する実際の発電量）が他の発電方法よりも50～90%と高く、太陽光発電と比較すると5～8倍の電力量を得ることができる。大中規模水力発電より発電量は少ないが、ダムの建設費用やそれによる生態系の破壊などの問題がない。そして現在の水力発電技術は確立されているので、小規模水力は十分開発が可能だと考える。問題点は、認知度が低くことと水利権をめぐる河川法などの法的手続きが必要で規制が多いことだ。普及させるために地域住民や行政の理解と協力が必要である。

そして私は調べていくうえで、すべての電力を再生可能エネルギーで発電するのは不可能だと気付いた。しかし化石燃料の使用を減らすために、化石燃料での発電にコジェネレーションシステムを普及させようと考える。<グラフ1①>にもある通り、現在化石燃料のうちで天然ガスが最も多く使用されている。幸いにも都市ガスによるコジェネレーションのほうが化石と比べて発電効率が良い。そのため天然ガスでの火力発電の際にコジェネレーションを利用すれば、火力発電のみよりも高い発電効率を得ることができ、少しのエネルギーでより多く発電できる。よって、化石燃料の使用を減らすことができるを考える。

2つ目は私たちにできることについてだ。いくらエネルギー効率の良いLEDや省エネ製品を使用したとしても、使用台数が増えれば結果的にエネルギー消費量は増大する<グラフ1②>。エネルギーの効率化が進んではいるが、世界でも日本でもエネルギー消費量が増大しているのは事実で、決して省エネが環境にいいとは限らない。たとえ再生可能エネルギーで発電されていたとしても、発電時には温室効果ガスを排出しないだけで利用時には排出するので、最終的なエネルギー消費をどれだけ抑えられるかが大事である。

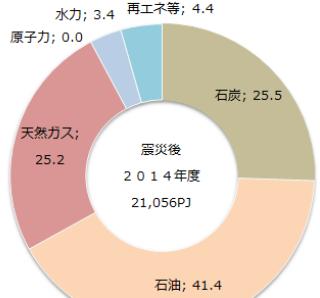
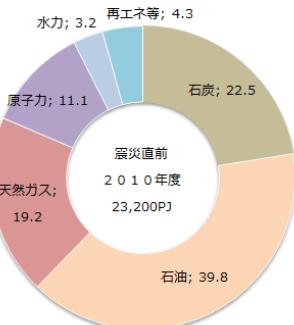
### おわりに

探究を進めるにあたって、テーマや方向性、調べるべきポイントと一緒に考えてくださった近澤先生、レポートの書き方、説得力のある解決案の述べ方や文の構成について教えてくださった小林さんありがとうございました。



### ＜グラフ1＞国内電力電源割合

## ① 電源



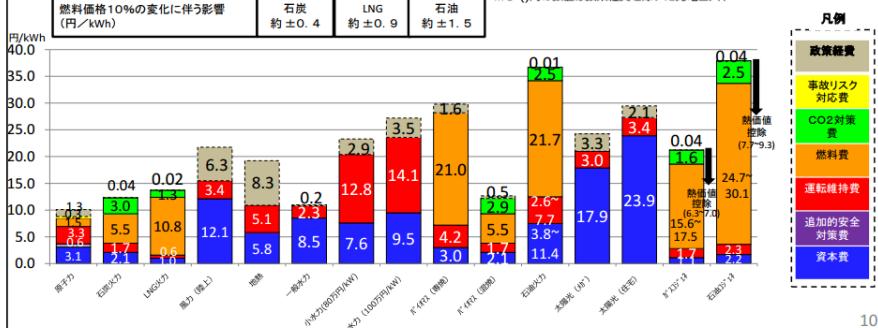
## ②エネルギー供給割合

電源	原子力	石炭火力	LNG火力	風力(陸上)	地熱	一般水力	小水力 80万kW/FW	小水力 100万kW/FW	バイオガス (専焼)	バイオマス (温熱)	石油火力	太陽光 (太)	太陽光 (住宅)	ガスコンエ	石油コンエ
設備利用率 従量課徴料 率	70% 40年	70% 40年	70% 40年	20% 20年	83% 40年	45% 40年	60% 40年	60% 40年	87% 40年	70% 30年	30~10% 40年	14% 20年	12% 20年	70% 30年	40% 30年
発電コスト 円/kWh	10.1~ (8.8~)	12.3 (12.2)	13.7 (13.7)	21.9 (15.6)	19.2 (10.9)	11.0 (10.8)	23.3 (20.4)	27.1 (23.6)	29.7 (28.1)	12.6 (12.2)	30.6 ~43.4 (30.6 ~43.3)	24.3 (21.0)	29.4 (27.3)	13.8 ~10.0~ (13.8 ~15.0~)	24.0 ~0.5~ (24.0 ~27.8)
2011コスト 等級証委	8.9~ (7.8~)	9.5 (9.5)	10.7 (10.7)	9.9~ 17.3	9.2~ 11.6	10.6 (10.5)	19.1 ~22.0	19.1 ~22.0	17.4 ~32.2	9.5 ~9.8	22.1 ~26.1 ~22.1	30.1~ 45.8	33.4~ 38.3	10.6 (10.6)	17.1 (17.1)

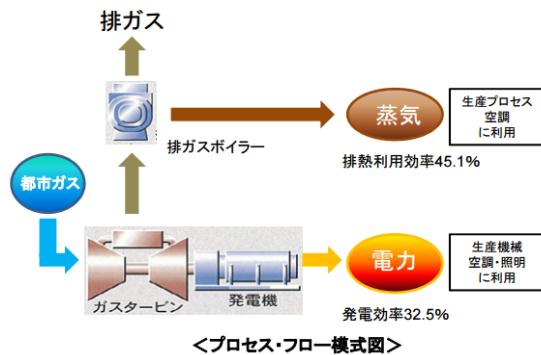
\*1 燃料価格は足元では昨年と比較して下落。それを踏まえ、感度分析を下記に示す。

※2 2011年の設備利用率は、石炭:80%、LNG:80%、石油:50%、10%

※3 ()内の数値は政策経費を除いた発電コスト



＜グラフ2＞2014年コスト試算（発電コスト検証ワーキンググループ）



<グラフ 3>コジェネレーション

## 参考文献

- ・ 経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー白書2016」「日本のエネルギー情勢」  
<http://www.enecho.meti.go.jp/> (2017/2/21 アクセス)
- ・ Sustainable japan 「日本の発電力の供給力割合」「世界の風力発電導入量とビジネス環境」  
<https://sustainablejapan.jp/> (2017/2/21 アクセス)
- ・ 発電コスト検証ワーキンググループ「長期エネルギー需要見通し委員会に対する発電コストの検証に対する報告」[http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\\_policy\\_subcommittee/mitoshi/cost\\_wg/006/pdf/006\\_05.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/006/pdf/006_05.pdf) (2017/2/21 アクセス)
- ・ 日本風力発電協会 <http://jwpa.jp/> (2017/2/21 アクセス)
- ・ 全国小水力推進協議会 <http://j-water.org/> (2017/2/21 アクセス)
- ・ 電気事業連合会 <http://www.fepc.or.jp/> (2017/2/21 アクセス)
- ・ 小沢徳太郎 (2006) 『スウェーデンに学ぶ持続可能な社会』朝日新聞社

## 4-2. 富士山が永遠に世界遺産であるためにはどのようにすればよいのか

中島美瑛

### はじめに

日本の象徴として古くから愛され続けた富士山。

「富士山は遠くから見ると美しいが、近くで見ると驚くほど汚い」という言葉を聞いたことがある人も少なくないだろう。このレポートでは果たしてそのごみ問題がどれだけ深刻なのか、そしてその他の問題にも焦点を当て、世界遺産として誇れる富士山にしていくために何ができるのかを研究し、紹介する。

### 第1章 序論

近年、日本をにぎわせた「富士山の世界文化遺産登録」というニュース、まだ記憶に新しい人も多いだろう。今まで国内で世界遺産登録を目指そうとする動きが何度も起こりながらも、ごみ問題等の理由で却下され続けてきた富士山。一体どのようにして問題点を解決し、世界遺産登録を果たしたのだろうか。疑問に思い、その答えを調べてみると意外な結果が分かった。

実は問題点は全く改善できておらず、富士山はかつて世界自然遺産の登録を断念した過去があるということだ。

世界自然遺産登録を断念せざるを得なかった理由は大きく分けて2つある。

それは富士山五合目以上にあるごみやし尿が自然に大きな悪影響があるから、そして世界自然遺産に登録されるための条件、「世界で唯一無二の物件であること」という項目の立証が困難であるからだ。これらのことから世界自然遺産への登録を断念し、方向転換をして掴んだ世界文化遺産の登録すらも「保全状況報告書の提出」という条件付きだった。

このように報告書の提出を求められることは世界的にも異例であり、このままでは世界遺産継続する危ういほど課題が山積みであることを物語っている。

その課題とは、登山者のポイ捨てや、業者の不法投棄、観光やレジャーなどの商業利用で環境が悪化していくこと、登山者の増加に伴い山小屋の確保が追い付かないことなど、どれも深刻なことばかりだ。

そこで「富士山が永遠に世界遺産であるためにはどうすればよいのか」という問い合わせ立て、保全状況報告書から課題の詳細を確認し、何が理由で今に至るまで問題点を解決することができないのか、今後、その課題を解決するために具体的にどのようなことをすればよいのかについて考察を加えた。

その結果、「入山料の徴収を登山者に義務づけ、ある程度の登山者数の抑制を図り、集まった資金を山小屋の環境やバイオトイレなどの設備の改善に利用することが最善である。」という結論を得た。

### 第2章 現状

#### 第1節 富士山が世界遺産に登録されるまで

本題に入る前にひとつ述べたいことがある。それは、富士山は世界自然遺産ではなく世界文化遺産であるということである。序論でも述べたとおり、富士山はかつて世界自然遺産を目指していた過去がある。そもそも世界自然遺産と世界文化遺産はどのような違いがあるのだろうか。1975年に発行された

「世界の文化遺産及び自然遺産保護に関する条約」によると、世界自然遺産とは、鑑賞上、学術上、景観上、保存上、顕著な普遍的価値を有するもの、そして世界文化遺産とは、歴史上、学術上、芸術上、顕著な普遍的価値を有するものと定義されている。自然遺産として登録を目指していた富士山だが、1995年に開催された「自然遺産富士山国際フォーラム」にて火山としての平凡性などを指摘され、それを断念せざるを得なくなった。そのあとに古くから神体山として多くの人に信仰されていた点(信仰の対象)や、『万葉集』や『古今和歌集』に富士山を詠む歌が数多くあること、また『富嶽三十六景』などの多くの絵画作品に描かれた点(芸術の源泉)など文化的な側面に目を付け、最終的に「富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉」として文化遺産登録を成し遂げた。

ただ先ほども述べたとおり、課題は山積みだ。イコモスが挙げた主な指摘は、富士山やその周辺で進む開発が遺産の価値を脅かしているという点や、登山者の増加により、斜面の崩落が引き起こったり、マナーの悪い登山者を監視するのが困難になっている点だ。

## 第2節 周辺開発について

まずはその問題の一つである周辺開発についてみていく。

1964年 の富士スバルラインの開通したことにより、五合目まで車で行けるようになり富士山を間近に眺める観光客が増えた。そして、富士山の周りにはたくさんのレジャー施設が誕生し、富士山は観光地と化した。それと同時に富士山の周辺開発が徐々に活発になりはじめた。

図1の写真はいわゆる「ブル道」と呼ばれる道の様子だ。「ブル道」というのは人が登り下りする登山道ではなく、山小屋の資材や商品物資などを運ぶブルドーザーが通るための道のことである。「神聖な山」であるはずの富士山にこのようなことをするなんて景観を損ねている、著しい自然破壊だ、という声も数多く挙がっている。



図1 「ブル道」の様子

それでもこの「ブル道」を廃止できない理由は、ブルドーザーを使わないと背負い子さんが荷物を上げなければいけなくなり、非効率かつ高コストになってしまうからだという。人間の便利な生活と自然の保護を両立させるのはとても難しいことであると考えさせられる事例だ。

## 第3節 ゴミ問題

ゴミ問題もまた、人間が利益を追求することが自然の破壊を作り出している例だ。富士山には基本的にゴミ箱が設置されていない。山小屋も設置されていない場合が多く、登山客はそのごみを持ち帰らな

ければならない。このようなことがポイ捨てを引き起こす原因だと考えられる。また、ポイ捨てよりもさらに深刻なゴミ問題がある。

図2は山に大量に捨てられたタイヤの様子だ。



図2 不法投棄されたタイヤ

これは産業廃棄物と呼ばれ、廃棄物を処理するための料金を払わないで済むように業者が不法投棄している。他にも家庭電器などが投棄されていることが多い。これらが引き起こす問題として考えられるのは、富士山の美しい景観を損ねるだけではなく、不法投棄されたゴミが地下水や土壤などの環境を汚染し続け、生態系にも悪影響を与えるということだ。また、分解しないプラスチック類や割れたガラス片などが野生動物を危険にさらうこともある。

#### 第4節 登山者数の増加について

次に登山者について考えていく。

富士山の登山者数は、7月から9月上旬までの約二ヶ月の間に約30万人である。これは富士山程度の標高の山にしては他に例を見ないほど多い数字だといわれている。

ここで浮かび上がってくるのは、登山者は多ければ多いほどよいのか、という疑問である。山小屋など商売をしている人間としては、より多くの利益を得られるため、登山者は多ければ多いほどよいだろう。しかし、本当にそれで良いのだろうか。

登山者の中には、山小屋の中が缶詰め状態で空気が薄いため、寝ている時に高山病らしき症状を訴える者もいる。本来、登山者に宿を提供して少しでも安らぎを与える立場である山小屋で体を壊すという事態はやはりあってはならないはずである。また、山小屋の予約が取れないことが原因で、一切寝ずに頂上を目指す登山客も多く存在する。

そして、図2からは登山客増加に伴い、年々遭難者や死亡者が増えていることが読み取れる。

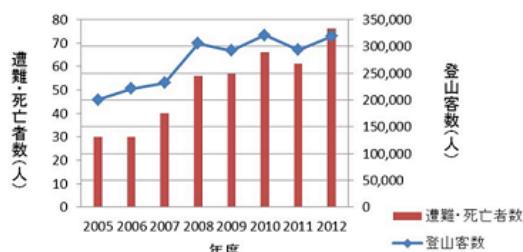


図3 登山者数と遭難・死亡者数の関係

安全面や健康面、そして自然や環境面においてあまり良いとはいえないこの状況からして、やはり登山者は多ければ多いほうがよいというわけではないと言えるだろう。

### 第3章 結論

#### 第1節 登山者の増加を抑制するためには

登山者の増加を抑制することで富士山に起こっている様々な問題を解決できるのではないかと考えた。

そこで一日当たりに登山できる人数を制限し、各登山団体にガイドの同伴を義務付けるべきだと提案する。マレーシアのボルネオ島にあるキナバル山では一日の登山人数を制限することによって、登山客に宿泊設備を確保し、山頂での渋滞を防いでいる。また、ガイドの同伴も義務付けられており、登山者に目が行き届くようにしている。そうすることで登山者のマナーを改善し、その山に関する知識を深めることによって遭難者や死亡者の減少に努めている。ほとんどの登山者がガイドをつけない富士山であるが、キナバル山のこういった点を見習うべきであると考える。

#### 第2節 入山料について

入山料は一昨年から「富士山保全協力金」という正式名称で本格的に始まった。

登山者から1人1000円の協力を任意で求め、富士山の環境保全や安全対策のために利用されることになっている。しかし、これはあくまで任意の協力であり義務ではない。昨年の夏、入山料に協力した登山客の割合は山梨県が42.6パーセント、静岡県が46.7パーセントと決して高い数字とは言えない。

のことから登山者全員に入山料の支払いを義務付けるべきだと考える。ただ、きちんと入山料を納めたか確認しようとしても、富士山は様々なルートから多くの時間帯に入山されるので、ゲートを設置したり、民間の業者に委託するのが困難であり、その人件費もかさんでしまうという問題が発生する。

そこで入山料を納めた証書を発行し、運転免許証のように登山者に携行を義務付けるのがよいと考える。そうすることで、入山料を収めたかどうかチェックする手間を省け、より効率的にすることが可能になるのではないか。

### 第4章 まとめ

このレポートでは、2013年に富士山が世界文化遺産に登録された際に、ICOMOSから提出を義務付けられた「環境保全報告書」の内容から現在富士山に起こっている問題を再確認した。

そして、登山者と入山料に焦点を当てて問題の解決法を探った。

研究を進めていくうちに気付いたことがある。

それは、周辺の開発が活発になることや、注目度が上がることによって登山客が増えることは一見良いことに思えるが、それは悪影響を与えることもあるという点、そして「信仰の対象と芸術の源泉」であるはずの富士山が人間の利益追求の材料にされているのは果たして正しいのかという点だ。ただ単に、ポイ捨てなどのごみ問題を解決するだけでは足りないような大きな問題がまだまだ富士山に潜んでいると感じた。

また、2013年の富士山の世界遺産登録は条件付きであったということはほとんど触れられず、前向

きな内容ばかりがニュースなどで報じられ、世間と現実のズレも認識した。

2016年1月に日本国はUNESCOに保全状況報告書を提出したが、まだ解決しなければならない問題はたくさんある。

「日本の象徴」でもある富士山について少しでも多くの人が知る努力をし、考えていくことが、富士山が永遠に世界遺産として愛されることに必要不可欠だと私は考える。

### おわりに

このレポートの作成にあたって、担当の近澤先生やTeaching Assistantの方に指導や助言を賜りました。ここに感謝の意を表します。

### 参考文献

- ・野口健(平成26年)『世界遺産にされて富士山は泣いている』PHP新書
- ・野口健公式ウェブサイト<<http://www.noguchi-ken.com/>>(2016/09/05 アクセス)
- ・富士山における適正利用推進協議会「富士登山における安全確保のためのガイドライン」<<http://www.fujisan-climb.jp/risk/guidelines.htm>> (2016/10/10 アクセス)
- ・徳永清花「入山料で富士山のごみ問題は解決できるか」<[http://www.shigakukan.ac.jp/information/upload/report2013\\_02.pdf](http://www.shigakukan.ac.jp/information/upload/report2013_02.pdf)>(2016/11/03 アクセス)
- ・「世界遺産登録までの道のり」<[http://www.fujisan223.com/world\\_heritage/process/](http://www.fujisan223.com/world_heritage/process/)>(2016/11/10 アクセス)

### 4-3. 詰め替え製品の新しいかたち

大庭小春

#### 1. 目的

写真（図1）は先日私が薬局に行った際に、実際に目にしたものである。この製品は本体、詰め替えどちらも360mlと同じ内容量であるが、本体入りの価格が293円、詰め替え用製品が267円で売られていた。このような価格設定がなされている場合、多くの人はよりお得な本体入り製品を選ぶのではないだろうか。この製品以外にも、詰め替えより本体の方が安くなっているものを、様々な店で何度も見かけたことがある。

今、世界ではごみ問題、二酸化炭素による大気汚染をはじめとする、環境問題の解決が重要視されており、ボトル入りと比べ、よりごみの排出が少ない詰め替え用が、進んで選ばれるべきである。しかし、先ほどの例のように、本体の方がお得な価格設定では、消費者にボトル製品の購入が促されてしまっている。わたしはこの現状に対して、おかしくはないだろうかと疑問を抱き、研究を進めることに決めた。

まず、先ほど私は、詰め替え用製品の方がごみの発生が少ないと述べたが、どれくらい違いがあるのだろうか。実際に比較を行ったデータがある。

ある洗剤のボトル入りを、1年間使ったとするなら、約1440gのごみが発生する。一方、詰め替え用を1年間使ったとするなら、ボトル入りの約10%、わずか130gにまでゴミの量が抑えられるということが分かった。この差は一目瞭然であり、ボトル製品の購入が促されているこの現状は、やはりおかしいといえる。

では、なぜこのような価格設定がなされているのだろうか。シャンプーや洗剤の販売を行っている花王のお客様相談窓口に9月上旬頃、実際に問い合わせたところ、製品が市場に並ぶときの値段は企業ではなく、消費者と販売店の選択による自由競争によって決定されているからという返答をいただいた。自由競争とは、小売店は消費者に他よりも買いたいと思ってもらえるよう製品開発、価格低下に努め、私たち消費者は数ある製品の中から購入したいものを自由に選択できるという制度である。したがって、企業からの出荷時には、詰め替え用が安くなるようにされていても、消費者の購入時にはボトル製品の方が安くなってしまうケースがあるということだ。

また、この自由競争以外にも新発売の製品を安くすることで、新たな顧客を獲得し、売り上げのアップを狙う企業の戦略、トライアル期間によって、本体製品の価格が低下することもある。

実際に企業に問い合わせたことで、自由競争、新製品のトライアル期間、これら二つのことが、ボトル製品が詰め替え製品よりも安くなってしまう原因であり、トライアル期間の方には、企業の売り上げ向上を図る意図が、含まれていることが分かった。

しかし、ボトル製品に魅力を感じるのは企業だけではない。消費者は、ボトル製品を購入すれば、面倒な詰め替えも不要なうえ、様々な違った製品を手軽に使うことができる。また、販売店も、企業のセール品を販売することで、集客を増やし、さらなる収益が、見込まれる。

しかし、私はそれでも、環境のことを考えるのであれば、ボトル製品ではなく、詰め替え製品の購入

が望ましいと思うのだ。

したがって、詰め替え製品をより多くの人に選ばれるようなものにするため、何か工夫を考え、提案することをこの研究の目的とする。

## 2. 先行的な取り組み

まず、研究を進めるうえで、環境に対して先行的に行われている取り組みについて調べた。

例えば、株式会社花王の「らくらくエコパック」である。シャンプーとコンディショナーの詰め替え容器を、従来の袋型からボトル型に変えたことで、二酸化炭素の排出量を3%減らすことに成功した。このこと以外にも、ボトル型になったことで、注ぎ口が端から真ん中に移り、詰め替えやすさがアップし、売り上げも5%伸びた。

また、日産スタジアムでは「マイボトル宣言」が実施されている。これは、スタジアム来場の際に、マイボトルを持参すれば、スタジアム内の売店にて、10円引きでドリンクが購入できるシステムである。これによって、日産スタジアムでは、マイボトル持参を来場者に促し、ドリンクの購入の際に使われていた、プラスチックカップなど、不要容器の発生を削減することに成功している。

一方、失敗例では、大手惣菜チェーンのRF1で、惣菜の入っていた皿を、次の来店時に、洗った状態で返却すると、交換でプレゼントのお惣菜がもらえる、「おかえりプレート」が実施された。しかし、移動する際には皿が重たく邪魔、持ってくるのが面倒という理由から、消費者には受け入れられず、普及させることは出来なかった。

これらの先行的な取り組みを調べ、私は、環境に対する取り組みを成功させるには、ただエコなだけではなく、エコと取り組みやすさの両立がなされていることが必要なではないかと考えた。

これを踏まえたうえで、消費者に詰め替え製品の購入を促す、新たなアイデアを提案していく。

## 3. 提案

先行事例から学んだように、環境に対する取り組みを成功させるためには、エコ、取り組みやすさの両立が必要であるということを踏まえたうえで、私が提案する一つ目のアイデアが、詰め替え製品の「量り売り化」である。量り売りはすでにメジャーな販売方法であり、ワイン、お菓子、チーズなどの食品だけではなく、車のガソリンなど様々なものが量り売りで販売されている。

量り売りにはいくつかメリットがある。例えば、必要なものを必要なだけ購入、無駄になる容器を削減できる。これらのこと以外にも、低価格での提供が可能であることがある。

実際に量り売りされている「All things in Nature」という製品を例に挙げて考えていくたい。この製品の価格表（表1）を見れば、ポンプ式容器入り、詰め替え用と量り売りの一回当たりの使用料を比べると、量り売りが一番安いということが分かる。これは量り売りにすることで、個々にかかる容器代を抑えられるために、低価格に設定できるのだと考えられる。一回だけでは小さな差であるが、90回使用すると約400円と大きな差になり、消費者にとっては、かなりお得である。このことからも、量り売りは、製品を低価格で提供でき、もちろん廃棄される容器も減らせる、詰め替え製品の魅力的な販売方法であると考えられる。

また、量り売り化とは別のアイデアとして、本体入りの製品を購入する場合には、容器代を徴収する

ことを提案する。現在、多くのスーパーではレジ袋削減のためにレジ袋の有料化、マイバック持参によるポイント付与、割引制度が導入されている。この中で最も削減の効果が出ていると言われているのが代金徴収である。実際、レジ袋の代金を徴収しているスーパーにおいては、来店客の5割～9割がマイバックを持参し、レジ袋を辞退しているそうだ。このような結果をもたらした原因として考えられるのが、損失回避傾向である。損失回避傾向とは、ポイント付与や割引といったポジティブな特典よりも、余計な代金を払いたくないと考え、自分にとってネガティブな事象を避けようとする、人間の本質的特徴のことをいう。このことを利用することによって、大手スーパーはレジ袋の削減に成功したのだ。

これと同じように、シャンプーなどのボトル入り製品購入する際にも、料金が徴収されるようすれば、ボトル製品の購入を減らし、不要になる容器の発生を抑えられるのではないかだろうか。

私が提案する、これら2つのアイデアは、成功事例から学んだ、エコな取り組みを成功させるために不可欠であると考えられる、エコ、取り組みやすさの両立がなされている。よって、これらを導入することができれば、いくらボトル製品が魅力的であっても、消費者に選んでもらえるような、新しい詰め替え製品になるのではないかと考える。

#### 4. 課題

しかし、これらのアイデアには課題もある。

まず、量り売り化では、実際に店舗で量り売りを行おうとすると、今より人件費と手間がかかり、メリットである低価格が揺らいでしまう恐れがある。また、衛生面、安全面でも、万全であるとは言えない。特に、塩素系の洗剤と、酸素系の洗剤は、混ざると有毒ガスを発生してしまうなど取り扱いが難しいため、量り売り化の実現は容易ではないと考えられる。

また、容器代の徴収も、今まで詰め替え製品においては、実施されていなかった新しい取り組みであることから、すべての小売店、販売店で実施されるよう、広く普及させるには、長い期間を必要することが予想される。

価格、安全面、普及の難しさ、これらのことどう改善していくかが、今後の課題である。また、量り売り化、容器代の徴収よりも実現がしやすく、効果的であるさらなるアイデアも考えていきたい。

#### 5. まとめ

この研究を通して、環境問題にたいして積極的に取り組み、それらを消費者に向か全面的にアピールしていくことは、企業、販売店にとってイメージアップ、それによる売り上げアップも期待できることがわかった。これは結果として、企業、販売店、環境、どの立場にとってもプラスのこととなるのであるから、企業、販売店は、売り上げだけを重視するのではなく、環境への取り組みも、今よりもっと進んで行っていくべきであると感じた。

また消費者も変わらなければいけない。自分にとっていい製品とは何かと考えた時、多くの人は安いものは良い製品だと答えるだろう。この研究を行う前なら、私も同じように答えていたはずである。しかし、自分の疑問に対して調べていく中で、ただ安くても、環境を破壊してしまっては、それは良い製品ではないと考えるようになった。だからこそ、安さ、楽さばかりを重視して、ボトル製品を購入し、ごみを生産するような消費者、いわゆるブラック消費者ではなく、環境への影響を考えて、詰め

替え製品を進んで選ぶことが出来る、賢い消費者が増えていくべきであり、少なくとも私はそんな賢い消費者になりたい。

### おわりに

このレポートの作成にあたり、親身になって熱心にご指導を頂いた、近澤一友先生に感謝いたします。他の生徒が着々とレポートを書き進めていく中、私は書きたいことが定まらず、焦ってばかりでした。しかし、その度に先生が、的確な指摘やアドバイスをくださったおかげで、自分で納得がいくレポートを完成させることが出来ました。有り難うございました。

また、SGH代表として、発表することが決まってからは、それまで以上に先生を頼ってしましましたが、それでも発表の直前まで、私を励まし、お力添えをして下さったこと、感謝しています。先生のお力添えがあったからこそ、あのような場であっても、自信を持って発表することが出来たのだと思つております。感謝してもしきれないほどの思いです。本当に有り難うございました。



(図1) (左) ボトル入り 293円 (右) 詰め替え用 267円

	1回分	10回分	90回分
量り売り	19円	190円	1710円
詰め替え	22円	220円	1980円
ポンプ	24.5円	245円	2205円

(表1) All things in Nature の価格表

## 参考文献

- ・ m a n @ b o w 「自由競争について」  
[http://manabow.com/hayaakawari11\\_1.html](http://manabow.com/hayaakawari11_1.html)(2016/9/13 アクセス)
- ・マイナビニュース 「詰め替え用は本当にお得？」  
<http://news.mynavi.jp/news/2015/03/29/124/>(2016/9/13 アクセス)
- ・花王公式ホームページ  
<http://www.kao.com/jp/> (2016/9/13 アクセス)
- ・公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局  
<https://www.ecomark.jp/nintei/140.html>(2016/10/21 アクセス)
- ・がんこ本舗 公式ウェブサイト  
<http://www.gankohompo.com/> (2016/12/15 アクセス)
- ・節約社長「短期間で主婦にエコバッグを定着させた小売店側の心理的仕掛け」  
<http://setsuyaku.ceo/post/1447/>(2016/12/15)
- ・『朝日新聞G L O B E』2017年2月5日朝刊 「やさしくエコで売り上げアップ」

## 4-4. 自動運転での事故、悪いのは運転手？車会社？

杉原七海

### 第1章 自動車技術の発展と新たな問題

近年、科学技術が発達してきたため、たくさんのものが開発・改良されている。情報番組やニュース番組、バラエティ番組などが科学技術について取り上げていたり、テーマパークにいけば顔認証システムがあつたり、毎日スマートフォンやパソコン、タブレットを扱うことで「科学技術」というものを身近に感じることも多い。その中でも私が注目しているのは、自動運転の車だ。日本では高齢化により高齢者による自動運転事故が増加している。2002年に全事故の5%程度であった高齢者が絡む死亡事故は、2011年度には20%強となっている（出典『「自動運転」が拓く巨大市場』P.67）。今後高齢化が進むことを考えると、高齢者による交通事故の増加は深刻な社会問題となると考えられる。この社会問題を解決してくれるのが自動運転車である。しかし交通事故の件数を減らすことを目的として開発された自動運転車だが、今年の2月14日にアメリカでグーグル社が開発中の自動運転車を公道で走行実験していたときに、バスと接触事故を起こしている。グーグルの本社がある米カリフォルニア州のマウンテン・ビューを走行中、路肩に置かれた砂袋を検知したため、一旦停止後、それをよけるために左に進んだところ、左後ろから走ってきたバスの側面に接触した、といった事故だ。原因是この車のソフトの誤作動であると考えられている。それまでも走行実験中の事故はあったが、それらは全て自動運転車ではないほうの車が原因のものであり、自動運転車が原因である事故は初めてだったため、世界でも注目を浴びたのだ。このニュースをみて、自動運転車が普及したときに事故が起った場合、責任は誰がとるのだろうと疑問に思った。

### 第2章 事故発生時に責任を取るのは？

#### 第1節 自動運転の仕組みと交通事故の現状

そもそも自動運転はどのような仕組みなのかみなさん知っているのだろうか。GPSで車の位置を認識し、カメラで信号の色・標識・歩行者を認識し、ボディのセンサーで周りの障害物を察知する。このようにたくさんのものを認識したうえでアクセルやブレーキが働くため、事故率が低くなると言われているようだ。しかし、コンピューターだからこそ誤作動が起きて事故になってしまうという可能性もある。本来ならば、交通事故が起きた場合、過失割合といった交通事故の当事者間においてお互いの過失の程度を割合化したものを使って、賠償金などについての問題について処理していく。例えば、歩行者と自動車の信号のある交差点で歩行者側の信号が青で自動車側の信号が赤だったとき、過失割合は0:10となり、運転手の全責任となる。逆に歩行者側の信号が赤で自動車側の信号が青だったとき、過失割合は7:3となる。このように、とても細かく様々な状況に合わせて過失割合は設定されているのだ。

私は、自動運転車を含んだ交通事故発生時に責任をとるのは誰なのかという問題に対し、アイディアの一つとして、自動車、歩行者、自転車などに加え、自動車メーカーも過失割合の責任者にするべきだと考える。なぜなら、走行実験でもあったようなソフトの誤作動による事故の可能性も十分に考えられ、それを運転手の責任にすることに違和感があるからだ。しかし、ここで新たな問題が発生する。それは

事故の責任者は何を基準に決めるのか、ということと、このように事故の責任者に自動車会社を加えることで発売しなくなるのではないか、ということだ。また、法の整備がされていないため、技術的に自動運転車が完成しても自動化の実現が難しいということだ。

## 第2節 法整備の現状

まずは法の整備についてだ。今世界中で最も自動運転についての法整備が進んでいるのはカリフォルニア州なので、そこの法律について調べた。2015年12月16日、米カリフォルニア州車両管理局(DMV)は、自動運転車の実現に向けて規制案を公表した。それは、自動運転車運転免許証を新たに発行し、またそれを持った人がドライバーとして乗車することを前提に、緊急対応のためハンドルやブレーキを搭載することを義務化するといった内容である。しかし、今年の9月には運転手なしで「当局が指定する私有のビジネスパーク、および敷地内の公道」での実験走行を認めるといった内容のカリフォルニア州議会法案1592に知事が署名したそうで、それをふまえて、運転免許証を必要ないとする新方針を示し、その新免許制度について法制化が進められている。このように法整備が進んでいる地域があるので、日本でも近い将来に新しい法案が認められるのではないだろうか。実際今年の5月に警察庁が「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」を発表している。その内容とは、運転者となる者が実験車両の運転者席に乗車して、常に周囲の道路交通状況や車両の状態を監視(モニター)し、緊急時等には、他人に危害を及ぼさないよう安全を確保するために必要な操作を行うこと、実験車両が道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の規定に適合していることなどを条件に、公道実証実験を可能にしたものである。カリフォルニア州のものと比べるとまだまだ厳しいところはあるが、このように少しずつ改善されていけば自動化が近づくと思うのだ。

## 第3節 自動車メーカーの考え方

次に自動車会社が発売しなくなるのではないか、という点についてだ。グーグルの例では自動車保険の加入は必要とし、保険会社が自動運転車の安全性などを細かく確認し、保険料を算出するという方針だそうで、このことから、自動車メーカーが責任者となる可能性もあると考えていることがわかる。また、現在でも自動車事故が起り、自動車の欠陥が原因だった場合、1995年に施行された製造物責任法(PL法)により自動車メーカーが損害賠償することがあるそうだ。実際に毎年100件以上の事例がある。今でも自動車メーカーが責任を負う機会があるといことは、責任を負うことが嫌になって自動運転の開発を止めるということがないと言い切れる。また現在のシステムのように、過失割合の責任者は自動車、自転車、歩行者のままで、自動車に欠陥があると思われるときのみ自動車メーカーに損害賠償を求めるというシステムのままでもいいのではないかということも考えた。しかし、自動運転車が普及したら今よりも事故数が減るのは明確であり、その中でも自動車(運転手)が責任になるような交通事故はほとんど起こらないことが予想される。なぜなら、実際の公道実験でも自動運転車が原因の事故はほとんど起こっていないからだ。毎回のように自動車メーカーに損害賠償を請求する、というのは非常に効率が悪いと思ったため、過失割合の責任者にそもそも自動車メーカーを追加する案が良いと考えた。

#### 第4節 事故の判断を行う第三者は

最後に事故の判断はどうするのか、ということだ。運転手や自動車メーカーが互いに責任転換するのを防ぐために、事故時の状況を正確に判断できる記録や第三者として判断する人が必要だ。現在では警察が事故の状況を判断し、保険会社がその事故証明をもとに過失割合を設定する、という仕組みである。しかし、自動運転車が普及すると事故の判断にも専門的な知識が必要になるので、警察の手にも負えないかも知れない。そこで私は、飛行機のフライトレコーダーのようなものの搭載を義務化するべきだと考える。すべてを記録すると記録量が膨大になるため、古いデータを消して直近の出来事を書き換ながら記録する。また、外装は、墜落に伴う衝撃や火災、海没に耐えられるよう高い耐衝撃性・耐熱性・耐水性を備えた密閉容器であり飛行機の墜落事故にも耐えられるように作られているため、自動車事故にも耐えられるだろう。これが自動運転車に搭載されれば、事故時の状況を判断するための記録については問題がなくなるうえに、事故の判断をする人、つまり今までいう警察の役割も今と変わらないままでいけるのではないのだろうか。

#### 第3章 自動運転の実現に向けて

自動車メーカーは人為的ミスによる交通事故、例えば、長時間運転による疲労が原因である事故や高齢ドライバーの不注意や反応の遅さによる事故などを防止することを目的として、自動運転の開発を進めている。しかし、自動運転車で事故が起きることを考えたときに、現在の法や制度はこのままでよいのか、という問題が出てくる。その問題の解決案として、現在の過失割合という制度の責任者に自動車メーカーを加えるべきだと考えた。そこで新たな問題が生まれたのである。それは、事故の判断は誰がするのかということと、責任を負わなければならないとなれば自動車メーカーがリスクを負ってまで自動運転車を発売するのか、ということだ。事故の判断に関しては、フライトレコーダーの代わりとなるものを搭載することで解決できる。また、自動車メーカーが発売しなくなるのではないか、という問題に関しては、現在でもPL法などにより自動車の欠陥について問われることが多いという点と、グーグル社などは交通事故の責任者になってしまう可能性も考えているという点から問題ないと考えられる。

自動運転車は現在も開発中ですが、日本の主な自動車メーカー、トヨタ・日産・ホンダなどは東京オリンピック・パラリンピックが開催する2020年に実用化する予定だそうだ。また、日本政府もそのことを認めているようで、これで法や制度が変わり、曖昧な部分を明確にしていくことで

自動運転車の実用化が近づくはずである。自動運転車の普及には法整備が必要だ。道路交通法は安全のために、公道を走る車は運転手による操作であることを定めており、自動運転車を公道で自由に走らせることができないというのが現状だ。日本も加盟する道路交通に関する国際条約「ジュネーブ条約」も人による車のコントロールを定めている。そのため、実用化には大規模な規制緩和が必要だ。政府は実用化に向けた法改正に前向きである。2016年5月、警察庁は自動運転車の公道での走行実験について初めて法の規制緩和を行った。しばらくは無人の実験を認めず、緊急時に対応できるドライバーの乗車を必要としている。また、事故が起きた場合に原因が把握できるようにドライブレコーダーの搭載を求めている。「ジュネーブ条約」も改正の検討が始まっている、改正が実現すれば日本を含む世界各国で

国内法の改正が進みそうである。これらの法や制度の完成の後、自動運転車の発売によって、事故率が減ること、また経済が活性化することは大いに期待できる。実用化の実現にはたくさんの課題がありますが、その課題を一つずつ解決していく必要がある。一刻もはやく政府がこの問題を大きく取り上げ、解決のためにとりかかっていくべきだと私は考える。

## 参考文献

- ・ 「交通事故弁護士ナビ」 <<http://jico-pro.com/columns/8/>> (2016/06/09 アクセス)
- ・ 日経 BP 社「日経 BP スペシャル」 <<http://special.nikkeibp.co.jp>> (2016/06/16 アクセス)
- ・ 「産経ニュース」 <<http://www.sankei.com>> (2016/06/16 アクセス)
- ・ 明治大学「Meiji.net」 <<http://www.meiji.net>> (2016/06/24 アクセス)
- ・ RECRUIT「R25」 <<http://r25.jp>> (2016/06/24 アクセス)
- ・ 株式会社アルビノ「未来のクルマ自動運転の仕組みと危険性」 <<http://www.kuruma-urutorako.com>> (2016/06/24 アクセス)
- ・ 「交通事故の加害者側の弁護士ナビ」 <<https://www.jikobengo.com>> (2016/11/01 アクセス)
- ・ 「自動車保険 見直しガイド」 <<http://www.car-hokendo.com>> (2016/11/01 アクセス)
- ・ 「気になる.com」 <<http://気になる.com/jp=1300>> (2016/11/08 アクセス)
- ・ NHK「NHKニュース」 <<http://www3.nhk.or.jp>> (2016/11/08 アクセス)
- ・ 日本総合研究所 井熊均 編著 (2013年)『「自動運転」が拓く巨大市場』日刊工業

## 5-1. 早期教育について

高橋由衣

### 第一章 テーマ設定の動機・理由

私がこのテーマを選んだ理由は二つある。一つ目は、早期教育を受けても必ず賢くなるわけではないなら必要がないと思ったからで、二つ目は、自由に遊ばせる方が大切だと思ったからだ。早期教育に対して否定的な意見を持っていたため、成功例を調べてみるとあまりなかったことから、どのような早期教育の方法が最も効果的かを調べていく。

### 第二章 早期教育とは

#### 第一節 早期教育と臨界期

##### 第一項 早期教育とは

早期教育は運動能力を高めるものや学力を高めるものなど様々あるが、ここでは教育を受ける子供自身の意思とは関係なく保護者によって一般的な年齢より早く文字や数、外国語などの教育を開始するものについて考える。知的好奇心が旺盛で、脳が柔軟な子供のうちに教育を開始して脳を活性化すれば、将来的にも優秀な人に育つという考えに基づいている場合が多くなっている。

##### 第二項 臨界期とは

臨界期とは、人間の脳はある能力を学習できる適切な時期があり、それを逃すといくら努力しても能力の伸びには限界があると考えられている時期のことだ。この臨界期は視覚や聴覚などの比較的単純で基本的な知性において最も顕著に現れるという考え方もあるが、小西行郎（早期教育と脳、2004）は、「臨界期とは、生まれてきた環境に適応して生きていくために社会のルールを学ぶ高度な学力を育むのに適した時期」と述べている。私は小西行郎の考えに基づいて考えを進めていく。

##### 第三項 早期教育と臨界期の関係

人間の脳はニューロンと呼ばれる無数の神経細胞から成り立っており、ニューロン同士を結合させるものをシナプスと呼ぶ。シナプスは、0～3歳で8割、6歳までで9割、12歳までで10割完成すると言われている。このシナプスが多いほど、人間の運動能力、記憶力、創造力、理解力が優秀になるとと言われているが、これは子供が「嬉しい、楽しい、面白い」と感じる体験によって増えて能力が伸びるため、無理に臨界期に早期教育によって知能を伸ばそうとする必要はないと考える。

#### 第二節 早期教育のデメリット・失敗例

早期教育には様々なデメリットがある。一つ目は、本人の自覚がない記憶は時間が経つと再生困難になることだ。二つ目は、集団遊びが減ることでコミュニケーション能力を養えず協調性のない子に育つ危険性があることだ。三つ目は、常に緊張状態にあると長時間興奮状態を維持することになり、血管が収縮して脳に十分に酸素を供給できないため脳の正常な働きが阻害され、独り言やキレることや自傷行為が増える危険性があることだ。最後に、幼い子供にとって心身ともに過度なストレスを受けることも挙げられる。

次に実際にあった早期教育の失敗例について考える。これは母親が子供を難関私学に入学させるため

に幼児教室に通わせ始めたことから始まった。子供が幼児教室で良い点を取ると親子共に喜び、母親が喜ぶ姿を見た子供は、それが嬉しくてさらに頑張って幼児教室に通っていた。そして母親は、そのように頑張る自分の子供を見て誇らしく思い、さらに子供に勉強をさせた。子供に異変が起き始めたのは、中学に入学した頃だった。中学に入学するまでは幼児教室の名残からその子供は自分のことを勉強ができる子だと思っていた。しかし子供が中学に入学すると、自分よりも優秀な生徒が現れたことによって挫折を味わった。親から離れた自分の意思を持つようになり、反抗期や思春期に入るこの時期に挫折感を味わうことで、勉強へのやる気はより一層なくなり、一気に勉強しなくなってしまった。

この事例の問題点は、親が子供の学力向上に力を入れすぎたことで、子供が親のために勉強していたこと、親が手助けするため自考力を養えなかったこと、そして過度な自信を与えてしまったことだと考える。確かに早期教育は就学後の教育効率の向上に効果がある。また IQ スコアが上がるとも言われているが、これは小学校低学年頃には消滅すると言われている。そのため、親から一方的に教育を進めるのではなく、子供が自分の意思を持ち始めたら、どのような学習をしたいか自分で考えさせて向上心、自考力を養うと同時に適度な自信をつけることができると言える。

### 第三節 早期教育のメリット・成功例

早期教育にはメリットも様々存在する。一つ目は、3歳頃までに脳に与えられた刺激が脳の働きに大きく影響するため、教育を始める時期が早ければ早いほど将来天才児になる確率が高くなることだ。特に右脳は0~3歳が優位に働くため瞬間暗記・芸術・空間認識・直観的思考を養う教育が効果的だと言われている。二つ目は、子供にかける時間が増えるため親子の触れ合いが増えることだ。乳幼児にとっては、どんな形でも親が愛情を込めて接してくれる時間が増えれば嬉しいのだ。

次に早期教育の成功例について考えていくが、最初にも述べたようにインターネットで早期教育の成功例について調べてもあまり出てこなかった。早期教育そのものや失敗例についての情報はたくさんあるのに対して早期教育の成功例についての情報が少ないので、早期教育を実際に行う人は多いものの、教育の方法が間違っているため成功する人が少ないのでと考える。そもそも「早期教育が成功する」とはどのようなことを指すのか。私はこれまでの事を踏まえて、将来的弊害を持たず高い学力と社会でうまくいきていく能力を身に付けた人に育てば成功と言えると考える。そこで次に将来的な影響について考える。

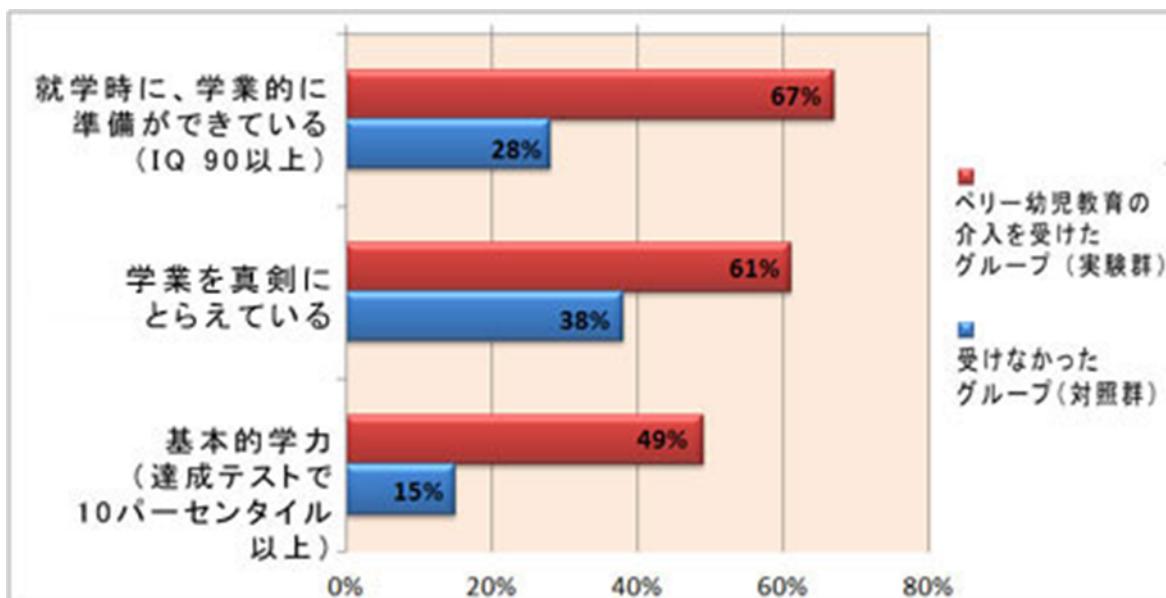
### 第四節 早期教育の将来的影響

これまでに、早期教育によって起こるメリットやデメリットについての考えをいくつか挙げたが、ここでは将来的影響のデータと、実際に行われているプログラムに沿って考える。

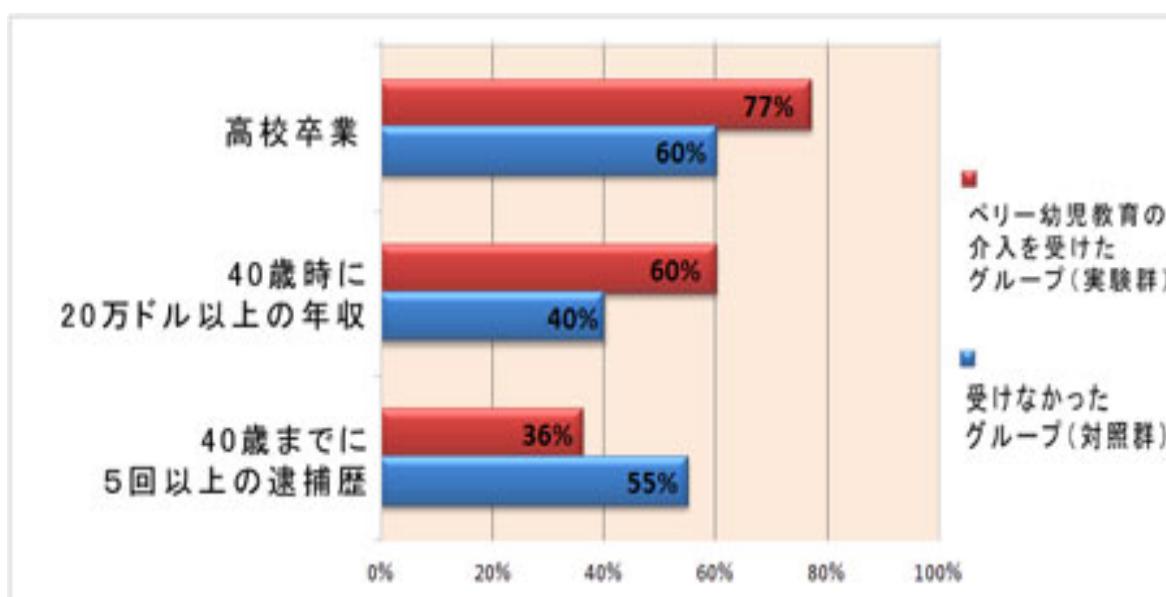
ミシガン州で行われた知識中心・遊び中心に大人が介入・遊び中心の三つの教育方法に子供を分け、比較した実験がある。この実験によると、15歳における不正行為を行う確率は知識中心の子供が他の2倍になり、23歳になると3倍になる。しかしこれとは対照的に、早期教育を受けた方が逮捕率は減るというデータが、1960年代からミシガン州でハイスコープ教育財団が行っている「ペリー幼稚園プログラム」の結果として出ている。このプログラムは、3~4歳の子供に早期教育を行い、行っていないグループとの比較を現在でも継続して行い、その後の影響を調査するものだ。この調査によると、学

力と年収については早期教育を受けたグループが受けていないグループを上回っているが、逮捕歴についてのみ早期教育を受けないグループが受けたグループを上回っている事が分かる。(図1) このように早期教育についての意見やデータは調査の対象や方法によって変わってくるため、私にはどの調査が正しいなどと言い切ることができないが、このように結果が変化するのには、どのような教育方法が一番子供に合っていて将来的に最も良い効果が出るのかが定まっていないことも原因の一つだと考える。では、実際にどのような教育方法があるのかを諸外国と比較して考えていく。

幼児・児童期の成果



成人してからの成果



(図1) ペリー幼稚園プログラム調査結果

### 第三章 日本と学力の高い諸外国との比較

#### 第一節 諸外国での早期教育

フィンランドでは物事のつながりについて考える経験的な学びを重視したホリスティック教育が行われている。そして、子供は活発に動いた方が自分の限度が分かると言われるため、大人が無理強いをせずに成長に寄り添うことで、子供は安心して集中力を高める事が出来る。またスウェーデンでは文字の読み書きなどよりも遊ぶことが大事だとされるため、オープン保育園という、親子が無料で遊びたり保育のプロのアドバイスを受けられたりする市の施設がある。

#### 第二節 日本の早期教育との違い

これまでの事を踏まえると、フィンランド・スウェーデンの早期教育と日本の早期教育では教育の内容に違いがあることがある。しかし欧米と日本では早期教育に対する姿勢に違いがあると感じたため、ここでは欧米と日本を三つの違いについて比較する。

一つ目は、親が子供をどのように捉えるかだ。日本ではどの子供も同じような教育を受ける場合が多いが、欧米では一人ひとりの個性に合わせた教育が主流で個性の尊重が重要視されている。

二つ目は、親が子供をどうしつけるかだ。日本では叱って育てるという傾向があるのに対し、欧米では良いところをたくさん見つけて褒めて育てる傾向がある。

三つ目は、親が子供の行動にどれだけ干渉するかだ。日本では親が子供の成長に過干渉なのに対し、欧米では子供の自立を重視しているため親は子供の行動を見守るだけということがほとんどだ。

以上の三点から考えたことは、どの点においても「親がどうするか」ということが比較のポイントになっているため、親が将来的に最も効果的な教育方法を知っていれば日本の早期教育はより良いものになるということだ。

### 第四章 より良い早期教育

#### 第一節 将来的効果のある早期教育

現在日本の主流的な教育方法は文字や数字などの知識を詰め込むものだが、これだと将来弊害を持つ可能性が心配される。そのため私は、子供が好きなように遊びながら学べる教育が将来的効果の高い早期教育だと考える。これによって起こるメリットとして考えたのは、

- ・子供の意思が無視される事がなくなり自傷行為などの弊害が減る
  - ・親からのプレッシャーがないため自信を失うことがない
  - ・一方的な教育ではないためコミュニケーション能力を高めたり感情を豊かに育んだりできる
- という三つである。

そして、私が考える日本で早期教育を行う際に必要な事は、親が自分の子供に合った教育方法を見つけ子供に無理をさせないこと、そのように行えば早期教育は将来的に子供の役に立つと親が理解していることだ。

これからも早期教育を行う親子はいるだろう。その際には現在の早期教育の方法をただ取り入れるだけではなく、親が子供と向き合ってしっかりと子供の事を見てあげてほしいと思う。そうすれば子供の為になるはずの早期教育が子供を苦しめてしまうことはなくなるはずである。

## 第二節 研究レポートに取り組んでの感想・反省

私は早期教育について否定的な考えを持っていたが、調べていくうちに将来役に立つものなのだとわかった。このテーマについてこんなに深く考えられると思っていなかったのに、考えれば考えるほど様々な疑問が浮かんでこのテーマにしてよかったですと思った。しかし調べていくうちに論点がずれてしまうこともあったので筋道を立てて考えられたらもっと良い研究になったと思う。そしてこの研究が今後少しでも何かの役に立つたらいいなと思う。

## 参考文献

- ・ 小西行郎（2004）『早期教育と脳』光文社新書
- ・ 「こそだてハック」〈<http://192abc.com>〉
- ・ 「早期教育のメリット・デメリット」「早期教育、欧米と日本ではどこが違う」〈<https://allabout.co.jp>〉
- ・ 「早期教育？ ゆとり？」〈[moomii.jp](http://moomii.jp)〉
- ・ 「早期教育を受けた子供の気になるその後」〈[naraigoto-kids.jp](http://naraigoto-kids.jp)〉
- ・ 「世界の幼児教育」〈[www.homemate-reseach-kindergarten.com](http://www.homemate-reseach-kindergarten.com)〉
- ・ 「英才教育を受けた子供は犯罪者になる確率が3倍」〈[ure.pia.co.jp](http://ure.pia.co.jp)〉
- ・ 「ペリー幼児教育計画」〈[www.blog.crn.or.jp](http://www.blog.crn.or.jp)〉

## 5-2. 海外と比較した日本の教育制度

野田紗菜恵

### 第1章 テーマ設定の動機・理由

私がこのテーマを選んだ理由は主に2つある。まず1つ目として、日本の教育は受験のためだけのものであると感じ、それが本当に将来に役立つか疑問に思ったからだ。先生に教えてもらったことや教科書に書かれていることを暗記し、定期テストや受験で暗記したことをもとに問題を解く。このことが将来に本当に役立つとは私は思わない。そして2つ目に、日本ではそれぞれの生徒の偏差値や成績が就職等で評価されていて、それらの偏差値や成績では分からぬ人間の能力が正しく評価されていないのではないかと思ったからだ。これらの理由から、私はこのテーマについて探究しようと考えた。

### 第2章 日本の教育の現状

文部科学省によると、高等学校における必履修教科・科目は、国語、数学、理科、地理歴史、公民、外国語、保健体育、芸術、家庭、情報の合計10教科であり、必履修教科・科目での修得単位数は最低31単位となっている。この修得単位数は、卒業に必要な修得単位数(74単位以上)の約42%となっているが、この単位数は文部科学省が定める最低限度の単位数であるため、ほとんどの高等学校ではこれを上回る単位数の授業が行われている。また、その他にもホームルームやそれぞれの高等学校で定められた授業が行われている。よって、日本のカリキュラムは西洋のどの国でも典型的にみられるものよりも生徒の選択肢が非常に少ないと日本は教育システムである。

また、日本の大学受験制度では国公立大学の一般入試受験者は原則、センター入試を受験しなければならない。センター入試は知識偏重型のテストであり、入試の成績が人間の優劣を表わし受験者の人生を決める。そのため、学校教育の内容や方法は入試に縛られてしまう。よって教育も入試も思考力より暗記が重視されている。

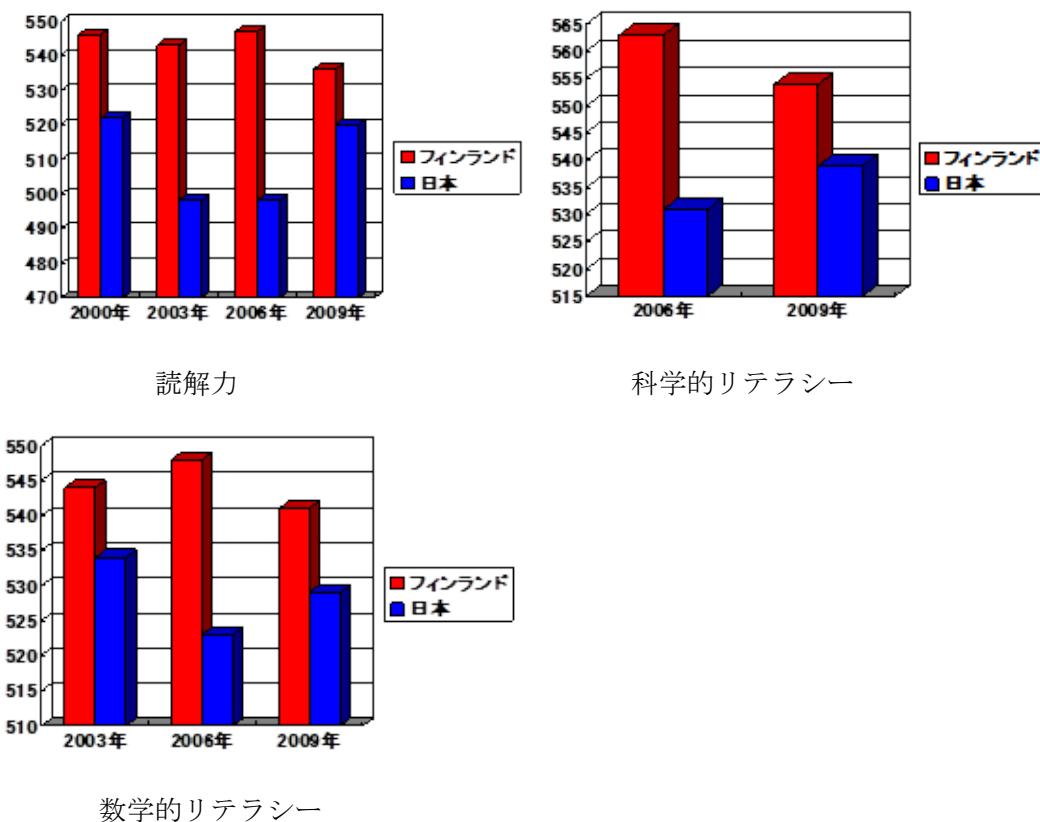
### 第3章 フィンランドとの比較

#### 第1節 PISA調査

ここで、PISA調査という国際調査を用いる。PISA調査とは、15歳の生徒の知識と技能を調査する大規模な国際調査である。70カ国以上の国々で読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーについて調査される。文部科学省によると、読解力とは、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発揮させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」であり、数学的リテラシーとは、「数学が世界で果たす役割を見つけ、理解し、現在及び将来の個人の生活、職業生活、友人や家族や親族との社会生活、建設的で関心を持った思慮深い市民としての生活において確実な数学的根拠にもとづき判断を行い、数学に携わる能力」であり、科学的リテラシーとは、「自然及び人間の活動によって起こる自然界の変化について理解し、意思決定するために、科学的知識を使用し、課題を明確にし、根拠に基づく結論を導き出す能力」であると、それぞれ定義されている。PISA調査は生徒がある特定のカリキュラムを修得しているかどうかを知るためにだけでなく、「知識と能力、経験をもとに、将来の実生活に關係する事柄にいかに対処するか」などに関して、「自分なりに考え方を作

り上げ、文章、語句でそれを表現する自由記述式の問題」を特徴とする。記述式を基本としているので、実践力や応用力、思考力や創造力を重視し、それを表現する力が重要なものとして捉えられている。テストの設計、翻訳、サンプリング、及びデータ収集には、厳しく質を保証するメカニズムが採用されているため、PISA 調査の結果はより高い妥当性と信頼性が得られている。ここで、この PISA 調査でもっとも優れた成績を示している国のひとつであるフィンランドと日本の平均得点を比べる。グラフ 1 から分かるように、2000 年～2009 年調査で日本がフィンランドを上回ったことは一度もないということが分かる。

(グラフ 1) PISA 調査の読解力・科学的リテラシー・数学的リテラシーにおける平均点



(出典) 「PISA から見る、できる国・頑張る国」

## 第2節 フィンランドの教育制度との比較

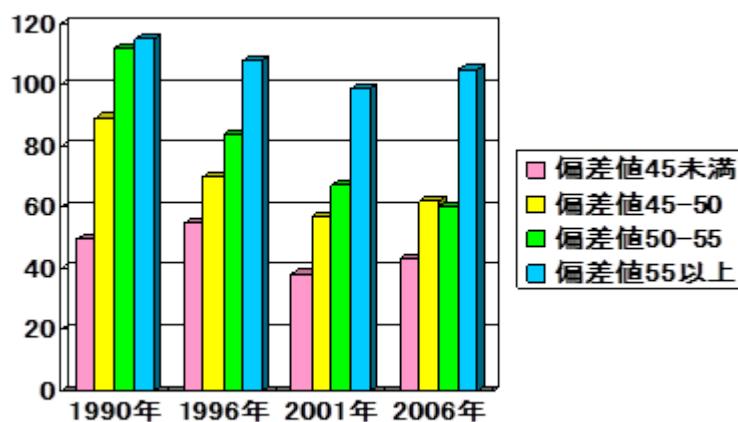
フィンランドがなぜ、ここまで的好成績を常に収めているのかはその教育制度にある。「すべての子どもに平等な教育を」「現場への信頼」「質の高い教員の養成」を教育理念とし、教育の裁量と生徒の自主性を重視する政策が行われているフィンランドの高等学校では主に、生徒 1 人 1 人の学習計画に基づいたものであり、学年やクラスのしぶりは存在していない。各生徒は自らの学習計画を立て、各自の個別選択に基づいて多様な教科内での種々のコースから成り立っているため、生徒が高等学校に入学するまでには、個別のプログラムを計画できるように、自らの学びに十分に責任を持てるようになることが望まれる。これまで述べたように、日本の教育制度とフィンランドの教育制度とを比較してみると、日本では生徒の学びの選択肢が圧倒的に少なく、国が定めたカリキュラムに従って学習が進められている

のに対し、フィンランドでは生徒1人1人が自由に学習計画を立て、学びを進めていることが分かる。

### 第3節 日本の教育の問題点

フィンランドの教育制度との比較から分かるように、日本の教育制度には生徒の学びの自由が圧倒的に少ない。生徒が興味・関心のないことを学ばされることにより、学習意欲の低下につながっている。グラフ2は高校2年生(普通科)4464人を対象に、全国4地域(東京・東北・四国・九州地方の都市部と郡部)で普段の勉強時間についてのアンケートの結果である。

(グラフ2) 普段の勉強時間



(出典) Benesse 教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

このグラフ2から分かるように、ボリュームゾーンである中間層の勉強時間が大きく減少している。この結果は、生徒の学習意欲の状況をよく示しており、学習意欲が年々低下していることが一目瞭然である。また、日本の大学受験のセンター入試が知識偏重型のテストであり、思考力よりも暗記重視であるため必然的に高等学校の授業でも知識詰め込み型の授業が一般的だ。生徒各個人に合わせた学習プログラムを組み立てられるフィンランドでは、生徒が自分の興味・関心のあることを学べて、知識詰め込み型の授業ではないため、必然的に創造性が養われている。PISA調査の結果から日本はどの調査項目においてもフィンランドを一度も上回ったことがないため、学びにおいて重要なのは、単に知識を暗記するだけではなくて創造性が必要なのではないかと考えた。また、日本の教育において足りないものは、生徒の学びの自由と創造性を養うことである。

### 第4章 日本の教育制度改善への具体策

前章でも述べたように日本の教育において足りないものは、生徒の学びの自由と創造性を養うことである。そこで、私が提案したいのは、日本の教育で探究の授業を義務化することだ。探究の授業では、生徒1人1人の学びたいことや調べてみたいこと、興味・関心のあることに合わせて自由にテーマを設定し、学びを進めていくことができ、生徒の学びの自由を増やすことにつながる。また、探究の授業では生徒が各個人であらゆる課題の解決に向けて調べ、学習を進めていくので、課題の解決策には正解がない。そのため、生徒は自らが設定した課題に対しどのようにすれば課題解決につながっていくのか、

各個人で考える必要がある。このことが、生徒の創造性を養うことにつながっていくのではないかと考える。過去数年の「全国学力・学習状況調査」で低下傾向にあった山形県では、応用力、特に知識活用に問題があると捉え、小中高一貫した探求型授業に取り組み始め、2015年度から県内の小学校・中学校・高校において探求型授業を本格的にスタートさせた。2015年度に山形県の探求型学習の推進協力校に指定された山形県立楯岡高校では、1年次に文・人文や社会・国際、芸術などのテーマで39のゼミを開講しゼミごとに教員1人が付き、生徒は5人程度が所属、メンバー全員で共同研究に取り組む。2年次では生徒それぞれが関心のあるテーマを研究している。また、京都市立堀川高校では情報あるいは専門科目、ならびに「総合的な学習の時間」として「探究基礎」が設置されており、この授業では自ら設定した課題に基づいて研究を進め、その成果をポスター発表形式で公開発表するとともに、論文にまとめる活動が行われている。堀川高校はつけたい力として、普遍的な探究能力・態度、仕事をする上で必要な力、学習内容定着・学習意義の理解、学習の仕方の理解があがっている。両校とも探究の授業を取り入れて間もないため、この授業の成果や付いた力などは具体的には公表されていなかったものの、自分で課題を設定し課題解決のために探究していくということ自体が生徒の学びの自由を増やし、創造性を養うことにつながっていると考えられる。この探究型学習は「自分で課題を見つけて解決していく学習法」と定義されている。これはまさに「生徒の学びの自由を増やし、創造性を養うことができる学習法」と定義することができるのでないだろうか。

## 第5章 今後の課題

以上、日本の教育制度を改善するための提案をおこなった。生徒の学びの自由を増やすというのは、普段なら授業をしている時間を生徒の学びのために生徒にゆだねるということになるが、このことは教師の目が生徒に行き届きにくくなるということであるので教師と生徒との信頼関係がなければ難しいことである。また、授業数に余裕がなく、そういう時間を取りきくことができないという学校が多々あるのも事実だ。こういったことをふまえて、どのようにすれば日本の教育は改善されていくのか、生徒の学びの自由を増やし創造性を養うことができるようになるのかを今後もしっかりと想えていきたい。一見、探究型学習は受験勉強とは関係がないように思われるが、幅広い問題に対するチャレンジ精神を養ったり、自主性を育んだりすることで勉強への学習意欲も高まり、将来、就職したときや社会に出たときにも役立つ力がつくということが今回の研究で分かった。そして、強制的に受験勉強などの学習をさせるのではなく、「探究」を取り入れていくことでまずは生徒の勉強に対する気持ちから変えていく必要がある。

## 参考文献

- ・ 経済協力開発機構(OECD)編著（渡辺良 監訳）「PISA から見る、できる国・頑張る国」明石書店
- ・ ベネッセ教育総合研究所 <http://berd.benesse.jp>
- ・ 文部科学省「高校生の現状」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2014/03/17/1345098\\_06.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo/_icsFiles/afieldfile/2014/03/17/1345098_06.pdf)
- ・ 京都市立堀川高等学校発表資料 「課題探究型学習でつけたい力・ついた力」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotoku/095/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2013/08/19/1338545\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotoku/095/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2013/08/19/1338545_03.pdf)

## 5-3. 質の高い食育とは

守山響

### 第1章 テーマ設定の動機と理由

私がこのテーマを選んだ理由は、私が小学生の時に食育の授業の一環でお米作りを体験し、自然の尊さや、お米作りの大変さ、そして、自分で作ったお米の美味しさを学んだ。これらは今もなお私の心の中に鮮明に記憶されており、私が受けた食育のように、食育を受けた後も生涯記憶に残り続ける、質の高く、実施価値のある食育とはどのようなものなのだろうかと思い、調べてみたいと思ったからである。

### 第2章 食育とは

#### 第1節 食育とは何か

「食育」とは、生きる上での基本であり、知的認識能力・思考能力を高めることを目的とする教育の「知育」、道徳面の教育の「德育」、健全な身体の発達を促し、運動能力や健康で安全な生活を育む能力を育成し、人間性を豊かにすることを目的とする教育の「体育」の3つの教育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることである。

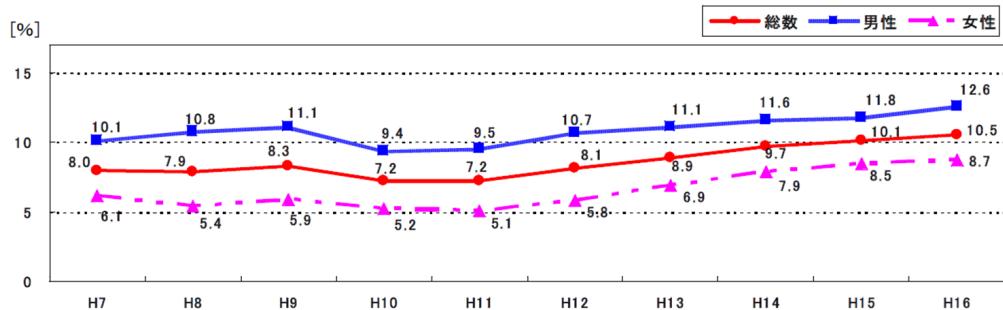
#### 第2節 食育の目的

食育の目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようになることである。現在、両親の共働きや食の欧米化、ファストフードの流通などの様々なライフスタイルの変化により、子どもの食生活の乱れ、肥満や過度の痩せ身などの傾向が見られる。こうした中で、増加しつつある生活習慣病と食生活の関係が問題視されており、現在、生活習慣病は国民的課題になっている。特に、成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであり、また、将来の食習慣の形成に大きく影響を及ぼすものであるために、極めて重要であると言える。つまり、子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは非常に困難なことであり、成長期にある子どもへの食育は、生涯健やかに生きるために基礎を培うことを意味する。

### 第3章 現在の食の問題

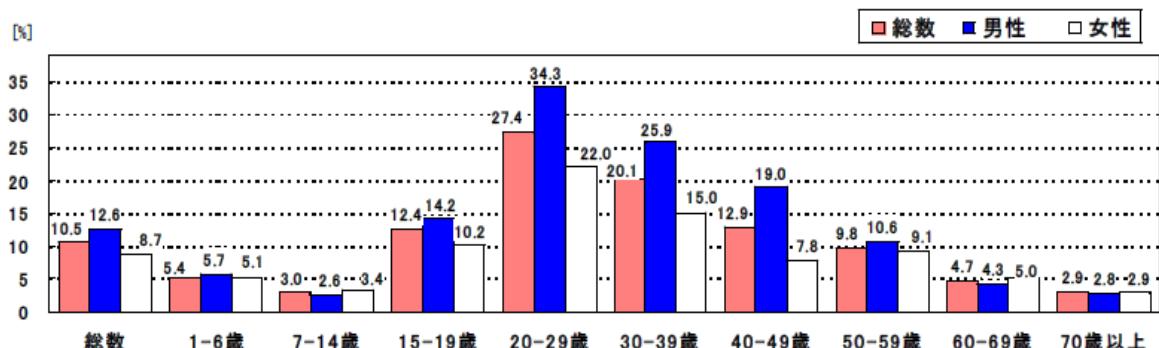
#### 第1節 朝食の欠食率

ここで、現在ある食に関わる問題を見ていきたい。一つ目は、朝食の欠食率だ。厚生労働省の国民健康・栄養調査によると、平成11年度以降、人口全体的に男女とも朝食の欠食率は増加している。



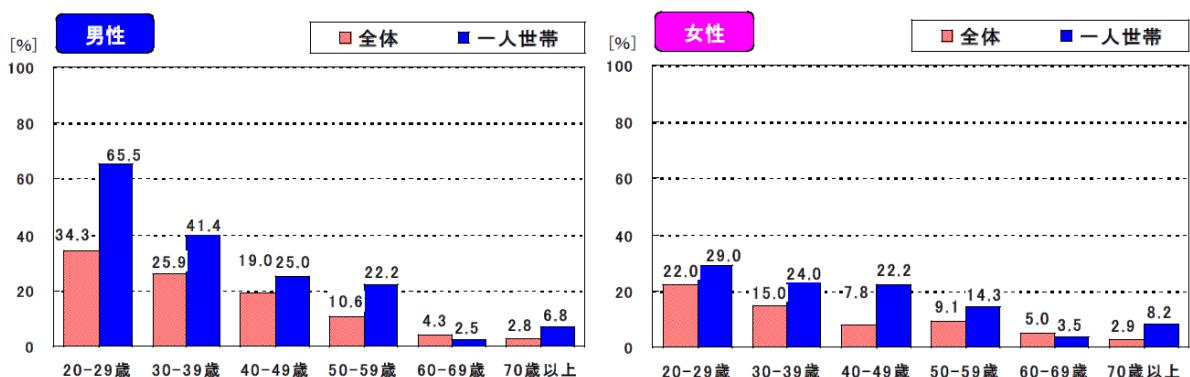
(図 1)朝食の欠食率の年次推移

特に、男女とも 20 歳代で最も高く、男性で 34.3%、女性で 22.0%である。



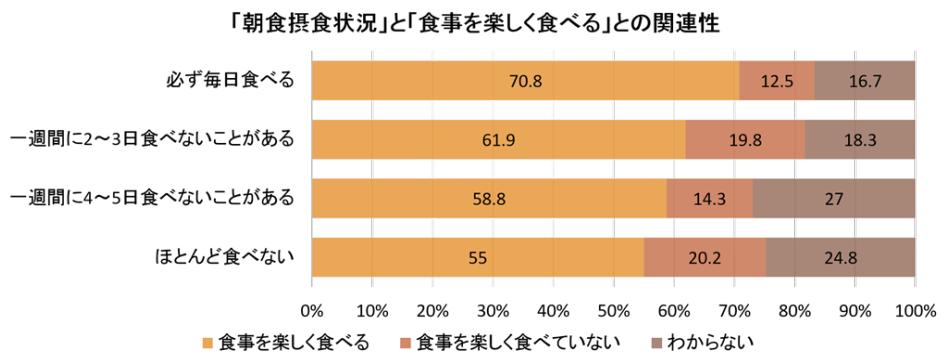
(図 2)国民の朝食の欠食率

また、一人世帯に限った朝食の欠食率は、20 歳代の男性で 65.5%、女性で 29.0%、30 歳代の男性で 41.4%、女性で 24.4%である。朝食を欠食する理由には、「朝食をとる時間がない」、「食欲がない」などがあげられる。これらの理由は、朝食をとることが“当たり前”となっていないからだと考えられる。以上のことから、朝食をとることを“当たり前”にするためにも、小中学校の時にしっかりと朝食を食べる習慣をつけておくことが重要だと私は考える。



(図 3)一人世帯における朝食の欠食率

また、独立行政法人国立健康・栄養研究所の調査で、食事を楽しく感じている子どもの方が、朝食を欠食する子どもが少ないということが分かった。したがって、子どもの食事をすることに対する興味や意欲の低下が朝食の欠食へと大きく影響していることが分かる。食事間の時間が最も長く、本来空腹であるはずの朝食を子どもが欠食する理由の具体例として、夜に塾に行く子どもが増え、塾から帰宅後に夕食や夜食を食べ、夜寝る時間が遅くなっていることなどが挙げられる。また、同調査によって、夜食を“毎日”、“だいたい”食べている小学生は約15%、中学生は約20%ということが分かった。

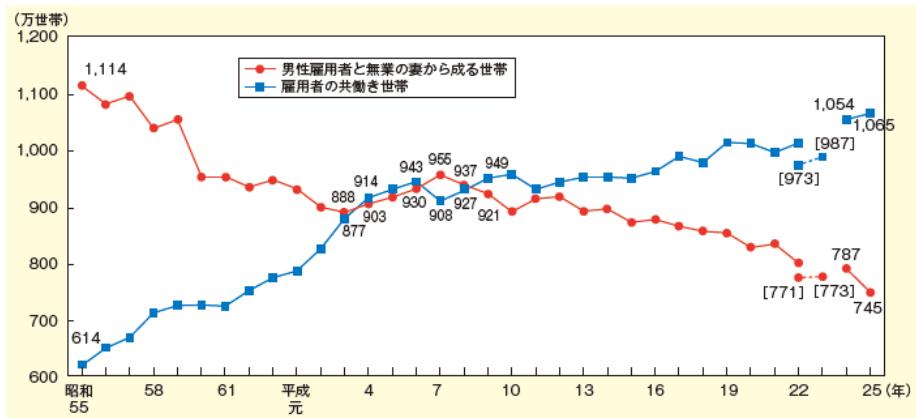


(図4) 「朝食接触状況」と「食事を楽しく食べる」との関連性

朝食を欠食している子どもには、イライラや頭痛、やる気の欠乏などの身体と心への影響や、肥満や痩せ身、給食を食べなくなるなどの問題が生じている。特に、給食を食べなくなると、家に帰って間食を食べ、夕食を家族と一緒に食べずに、一人で夜食を食べるようになり、負の連鎖が生じる。間食や夜食では十分な栄養は得られず、子どもたちの成長を妨げるものであり、また、家族や友達とご飯を食べないことは、家族や友達とのコミュニケーションの欠乏へと繋がってしまうと考えられる。子どもがきちんと家族と食事を食べるためには、子どもが“食事を楽しみにする”ことが重要であり、そのためには、食事を一緒にする保護者が“食事を楽しみにする”ことが必要不可欠である。以上のことから、子どもが成人して、子どもの“食”が自立したときに、自分で食事の準備や食事を食べることを一人でも行うことができるようになるためにも、子どもの頃からきちんと朝食はもちろん、三食きちんと取ることを大人が子どもと一緒に習慣づけることが、子どもの将来の食習慣に大きな影響を及ぼすと考えられる。また、私は大人も子どもと一緒に食習慣を改めることで、家族全員が良い食習慣を獲得できるのではないかと考える。

## 第2節 両親の共働き

内閣府男女共同参画局の共働き世帯数の推移によると、年々共働き世帯数は増加しており、現在両親の共働きは当たり前となりつつあり、また、これからさらに共働き世帯数は増加すると考えられる。共働き世帯数の増加の理由として、近年の賃金の減少や女性の社会進出率の増加などがあげられる。



(図 5) 共働き世帯数の推移

両親の共働きにより、家族全員が揃って食事をとることは難しくなってきてている。しかし、子どもと食事を一緒にすることは、第一項でも挙げたように、子どもの食事のマナーや好き嫌いなどの食育はもちろん、子どもの将来の食習慣の形成のためにも必要不可欠といえるだろう。では、両親の共働きというライフスタイルの変化にも対応し、家族全員が揃って食事をとることができるようになる食育を考えてみる。

#### 第4章 質の高い食育とは何か

##### 第1節 アメリカから見る質の高い食育

ここで、他の国を見ていきたい。私は、日本が食の欧米化などによって生活習慣病が国民の課題となっていることから、日本と同じように生活習慣病が国民の課題となっているアメリカに注目してみる。アメリカでは現在、最重要課題として肥満や生活習慣病があげられており、子どもが将来肥満や生活習慣病にならないためにも、子どもに子どもの時に健康な生活習慣を身に着けさせるために様々な食育が行われている。特に、「Farm to school (農業を学校へ)」という食育は、学校と近郊農家の契約による地元農産物の給食への活用、農場での体験学習、農家による学校での調理実習・菜園づくりなどである。このプログラムの実施により、学校給食への生徒の参加率の増加、農家の収入の増加などの効果が報告されている。子どもたちの健康を考えて作られた学校給食への生徒の参加率の増加は、子どもたちの食習慣を改善する大きな一歩となる。また、家庭・学校・地域の3つの組織が連携することによって、家庭・学校の食育の充実化、そして、地域の活性化へと繋がっていくことが考えられる。

##### 第2節 質の高い食育

ここで、共働きなどのライフスタイルの変化に適応し、また、朝食の欠食率の増加などの現在ある食に関する問題を解決できる食育とは何か考えていきたい。私は家庭・学校・地域の3つの組織が連携を取って行う食育の具体例を使って提案したい。例えば、野菜の農業体験という体験型、交流型の食育だ。子ども達は実際に野菜を自分達の手で育てることによって、自然の尊さや毎日ご飯を食べることができることへの感謝の気持ちを学ぶことができるだろう。また、収穫した野菜は家族や地域の方々と調理し、会食を行う。先ほど述べた農業体験はもちろんだが、調理実習、会食を通して、子ども達は家族や地域の方々とコミュニケーションが取ることができるだろう。また、地域の農家の視点で考

えてみると、地域野菜の安全性を家庭にアピールすることができ、“地域のふれあい”が生まれることによって、地産地消などの地域活性化へと繋がるのではないかだろうか。また、子ども達は自分達の手で育てた野菜を食べることで、子どもたちの野菜嫌いのという問題も解決でき、偏食などといった食問題を解決できると考えられる。しかし、ここで調理実習・会食に参加できない家庭と学校、地域はどのように連携していくかという問題が生じる。ここで私は調理実習で作ったものを家庭に持ち帰り、家族全員と一緒に食べるということを提案する。例えば、調理実習で作るメニューを野菜クッキーや野菜パンにしてみる。これらは持ち帰ることが簡単であり、持ち帰って家族と一緒に家で食べることができる。これらを食べながら子どもたちは家族と農業体験や調理実習で子ども達が実際に学んだことや感じたこと、発見などを共有できるだろう。子ども達が家族と一緒に食育を通して生じた意見や思いを共有することで、家族全員の食への考えを深めることができるものではないだろうか。

しかし、ここで具体例として挙げた食育には問題点が生じる。例えば、地域の農家の協力が必ず必要であるということだ。農村部には学校から徒歩圏のところに農業体験が可能な農地があり、農家へ協力を要請することが容易であるが、都市部では学校周辺には農地が少なく、学校と少し離れた農家の協力が必要になるということだ。学校と少し離れた農家とコンタクトを取ることは、担任や栄養教諭の大きな負担になるだろう。ここで私は学校と少し離れた農家を学校とつなぐコーディネーターの設置を提案する。しかし、コーディネーターの設置は人件費のコストが大きいために学校の負担が大きくなってしまう。そこで担任を持っていない先生がこのコーディネーターの仕事を担ってはどうだろうか。これによつて、費用を抑えることができ、また学校側の希望を農家に直接伝えることができると考えられる。

以上のことから、私は子ども達が学校や地域での食育を通して学んできたことを家庭で家族と共にし、家族全員が食について考えていくことが真の質の高い食育だと考える。

## 第5章 研究レポートに取り組んでの感想・反省

今回この探究レポートに取り組んで、学校の先生や栄養教諭など実際に教育機関で食育を行う立場の人の意見や子どもがいる家庭で食について本当に困っている事などの生の声などを調査することができなかつたので、今後の探究課題にしていきたいと思う。最後に主張したい自分の意見に導いていくことや色々な情報、データを調べ、それらから分かることは何かをしっかりと考えて、自分の言葉で表すことが難しかつた。次回は、一つの課題について狭く、深く掘り下げて、濃い内容の探究レポートを仕上げたいと思う。

## 参考文献

- ・ 共生社会政策(内閣府) [www8.cao.go.jp/syokuiku/](http://www8.cao.go.jp/syokuiku/)
- ・ 厚生労働省 [www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-2006/06/dl/s0613-8603.pdf](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-2006/06/dl/s0613-8603.pdf)
- ・ 近年における子どもたちの食生活の変化 [www8.cao.go.jp](http://www8.cao.go.jp)
- ・ 平成26年度男女共同参画社会の形成の状況 [www.gender.go.jp/about-danjo/](http://www.gender.go.jp/about-danjo/)

## 5-4. 日本の教育がつくる日本人の特徴

土井菜々子

### 第一章 日本の教育の現状

#### 第一節 テーマ設定の理由

日本人がよく外国人と比べて消極的で、自己主張が少ない、問題解決力に欠けていると言われる。実際に、日本人のイメージ調査では「控え目、シャイでおとなしい」などの意見が多くなっている。(BLA IRより)これに対して教育はどのように関係しているのか知りたいと思いこのテーマを設定した。また、教育形式の問題点から今後どのような教育が求められるのか提示していこうと思う。

#### 第二節 日本の教育の歴史

私が考える日本人の特徴は主に「協調性を重要とする」ということだ。このような点を教育と結び付けながら課題を明らかにしていきたい。「これからのお育て」(culture-h.jp)によると日本の教育は江戸時代に蘭学がはいってきた頃に広まり、国民はその本質を理解することはなく実際に生活に役立つ部分のみが普及していった。また、戦前・戦後には「軍国主義のために」「戦後復興の役に立つ」「経済成長の役に立つ」といった視点から教育制度が整えられていった。その頃行われていたのが”集団かけ足教育“というものだ。敵対の国に追いつけ、追い越せという単純な考え方のもとでとにかく知識を詰め込む教育スタイルだ。宇沢弘文（1998）「日本の教育を考える」には、この教育の目的は知識を身に付けることで国家にとって有為な人物となり、国民としての義務を忠実に果たすことであったと記されている。つまり個人的な意見は必要とされず、表現力などを磨く機会は少なかった。また協調性に関して「外国人もビックリ！世界から見ても珍しい『日本人』の特徴」(goodluckjapan.com)によると604年に聖徳太子が出した十七条の憲法によると”和を以て貴しとなす”という言葉があることから、日本では空気を読む文化、察する能力が求められていたことがわかる。と記されている。つまり長い時間をかけて培われてきた日本の教育に対する考え方を受け継がれて今現在もそれが残っているのだ。

#### 第三節 PISA調査

次に実際に行われた国際的なテストにおける日本とフィンランドの結果を比較して現状について考えてみる。PISA調査では知識量よりも、主体的に考えて問題を解決する能力が求められる。(資料①「PISA調査の評価基準」)

まず、日本とフィンランドの教育の違いについて見ていく。日本は知識の詰め込み型が多く、大学などでは生徒側がマニュアル的な授業を望んでいる場合もあるという。一方フィンランドでは、特徴としてアナログな教育が行われている。教科書には暗記事項の列挙だけでなく、自ら主体的に知るための追求の手がかりとしての情報が書いてあるのだ。これらをふまえて調査の結果を見ていく。(資料②「PISA調査順位」)日本の成績は受動的な考え方方が影響し、記述式の無回答が多くフィンランドより下位に位置している。世界的に見れば日本は上位であるので学力がないわけではないのだが、主体的な教育を行っているフィンランドのほうが上位ということはその教育形態の効果だと考えることができる。

#### **第四節 これからの教育課題**

長い間日本で取り入れられてきた教育形態によって、日本人特有の奥ゆかしさが定着してきた。しかし、グローバル化が進むなかで日本の消極的さ故に世界の経済競争でおくれをとってしまってはいけない。そこで教育改善をして日本人が自己アピール力や解決力、対応力を身に付け活躍していくことが必要だと私は考えた。では、そのために求められる教育とはどのようなものか。

### **第二章 課題解決のための具体案**

#### **第一節 総合的な学習**

「これからの教育に必要となるもの～主体性を育むこと～」(www.yomiuri.co.jp)にはこれから最も大切なのは「子どもの主体性を育むこと」とある。これはすべてを子ども任せにするということではなく、子どもを常にコントロールし教育する側の意のままにすることでもない。そこで総合的な学習が有効的だと考える。学ぶ意欲を持ってもらう工夫を取り入れた授業で真の学力の向上を図るものだ。第二節以降はこの総合的な学習の具体案を2つ提示していく。

#### **第二節 問題解決のために**

総合的な学習の実現のための一つの策として、課題解決の授業を取り入れるべきだ。これは、好奇心・探求心・問題解決能力・自分の意見を人に伝える力が養われる。まず扱う課題を設定する時、自分が気になることに対して知りたいと思うところに好奇心が必要になる。そして探求心は情報を調べて深く知り自分の考えをまとめることだと考える。課題学習において重要なのは調べただけで終わるのではなくそれに自分の見解を持たせることなのだ。(資料③探求的な学習を通すための「課題研究の進め方」)さらに、研究発表をすることで自分の意見を効果的に相手に伝える力が養われる。その後は相手の意見も取り入れてより良い解決案を導き出す力も養われる。実際に、早島町立早島中学校では地域の交通や産業に関する課題について探し、地域の活性化に向けた解決策を考えた。このような取り組みによって生徒は多面的・多角的な考察をするようになったのだ。(「新学習指導要領を踏まえた新しい授業づくりに関する研究」)全国的にこのような課題研究の授業を行うことで、生徒の主体性を育むことができるだろう。

#### **第三節**

第二節のような形態の授業は、公式に従って問題を解いていくような形式的な授業に比べて多くの時間を必要とする。そこで私は次のような解決策を考えた。

- ・宿題として授業までに自分の意見をまとめておく
- ・朝の始業前に時間をつくる

一つ目の解決策については、授業中に考える時間の削減につながるだけでなく家で本やインターネットなど様々な方法で情報を調べることができ、その事柄についてよく知ることができるのだ。二つ目の解決策について、学習のために朝少し早く家を出るということは学ぶことに対して主体性を持たせることができると考える。しかしこの案は、生徒側からの反対の声があげられることが予想される。教育する側の都合だけでなく、学ぶ側の意見も柔軟に取り入れ調節していくことで効果的な問題解決の授業が実現できるのではないだろうか。

#### **第四節 積極性を養うために**

次に学ぶ意欲を持たせ、積極性を養うための授業づくりについてだ。大人になって社会に出ても積極的に自分をアピールすることが必要になると考えられるので、この力はとても大切だ。そこで取り入れるべきだと考えたのは発言した人にポイントが入る加点方式だ。授業中に発言をするとそれがポイントとなりそのポイントは成績に含まれる、というようなよくある形式だ。これは一見、数字や成績だけで評価してしまうような感じがしてあまり良くないとも思えるが、ポイントという報酬のようなものをもらうことで積極的に発言することが良いこと・楽しいことだという認識をもたせることができるので。このシステムを取り入れた授業をすることで自発的に行動する人を育てることができるので。前章四節でも述べたように今日のグローバル化が進む社会で、日本が取り残されないようにするには自国のアピールを相手の印象に残るように伝えることが大切なのだ。

#### **第五節 教員養成**

黒上晴天「総合的な学習の時間を考える」(keinet.ne.jp)には、総合的な学習のためには教員養成や教員研修の再構築が必要、とある。確かに教育を変えるためにまず教育する側から変えていくのは有効的だ。実際に、兵庫教育大学学校教育部に設置されている「総合学習系コース」がある。総合的な学習の時間の教員免許はないため、このコースでは他教科の教員免許を取得するための勉強を並行して行う。様々な種類の問題に対応するためには文化・政治・歴史など幅広い知識からのつながりが求められる。そのため、このコースでは座学や指導方法だけでなくフィールドワークなど多様な科目が用意されている。(資料④ 総合学習系コースの履修年次別授業科目)「総合学習内容論」では授業の基礎技術を習得し、自分なりの指導方法を考えていく。基礎技術のなかには情報の活用に関するこや演劇などの表現活動もあり幅広く学ぶことができる。アメリカのウィスコンシン州では、新たな教育プロジェクトの実現にむけた教員養成のために公的資金や、企業・財団などからの助成金もあるという。(「諸外国の『総合的学習』に関する研究—国立教育政策研究所—」 <https://nier.go.jp>)

### **第三章 今後の課題**

#### **第一節 まとめ**

日本人の特徴と言える、消極的な部分や協調性を重要とする部分は戦時中に國の役に立つ人になるためにひたすら知識の詰め込み作業が行われ、それによって個人の特性や意見は重要視されない教育が根付いてきたことに影響を受けたものだ。それが日本文化のひとつでもある。しかしその教育が原因で今日のグローバル社会で、アピール力や表現力の差によって諸外国から國の発展における差をつけられないようには、改善が必要なのだ。そこで積極性や好奇心を養い、眞の学力向上をめざした総合的学習を取り入れるべきだと考える。そのためには時間の配分や教員養成など様々な方面から変えていくべき点も出てくる。教育委員会、各学校、生徒などが協力して柔軟に考えてより良い教育が実現できればいいと思う。そしてそれにより、表現力やアピール力を育てグローバルな社会で活躍していく日本人が増えていけば良い。

#### **第二節 新たな疑問・課題**

調べていて思ったことは、現在日本で総合的学習など新しく求められる力の育成にむけての授業がど

れくらい浸透しているのか、ということだ。現状を見つめて改善策を提示している人はたくさんいるが、実現にむけて取り組んでいる人・機関がどれくらい存在するのかということだ。今後はどのようにして実際の教育現場で実現するのか、先生や教育委員会など教育する側の意見を知って考えていきたい。

### 第三節 感想

教育について深く知ることのできる機会となったので良かった。この知識を今後どこかでいかしていきたいと思う。私は特に教員養成の課程で表現力のために演劇をしたり、健康福祉についても学ぶということが意外だった。

(資料①) 「PISA 調査の評価基準」

①知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかどうかを評価。学校カリキュラムには関わらない。  
 ②図表・グラフ・地図などを含む文章(「非連続型テキスト」という)が重視され、出題の約4割を占める。  
 ③「選択式」を中心しながらも「自由記述形式」の出題が約4割を占める。  
 ④記述式では、答えを出すための「方法や考え方を説明することが求められる。  
 ⑤読解力として、「情報の取り出し」「解釈・理解」「熟考・判断」、そして自分の「意見を表現する」ことが求められる。テキストの「内容」だけでなく「構成や形式」についても問われる。

(資料②) 「PISA 調査順位」

順位	2000年	平均得点	2003年	平均得点	2006年	平均得点	2009年	平均得点
1	フィンランド	546	フィンランド	543	韓国	556	上海	556
2	カナダ	534	韓国	534	フィンランド	547	韓国	539
3	ニュージーランド	529	カナダ	528	香港	536	フィンランド	536
4	オーストラリア	528	オーストラリア	525	カナダ	527	香港	533
5	アイルランド	527	リヒテンシュタイン	525	ニュージーランド	521	シンガポール	526
6	韓国	525	ニュージーランド	522	アイルランド	517	カナダ	524
7	イギリス	523	アイルランド	515	オーストラリア	513	ニュージーランド	521
8	日本	522	スウェーデン	514	リヒテンシュタイン	510	日本	520
9	スウェーデン	516	オランダ	513	ポーランド	508	オーストラリア	515
10	オーストリア	507	香港	510	スウェーデン	507	オランダ	508
11	ベルギー	507	ベルギー	507	オランダ	507	ベルギー	506
12	アイスランド	507	ノルウェー	500	ベルギー	501	ノルウェー	503
13	ノルウェー	505	スイス	499	エストニア	501	エストニア	501
14	フランス	505	日本	498	スイス	499	スイス	501
15	アメリカ	504	マカオ	498	日本	498	ポーランド	500
16	デンマーク	497	ポーランド	497	台湾	496	アイスランド	500
17	スイス	494	フランス	496	イギリス	495	アメリカ	500
18	スペイン	493	アメリカ	495	ドイツ	495	リヒテンシュタイン	499
19	チエコ	492	デンマーク	492	デンマーク	494	スウェーデン	497
20	イタリア	487	アイスランド	492	スロベニア	494	ドイツ	497

(資料③) 探求的な学習を通すための「課題研究の進め方」

【課題の設定】→【情報の収集】→【整理・分析】→【まとめ・表現】

(資料④) 総合学習系コースの履修年次別授業科目

年次	科目
1年次	フィールドワーク技法Ⅰ 総合学習内容論Ⅰ
2年次	総合学習の歴史 総合学習内容論Ⅱ 総合学習内容論Ⅲ 総合学習内容論Ⅳ フィールドワーク技法Ⅲ
3年次	総合学習実践指導論 総合学習カリキュラム論 フィールドワーク技法Ⅱ 総合学習評価論 情報活用技術Ⅰ 情報活用技術Ⅱ 外国語コミュニケーション
4年次	総合学習内容論Ⅴ 卒業研究（3年次～）

## 5-5. 働く小さな手 ～児童労働をなくすために～

佐近和香

### 第1章 テーマの設定動機・目的

早朝5時に起床、コーヒー農園に働きに行く。7時に農園で働く人たちの朝食の準備、水汲み、朝食、後かたづけ。8時から17時30分までコーヒー農園での仕事。20時に就寝。これはアフリカに住む、11歳の男の子、サントス君の一日である。こんな生活を毎日している子がいると思うと悲しい気持ちになる。これはいわゆる「児童労働」である。私が高校1年生の国際理解の授業の一環で見た、児童労働に苦しむ、9歳の女の子についてのDVDにもおなじような例が挙げられていた。私はそのDVDを見て、興味をもつとともに、毎日当たり前のように学校に行くことができる私たちには何ができるのだろうかなどと考えるようになった。そこでこの探究の授業を良い機会に調べて、より多くの人に知ってもらいたいと思ったのである。自分と同じくらいの年の、または自分よりも小さい子供たちが毎日、働かなくてはならなかつたり、学校にいけないことは、あってはならないことだと思う。勉強がイヤになるほど勉強ができる、毎日、何不自由なく暮らせている私たちは、そんな子供たちを助けられる人材になっていかなくてはならない。そのためにも、まずはその問題についてよく知ることが必要だと考える。

### 第2章 世界中で働く子どもたち

#### 第1節 児童労働の現状・賃金や労働環境

そもそも児童労働とは、子供の権利を奪う、子供に有害な労働のことであり、国際労働機関「ILO」によると世界には、1億6800万人もの子供たちが児童労働に苦しんでいる。子供たちの具体的な仕事として半分以上がカカオ作りなどの農業や漁業である。また、問題なのが賃金で、日本で想像する労働条件と違って、児童労働に従事する子供たちは、8時間以上働いても1日100円も手に入らない場合が多くあることである。児童労働が起こる原因として貧困が挙げられるが、東京大学社会科学研究所教授である、大沢真理の論文(2014年)中に児童労働が貧困を生み出しているという考え方もある。児童労働によって心と身体に害を受け、健康的に成長できなくなったり、子供が生まれながらに持つ権利を侵害されたり、違法の活動にかかりやすくなり、貧困に陥るのである。児童労働に苦しむ子供たちは、さまざまな危険と向き合って生きている。たとえば、殺虫剤使用によるアレルギー症状、機械との接触による大怪我、刃物による傷、虫さされ、重い荷物による足腰への負担、熱中症、コーヒー粉末による疾患などがあげられる。さらに、働く環境がとても悪く、子供たちにとって望ましくない。また、働く環境が整っていないことに加え、井戸や病院、学校など、国や行政のサービスや社会インフラストラクチャー(注1)の整備が農村地域で遅れていったり、貧困層などの社会的弱者を支える福祉制度が整っていないことも問題視されている。都市優先、経済開発優先の政策によって農村地域や貧困層が取り残されてしまっているのが現状なのである。

### 第3章 教育を受けられない子どもたち

#### 第1節 学校に通えない子どもたち

そんな児童労働に苦しむ子供たちのほとんどが学校に行っていない。いや、行きたくても行けないのである。1999年、1億8000万人の子供たちが小学校に通っておらず、そのうち3分の2が女の子で確実に状況は改善されてはいるものの、いまだ約5900万人の子供たちが小学校に通えていないのである。これは世界的な問題になっており、学校に通えない子どもの割合が高い国として、エリトリア、リベリア、南スーダンが例として挙げられる。学校に行くことは教科書の中身を学ぶことだけではなく、人として何が大切なかを学ぶことにもつながる。教育は基本的人権であり、質の高い教育は個人および社会全体の発達と豊かなくらし、また、自分の将来の社会への適応性を高めるために必要不可欠である。だから、教育を受けることができる私たちがすべての子供たちが学校へ通うという国連の「ミレニアム開発目標」達成にむけて、さらなる努力をする必要があるのだ。もし、教育を受けられないと、字の読み書きができないため、文字を書いて相手に気持ちを伝えるための手紙が書けなかったり、だまされたり、安定した収入のある職業に就くことが難しくなったりするのだ。そうなると、貧困から抜け出すことが、困難になってしまい、貧しさはいつまでも続くことになってしまう。これを＊「負の連鎖」と呼ぶ人もいる。そうならないために、教育をうけたい！でも受けられない…。その主な理由として、さきほど述べた児童労働の問題点の一つである、低賃金が子供たちの教育を受けられない状況につながっていると私は考える。低賃金であると学費や教材費、給食費を払えなかったり、親の代わりに働くければいけないためなど、これらの他にもさまざまな問題が複雑に絡み合っているのである。では、どうすれば良いのか。子供たちが教育を受けられない理由を手持ちの現金がないためであると仮定すると、授業料・制服・教科書の無料化・奨学金整備・親への教育補助金支給などが解決策として挙げられる。他にも、親が病気になったので看病のために、親が働きにでなくてはいけないので家事をするために、学校が遠いために、教員の給料が安い等の理由で、先生が学校に来なかったり、先生の数が足りないためなど、さまざまな理由で教育投資が阻まれている。

\* : <http://www.ftc.j.com/get-educated/child-labor.htm> / より引用

#### 第2節 国際労働機関の取り組み

教育を受けることを妨げる児童労働をなくすと取り組んでいる機関がある。国際労働機関「ILO」である。ILOは条約の設定と技術協力プログラムの実施という2本の柱で、児童労働問題に取り組んでいる。ILO条約については、1919年のILO設定当初から、工業・農業・漁業・鉱山など産業部門別に就業最低年齢をさだめた国際基準の設定に取り組み、1973年には、全企業を対象とする就業最低年齢を定めた第138号条約を採択した。さらに、1999年には人身売買などの「最悪の形態の児童労働」をなくすための取り組みをただちに始めることを定めた、第182号条約を採択した。中には1992年に開始されたILOの技術協力プログラムである、児童労働国際徹底計画IPCも動いている。ILOの政策として良質な教育へのアクセスと、教育訓練は、社会経済の発展につながる原動力となり、それに投資が必要だ。しかし多くの国では、貧しい人々が通える学校には財源は不足しているため、投資が難しい状態にある。そのため国はなんとしても、公教育と訓練に十分な投資を確保する必要があるので。

また、ILOは教育を行う教員への支援もしている。社会対話に基づく適正な労働条件の下に専門性が高く、有能な教員を確保することは、質の良い教育を行う上で、重要なステップになると考えられている。ILOは教員への投資を行う政策のほかに、日本ユネスコ協会連盟によって教育を受けられない子どもたちに寺子屋教室を開き、基礎的な学習や生活を良くするための職業訓練活動を応援するなど、すべての子供に安全で、かつ良質な学習環境を確保する政策なども行われている。

## 第4章 児童労働をなくすためには

### 第1節 NGOやACEの取り組み

ILOのほかにNGOのACEも児童労働撲滅に深く関わっている。ACEは児童労働を解決するため、児童労働の約6割を占める農業分野に焦点を当て、児童労働が最も多いアジアと、働く子供の割合が最も高いアフリカで活動をしている。児童労働をなくすためには、「いま働いている子供たちを児童労働から」まもるための「現地での活動」と、児童労働を生み出さないための「日本でのしくみ作り」が必要とされている。例えば、ものを送ったり、井戸を掘ったり、カタチの見える「ハード」の支援も必要だが、ACEは村人たちに教育の重要性や児童労働が子供たちにとって危険かどうかに気付いてもらえるように働きかけたり、子供の声に耳を傾けたりして、村全体で児童労働をなくすしくみ作るなどの「ソフト」面の支援に取り組んでいる。このような仕組みはインドやガーナでも行われているのである。具体的な活動として「チョコレートを作る、もっとしあわせな未来へ」をモットーに「しあわせへのチョコレート」プロジェクトが行われている。この活動はチョコレートを作る人と食べる人、みんなと一緒にしあわせになれるように、カカオ生産地の子供たちを児童労働から守り、日本の企業や消費者と協力して、児童労働のないチョコレートが当たり前に手に入る社会の現実を目指した活動である。また、ACEがコーディリーテッドマーケティング「CRM」(注2)の考え方を持つ、森永製菓と協同で行う、「1チョコ for1スマイル」という活動も行われている。この活動は森永製菓のDARSなどの対象商品1箱につき1円がカカオの国の子供たちの支援として寄付されるというもので、ACEは森永製菓の「1チョコ for1スマイル」キャンペーンの支援パートナーとして支えている。この活動で、もうすでに1億6477万円(2015年2月14日の時点)が集まり、子供たちに寄付されている。具体的には3000円で子供一人に6日分の食料を、10000円で5人家族に石鹼などの衛生キットを提供できる。さらに、33000円で一人の子供が児童労働から解放され、学校へ通えるようになる。このような少しづつのお金でも、たくさん集まれば大きな力となり得るのだ。

### 第2節 私たちにできること

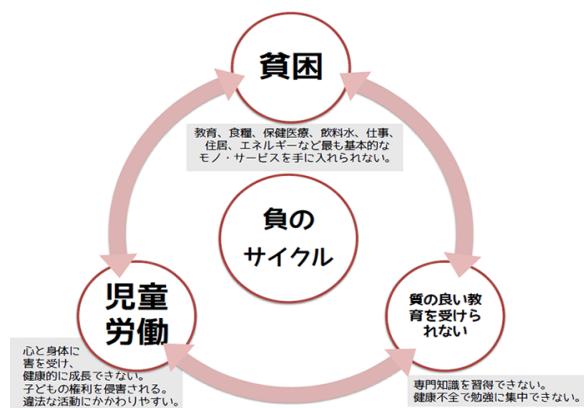
これまでにILOやNGO、ACEなどの活動内容について説明してきた。それなら、私たちには何ができるのだろうか。「本当に自分のちょっとした行動で児童労働に苦しむ子供たちを救うことができるのだろうか。」と不安に思う人も中にはいるかもしれない。しかし、たった一人のほんの小さな気遣いがたくさん集まることで、大きな力になった例はたくさんある。例えば、「人の暮らしや自然を守るチョコレートを選ぶ。」あの美味しいチョコレートの後に児童労働や人身売買などの恐ろしい問題が隠れていたことを知ったら、「チョコレートなんて食べないほうがいいのではないか。」と思う人がいるかもしれない。しかし、チョコレートを食べることをやめただけでは問題は解決しない。ただ、チョコ

レートを通じてわたしたちが、その問題とつながっているのだとすれば、問題を解決の方向へ導くこともできる。そのためには、私たちひとりひとりがどれほど愛のあるチョコレートを選ぶかが大切になってくる。「愛のあるチョコレート」というのが、チョコレートができるまでの過程で人々の暮らしや自然環境を犠牲にすることなく、これから先の将来もよりよい方向に向かっていくことをサポートするようなチョコレートであり、それらを選ぶ必要があるのだ。ほかにも、「まちチョコ」という活動がある。この活動は発展途上国でつくられた作物や製品を適正な価格で継続的に取引することによって、生産者の持続的な生活向上を支えるフェアトレードを広めるために、まちづくりの一環」で始めた活動である。一般市民からチョコレートのパッケージデザインを募集し、学生がアレンジして、地域(まち)ごとにオリジナルのフェアトレードチョコレート「まちチョコ」をつくり、その地域で広めることでフェアトレードをもっと身边に感じてもらおうとするものである。2007年に始まったこの活動は今では、多くの地域に広がり、学生と地域が一体となった、「まちおこし」にもつながる、素晴らしい活動であると高い評価を受けている。私のオリジナルの提案としては、学校の文化祭などで浮いたお金を寄付する、授業の一環で作成した児童労働に関する論文などを駅や市役所などの公共の施設に展示し、より多くの人に知ってもらうことを考えている。小さなひとりひとりの力をまとめて、彼らを救ってみないか。

### 【図表】



(出典) [http://www.wakachiai.com/fairtrade/about\\_fairtrade/](http://www.wakachiai.com/fairtrade/about_fairtrade/)



(出典) <http://www.ftcj.com/get-educated/child-labor.html>

・国連の「ミレニアム開発目標」

1	極度の貧困と飢餓の撲滅
2	普遍的な初等教育の達成
3	ジェンダー平等の推進と女性の地位向上
4	乳幼児死亡率の削減
5	妊産婦の健康の改善
6	HIV、エイズ、マラリア、その他の疾病まん延防止
7	環境の持続可能性を確保
8	開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

(出典) <https://www.unicef.or.jp/mdgs/>



**3,000 円のご支援で**

子ども 56 人分のえんぴつとノート(1 人分=えんぴつ 1 本とノート 1 冊)に変わります。(2 人分で 107 円)



**5,000 円のご支援で**

子ども 46 人分のスケッチブックとクレヨンセット(8 色)に変わります。(1 人分 107 円)



**10,000 円のご支援で**

縄とびの縄 186 本分になります。(女の子の運動を促進する支援物資) (40 本で 2,140 円)



**30,000 円のご支援で**

「スクール・イン・ア・バッグ」(生徒 40 人分と先生一人分の基本的な学習教材(バッグ、定期、鉛筆 2 本、ノート、消しゴム、鉛筆削り、色鉛筆 1 箱など)が入ったセット)4 セットに変わります。(1 セット=6,420 円)

(出典) [http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop\\_support.html](http://www.unicef.or.jp/cooperate/coop_support.html)

参考文献

- ・ 6月12日は児童労働反対世界デー <https://www.worldvision.jp/news/advocacy/20150611.html>
- ・ 教育政策と児童労働 [http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Theme/Soc/Education/200608\\_ito.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Theme/Soc/Education/200608_ito.html)
- ・ 児童労働 <http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang--ja/index.htm>
- ・ 森永製菓「1 チョコ for 1 スマイル」キャンペーンとの連携 <http://acejapan.org/choco/1choco-for-1smile>
- ・ フェアトレード(写真) [http://www.wakachiai.com/fairtrade/about\\_fairtrade/](http://www.wakachiai.com/fairtrade/about_fairtrade/)
- ・ 白木朋子「こどもたちにしあわせを運ぶチョコレート。」合同出版

## 5-6. 日本国内の学力格差について

松井英弥

### 第1章 テーマとその動機

私がこのテーマを選んだ理由は、2007年から毎年行われている小学6年生と中学3年生を対象にした文部科学省の全国学力テストのランキングで、私が住んでいる大阪府は毎年40位以下でその原因を知りたいと思ったからだ。また、この現状を変えるために必要なこととは何かを知りたいと思ったからだ。

### 第2章 学力格差とは何か

#### 第1節 格差とは何か

「格差」とは、「価格・資格・等級などの平均的な程度のちがい」を指す。ちょうど「格差社会」と言う表現が定着した今日の日本では、「賃金の格差」や「貧富の格差」のみならず、「意欲の格差」や「自信の格差」など、さまざまな側面に「格差」の考え方を持ち込まれるようになってきている。

そこで、「学力格差」である。

まず明確にしておかなければならぬのは、「格差」は「個人差」ではないということだ。つまり、一人ひとりの子どもの学力が異なる時、それは「個人差」と呼ばれるべきものであり、それ自体が当たり前のことながら、「格差」であるとはみなされない。A君とB君の間に学力格差があるとは言わないのである。では、どういう時にそういうのか。「A組とB組との間に」、あるいは「秋田と大阪との間に」学力格差は存在する。冒頭に掲げた定義に「～平均的な程度のちがい」という表現があるように、学力格差とは「集団差」に言及する言葉なのである。単純なことであるが、このことはとても重要である。個々の「ちがい」自体は格差ではない。それが「集団的な平均の差」につながっている場合、それを通常「学力格差」と呼ぶ。

#### 第2節 学力格差の歴史

次に、日本国内で学力格差の問題がどのように扱われてきたかを、簡単に振り返っておく。

まず戦前の状況についてだが、戦前期には今日的な意味での学力格差問題は存在しなかったのだろうと言われている。なぜなら、戦前の日本では、中等教育ですら大衆化していなかったからである。わかりやすく言うなら、当時は限られた、豊かな層だけが旧制中学や高等女学校等の中等教育機関、および大学や実業学校等の高等教育機関に進学できたのである。生まれ落ちた境遇や階層的背景によって、「学校に行ける層」と「学校に行けない層」の境目がはっきりしていた。そこには、教育社会学の用語で言う「教育達成」(educational achievements) の階層差・集団差が客観的に見て厳然と存在してはいただろうが、それは「学力格差」とはみなされていなかったと思われる。具体的には、「A地域の人々とB地域の人々の間には学力格差があるとは言うだろうが、「士族の子どもたちと平民の子どもたちに間に学力格差がある」とはあまり表現しないだろう」ということである。

戦後に民主化により、その状況は一変する。まず、従来の複線型の学校体系がアメリカ型の単線的なそれへと改変された。複線型の学校体系とは、歴史の古いヨーロッパなどでよく見られたもので、10

代の前半で、身分や階層によって異なる進路（学校のタイプや進学・就職の別）が設定されている学校体系のことである。それに対して単線型とは、現在の小学校・中学校・高校・大学からなる日本の学校制度のように、学力と進学意欲さえあればすっと上に登っていけるような学校体系のことである。戦後の日本ではこうしたシステムが採用された結果、戦後の復興のプロセスのなかで、中等教育・高等教育進学率は右肩上がりに上昇し続けた。「上級学校に進学することが望ましい」という価値観が広がり始めたのである。

### 第3章 なにが学力格差を生み出しているのか

#### 第1節 学力の樹とは

学力の樹とは、学力の中身を、より正確に言うなら「学力の構造」を把握するために編み出したイメージである。現代の子どもたちに必要とされる学力は、3つの部分から成り立っている。葉（知識・技能）と幹（思考力・判断力・表現力）と根（意欲・関心・態度）である。これらが三位一体となって、一人ひとりの子どもの学力の樹を形づくっている。周りの大人にできることは、彼、彼女にとってベストな環境（それができなければベターな環境）を見ることも出来るよう用意することである。子どもたちは、その環境と主体的にかかわり、取捨選択を繰り返しながら、自らの学力の樹をつくっていく。（図1）参照

#### 第2節 学力格差を説明する図式

子どもたちの間の学力格差は、以下の4つのいずれかにあてはまるものであった。すなわち、①遺伝形質 ②家庭背景 ③学校過程 ④社会構造である。要するに、①「遺伝」に原因を見るもの、②「家庭」の環境に帰すもの、③「学校」のなかに秘密を解く鍵があるとするもの、④「社会」のあり方がそれにかかわっているとするもの、の4つである。①から④に移り変わっていくにつれて、素朴で一般的な見方から、より社会学的な見方へと進んでいくと見ることもできよう。しかし、遺伝的要因というより、重要なのは、環境（＝家庭、学校、社会）だと考えている。以下本節では、家庭、学校、社会の順に、学力格差の発生・拡大がどのように説明されてきたかをみていくことにする。

#### 第1項 家庭環境の問題

先に学力の樹について説明した。施設等で育てられる一部の子どもたちを除いて、現代のほとんどの子どもの学力の樹が育ちはじめるのがそれぞれの「家庭」である。実際に家庭の状況によって、子どもたちの学力にはどれほどの開きが生じるのか。これらを関連付ける調査は、教育機関でもかなり具体的に行われている。たとえば、お茶の水女子大学の耳塚寛明教授らの研究グループが2009年に行った、「家庭背景と子どもの学力等の関係調査」だ。同調査では、世帯年収を200万円未満から1500万円以上まで、12段階に分け、国語と算数の平均点を調査した。この結果、世帯年収200万円未満から、1200万円～1500万円未満まで、子どもの学力が正比例した。（ただし、年収1500万円以上の世帯は、1200万円～1500万円未満の世帯に比べわずかながら、正答率は下がる。）

これ以外にも、学校外教育支出と学力の関係についてしらべており、「世帯年収の高い家庭ほど子どもの学力は高い。そして、学校外教育支出は家庭の経済力と強い関係がある」と分析結果をまとめてい

る。一般論として、経済的に余裕のある家は、それだけ子どもの教育にも金銭を投資することが出来る。これが世帯年収と子どもの学力が正比例する一つの要因として考えるのは容易だろう。だが、さらに家庭内の教育が関係しているとも考えられる。

たとえば、同調査では、「子供が小さい頃、絵本の読み聞かせをした」「博物館や美術館によく連れて行く」「ニュースや新聞記事について子どもと話す」「子どもに色々な体験の機会を作るよう意識している」などの取り組みを行う保護者のもとで育った子どもの学力は高いという結果が出た。(図2) 参照

## 第2項 学校の問題

学校において、子どもたちの学力格差を発生・拡大させる学校的要因として、2つのものに絞って取り上げたいと思う。「ラベリング」と「トラッキング」と呼ばれる作用である。

まず、ラベリングである。ラベリングとは、「教師の生徒へ対する期待による効果」のことだ。教育の世界において、生徒たちに対する高い期待は思わぬ成果を生み出すことがありうることは容易に想像できることである。また逆に、教師や親の低い期待や「無視」が、子どもたちの成長を大きく阻害することもままある。

次にトラッキングである。トラッキングの「トラック」とは、例えば陸上競技のトラック、すなわち、「走路」のことだ。高校を例に考えてみるとよい。日本の子どもたちは中学での進路指導を経て、様々な進路を選び取っていくわけだが、それぞれの高校は独自の校風とその高校に応じた進路を歴史的に有するようになっており、それがトラックとして機能するのである。たとえば、進学校に進んだら、入学時点から偏差値の高い大学に進学するために一生懸命に勉強しなければならないとか、家から近いという理由でその高校に進学してみたら、遊びやバイト中心の高校生活を送るようになったなど、たまたま進んだ先が、異なる将来・進路に通じているという事態はよくあることである。これが高校でのトラッキングシステムである。

## 第3項 社会構造の問題

世の中には、「社会がそうなっているために、頑張ることをあきらめてしまっている人たちがいる」という事実がある。学力格差を生じさせているのは、断じて個人の資質や能力だけではない。社会のあり方や仕組みが、個人のものの見方や考え方を左右することによって、結果的に大きな学力格差を人々の間に作り出しているのである。

## 第4章 つながり格差

「つながり格差」とは教育社会学者の志水宏吉さんがたてた仮説だ。すなわち、「離婚率の低さに示されるような家庭・家族と子どもとのつながり、持ち家率の高さにあらわれるような地域・近隣社会のつながり、不登校率に結びつくような学校・教師と子どものつながりが、それぞれ豊かな地域の子どもたちの学力は高い。それに対して、それらのつながりが疎かされている地域の子どもたちの学力は相対的に低い」結果として、秋田や福井のような、伝統的なつながりが維持されている自治体の子どもたちの学力水準は高くなる一方で、いち早く都市化が進み、そのひずみやゆがみが相対的に顕著である大阪のような自治体で子どもたちの学力に多くの課題がみられるようになる。そのような関連性を「つなが

り格差」という。(図3) 参照

## 第五章 学力格差を克服するためには

今回の調査において、子どもたちが有する「つながり」の影響力は、家庭が所有する他の二つの形態の資本、すなわち経済的資本と文化的資本の影響力と同程度のものであった。このことをふまえ、子どもたちの学力を向上させるには3つのルートがあると考えられる。第一に、経済的に恵まれた家においては、様々な教育投資(塾や習い事や私学への進学)を通じて、ダイレクトに子どもたちの学力を伸ばすことが可能だ。第二には、文化的に恵まれた家庭、すなわち教育環境が整っている家庭では、保護者の丹念な働きかけによって、子どもたちの学力を豊かに育むことができる。そして第三には、必ずしもその両方に恵まれていない家庭でも、子どもをとりまく人間関係(友人たちや教師との関係・家族や親族との関係・地域の人たちとの関係)を豊かなものに形づくることを通して、彼らの学力をしっかりと下支えすることができる。

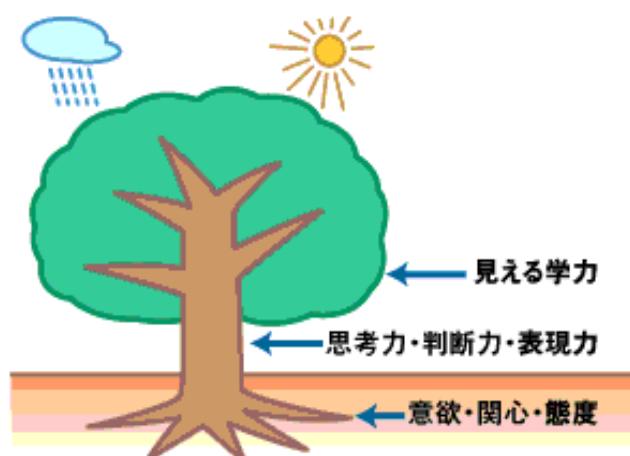
そこで今日の小・中学校に広く見られる学力格差を克服あるいは縮小するための有力な手立てとして、「つながりの再建築」があげられる。まず、子育てや家庭学習の支援を念頭に置きながら、学校・教師が保護者に働きかけ、関わりをかかわりをもつことで、保護者と教師の信頼関係を築き上げること。また、「地域の子どもたちを地域全体で育てる」といった地域連携の推進を図ることが重要だと考えられる。

## 第六章 研究レポートに取り組んで

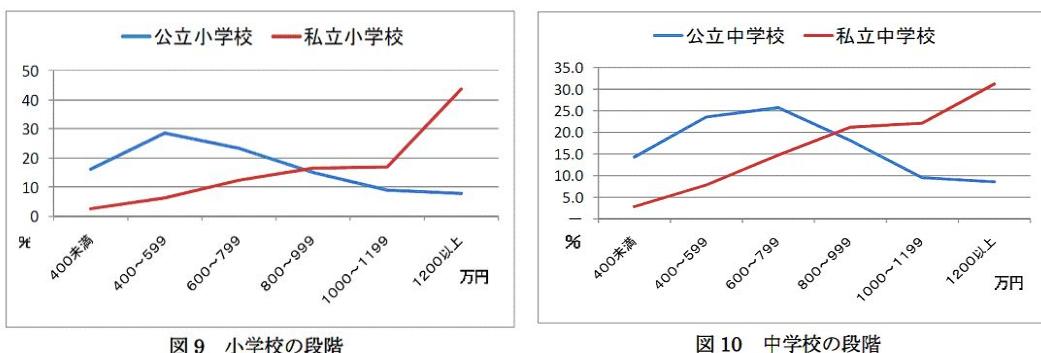
正直私は、学力に格差ができるのは学校側の教え方の問題だと思っていた。たまたま秋田や福井には教え方がうまい先生がたくさんいるのではないか、と。しかし調べていくうちに、遺伝、経済所得のほかに、様々な原因が浮かび上がり、とても興味がわいた。その中でも、離婚率の高さや、持ち家率の高さが関係していることに驚いた。

このことを受け学力格差を縮小するためには、単に勉強の教え方を変えるだけでなく、家庭、地域、学校とのつながりが大切であるということが分かり、大阪府ももっと地域や学校とつながれる環境作りを進めていく必要があると強く感じた。

(図1) 学力の樹とは



(図2)



(図3)

■「つながり格差」をもたらす主な指標■

離婚率

持ち家率

不登校率

大阪府 0.23 (全国4) 53.1 (全国45) 1.27 (全国13)

秋田県 0.16 (全国42) 78.4 (全国1) 0.87 (全国45)

全国 0.20 61.2 1.17

<※離婚率・不登校率は06年度、持ち家率は08年現在。単位・%。カッコ内は全国順位

<参考文献>

- 清水宏吉 (2015) 『「つながり格差」が学力格差を生む』 亜紀書房
- 小川たまか (2012.4.2) 「家庭の所得が低いほど子どもの学力は低下する」 <<http://diamond.jp/articles/-/17857>> (2016/8 アクセス)
- 「都道府県統計とランキングで見る県民性」 <<http://todo-ran.com/t/kiji/12090>>
- 手代木怨之「学力格差は経済格差が原因でなく、人間関係格差だとする主張は事実なのか」 <<http://blog.goo.ne.jp/goo21ht/e/6d86586bd9cb5c1857925b554e593132>>

## 5-7. 学習意欲を向上させるためには? ～ビリギャルから学ぶ～

八島菜々美

### 第1章 テーマ設定の動機

平成24年に施行された学習指導要領改訂により、「確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成が重視されている。確かな学力の構成要素の一部に「学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養い、学習習慣を確立すること」が新たに学習指導要領の基本方針として示された。しかし、平成26年に文部科学省が全国の小中学生を対象にして実施した学習意欲調査では、年数が増えるにつれて学習意欲の高い小中学生が減少という結果であった。つまり、現代の日本的小中学生の「勉強離れ」が進行している。

このような背景より、私は現代の日本的小中学生にはどのような学習意欲が求められているのかを研究し、その学習意欲を向上させるために教育指導法を改善するべきであると感じた。本研究では、TIMSSを参考に学習意欲の課題を考察し、文献や書籍等から学習意欲向上につながる策を提示する。

### 第2章 学習意欲について

#### 第1節 学習意欲の現状

全世界の小中学生を対象としたTIMSS(国際数学・理科教育動向調査)2011によると、日本的小中学生は、学力面においては全ての分野がTIMSS基準値を超え、上位5ヶ国に入っている(図1)。また、過去の調査と比較すると、トップレベルに回復という状態になりつつある(図2)。しかし、学習面においては学力と対称的で国際平均値を下回り、かなり低い状態である。TIMSS2011質問紙調査結果を詳しく調べると、「数学・理科の勉強は楽しい」において、国際平均は71%・80%、日本は48%・63%であった。そして、「数学・理科を使うことが含まれる職業に就きたい」において、国際平均は52%・56%、日本は18%・20%であった(図3)。このように、日本は学習の楽しさや実社会との連関に対して肯定的な回答する割合が低く、他国と大きな差が生じていることが明らかになった。

#### 第2節 求められる学習意欲とは

1節で述べたTIMSSの結果を改善し、学習意欲を向上させるために、どのような学習意欲が求められているのかを考察する。動機理念より、学習意欲は特徴に基づいて大きく3つのパターンに分類される。(分類は以下の通り)

\*内発的動機づけ：学習に自発的に取り組み、学習自体が目標になっている状態。

\*外発的動機づけ(社会化された内発的動機づけ)：

学習に自発的に取り組むが、目標が学習以外になっている状態。

\*無気力：何もする気にならない状態。

(出典:「学習意欲を高める教師の関わり」木下陽子/著)

では、学習意欲を向上させるためにはどのパターンが最も良いのだろうか。

外発的動機づけは「アンダーマイニング効果」(図4)という内発的動機づけによる行為に対して、

報酬を与えるなどの外発的動機づけを行うことで、内発的動機づけが低減する現象が生じる。一方、内発的な学びができる子どもは、自分に「よくできたね」と報酬を与えることができる。外的報酬は不要で、いつまでも学び続けることができ、学習意欲として望ましいものである。したがって、内発的動機づけが最も良い学習意欲であることがわかる。さらに、第1章で学力指導要領では、「確かな学力」は主体的に学習に取り組む態度によって構成されることを基本方針としたと述べた。これらのことから、「内発的動機づけ」が最良の学習意欲かつ現代の日本の中学生に求められている学習意欲であることが考察できる。

### 第3章 内発的動機の向上法

#### 第1節 内発的動機の形成

内発的動機づけは主に「自己決定感・有能感・他者受容感」で成り立っている。

\*自己決定感：自分の行動は自分で決めるという自立心。

\*有能感：やればできるという積極的自信。

\*他者受容感：周りの人から認められている存在だという安心感。

(出典:「学習意欲を高める教師の関わり」木下陽子/著)

有能感や自己決定感はどの子も生来備えているが、安心感のある他者との関わりによって、より強く感じることができる。つまり、有能感と自己決定感は他者受容感に支えられ、そこに内発的動機づけが芽生え、学習意欲が生じ、学習行動が現れると考えられる。また、行動することで、内発的動機づけの三要素を更に高めることもでき、主体的な学びにつなげることができる。

マズローの5段階欲求説(図5)によると、欲求は低次の欲求が満たされると、次の段階の欲求が発現する。つまり、低次の欲求が満たされないと、高次の欲求は出現しないということになる。学習意欲は知的欲求であることから、1番高次にある自己実現欲求に属する。この説から、下位にある生理的欲求や安全の欲求、愛情の欲求、承認・尊重の欲求が満たされないと、学習意欲は起こらないということになる。これを学習場面に置き換えると、学習意欲を高めようとするためには、教室や学習する場が安全で安心な場所であること、学習集団に所属感がもてるここと、更に学習集団の中で承認されることが重要であるということがわかる。

以上のことから、内発的動機づけは有能感や自己決定感、他者受容感の存在によって支えられて発生するものであると考える。特に、集団での学びにおいて、他者受容感は学習意欲に大きく影響するものである。よって、内発的動機づけを高めるためには他者受容感、有能感、自己決定感といった3つの重要な要素を集団において育むことが重要な鍵となる。

#### 第2節 内発的動機の向上

内発的動機を向上させるためには他者受容感、有能感、自己決定感の育成が重要であることが前節で明らかになった。この3つの要素を育成させ、学習意欲を向上させるには、どのような教育指導が必要なのだろうか。そこで私は、学年ビリが慶應義塾大学に現役合格した物語で話題となった書籍『学年ビリのギャルが1年で偏差値を40上げて慶應大学に現役合格した話』(坪田信貴:著 2013年発行 KADO KAWA:出版社)に着目し、著者はどのような指導をして主人公の学習意欲を向上させたのかを調べるこ

とした。

著者は主人公の高校生を慶應大学に現役合格させるために、2つの観点を押さえていた。1つは、「些細なことにでも褒める」ということだ。褒めると内発的動機はもちろん、学力も向上することが1925年にエリザベス・ハーロック博士により行われた科学的実験で証明されている（図6）。著者曰く、「叱りつけてばかりいると、子どもは萎縮して意欲をなくし、同じ間違いを繰り返してしまう」という。しかし、ただ褒めるだけでは、子どもはその時点で完璧だと思ってしまい、成長が止まってしまう。だから、「成長に気づき、認めて褒める」ことが重要なのである。子どもの少しの成長に気づいて褒め、次の段階へ進むための助言を行うことで、「自分のことを認めてくれている」と他者受容感を育成できる。そして、子どもも大人の期待に応えようと学習に向き合うようになる。これを「ピグマリオン効果」という。このピグマリオン効果が發揮されるように褒めることで学習意欲の向上につながる。

もう1つは、「やればできることを実感させる」ことだ。著者は主人公に課題を与えるときに、主人公の実力でわかる問題が6割、わからない問題が4割になるように設定していた。わかる問題が9割を占めると簡単すぎて面白くないが、ほとんどがわからない問題ではやる気にならない。したがって、著者は6割のわかる問題で適度なやる気にさせ、わからない問題は少しずつ助言しながら正解に導き、正解したという満足感を持たせる。こうした満足感の中に、自己の力を感じたり、自分はできるのだという有能感が生じる。有能感を自ら認知すると、自分はやればできるから自力で取り組もうと自己決定能力を生み出し、そこから自律性が育つ。「環境に積極的に働きかけ、自分にとって効果的な変化を生じさせようとする能力、その際に感じられる満足感及びそれをさらに求めようとする傾向」が育つと、ますます学習意欲は強化される。自己自身に対する信頼を高め、自己決定感を強めることが学習意欲を高めるということになる。

## 第4章 結論と今後の課題

### 第1節 結論

前節を踏まえて、実際の教育において、どのようにして小中学生の学習意欲を向上させるのか。今回、私は3つの改善策を提示する。

1つ目は学習毎に目標を決め、自己評価を行わせる。目標を明確にし、学習のゴールを意識させることで、「自分にもできそうだ」という見通しを持つことができるようになる。大人は小中学生に学習の自己評価をさせ、それに対して共感・賞賛する等して、適切な支援をする。これにより、以前の自分と比べ、「努力してこれだけ伸びた」という実感、つまり、自己の成長に基づく有能感を向上させることができると考える。

2つ目はグループ活動で意見を交換し合う場を設ける。グループ活動は単独学習とは違って、相手の考察に触れることで、問題を多角的視点から考えることができる。また、「こんな考え方があるのか」と自分の考察を納得してもらうことで、他者受容感の向上につながると考える。

3つ目は学習後に評価として肯定的な言葉で認めてほめる。学習後の肯定的な評価は、小中学生に安心感を与え、次回の学習から自ら進めるようになる。小中学生に「楽しさ」「有能感」「充実感」を感じられるように言葉かけをすることが重要である。

私はこれらの改善策で日本の小中学生の学習意欲の低下が改善されると考える。

## 第2節 今後の課題

本研究では、文献や調査結果に基づいて改善策を提案したが、これらの改善策が実際に学習意欲の向上に機能するのか、深く研究する必要がある。さらに、小中学生の性格や生活習慣はまさに十人十色である。したがって、彼らの様々な性格や生活習慣に適応した改善策も研究する必要がある。また、教職員や教育予算の不足で問題となっている現代の教育現場に適応した改善策も考察する必要がある。今後は教育学を深く学びながら、これらの課題に長期的視野を持って取り組みたいと考える。

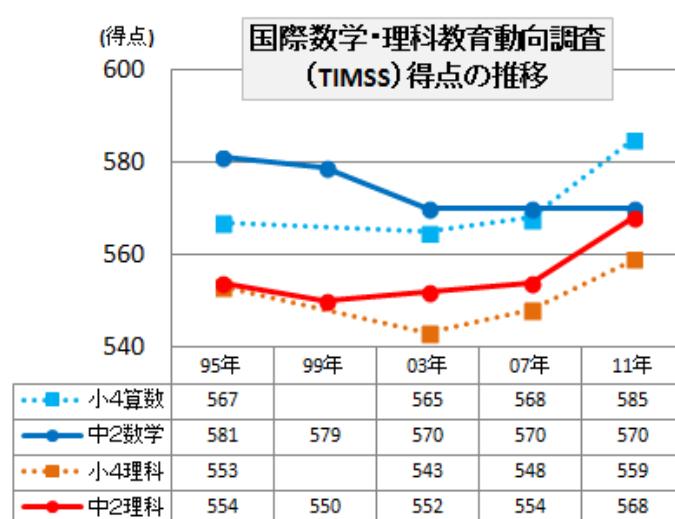
(図1) TIMSS2011 学年・科目別世界ランク TOP10

	小4 算数	小4 理科	中2 数学	中2 理科	
1	シンガポール	606	韓国	587	韓国
2	韓国	605	シンガポール	583	シンガポール
3	香港	602	フィンランド	570	台湾
4	台湾	591	日本	559	香港
5	日本	585	ロシア	552	日本
6	北アイルランド	562	台湾	552	ロシア
7	ベルギー	549	アメリカ	544	イスラエル
8	フィンランド	545	チェコ	536	フィンランド
9	イングランド	542	香港	535	アメリカ
10	ロシア	542	ハンガリー	534	イングランド

※TIMSS 基準値は 500 点。

出典: <http://www.yell4u.co.jp/archives1878.html>

(図2) TIMSS 日本の得点推移



出典:<https://allabout.co.jp/gm/gc/405048/>

(図3) TIMSS2011 学習意欲調査結果

**数学・理科の学習に対する生徒の意識 —TIMSS2011質問紙調査結果から—**

＊国際平均に比べて、日本の中学生は学習の楽しさや実社会との連携に対して肯定的な回答をする割合が高いなど、学習意欲面で課題がある。

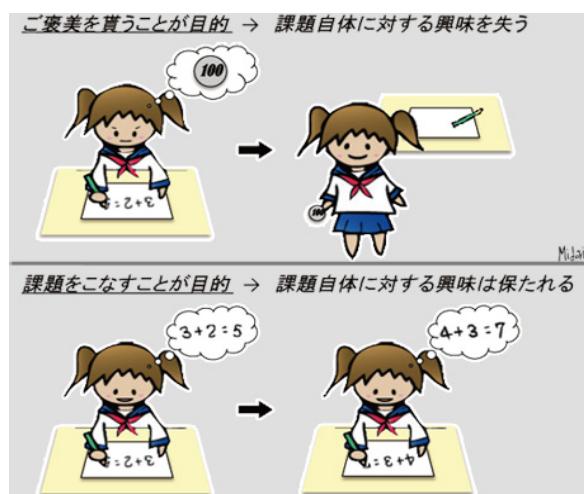
	数学		理科	
	日本	国際平均	日本	国際平均
数学・理科の勉強は楽しい	48%	71%	53%	80%
数学・理科を勉強すると日常生活に役立つ	71%	89%	57%	83%
他教科を勉強するために数学・理科が必要	67%	81%	35%	70%
志望大学に入るために良い成績が必要	72%	85%	59%	77%
将来望む仕事につくために良い成績が必要	62%	83%	47%	70%
数学・理科を使うことが含まれる職業につきたい	18%	52%	20%	56%

(出典) TIMSS2011質問紙調査結果 (「国際比較」) | 国際比較検査より大教科学技術

21

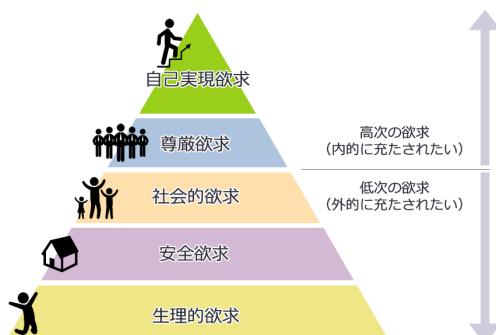
出典:[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/1328789.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1328789.htm)

(図4) アンダーマイニング効果



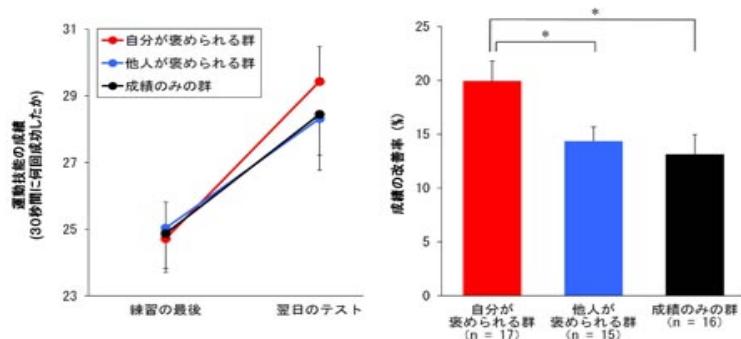
出典:[http://www.tamagawa.ac.jp/brain/news/101206\\_01.html](http://www.tamagawa.ac.jp/brain/news/101206_01.html)

(図5) マズローの5段階欲求説



出典:<http://www.motivation-up.com/motivation/maslow.html>

(図 6) エリザベス・ハーロック氏による科学的実験結果



#### [実験方法]

- ①翌日の運動テストの練習後に、自分自身が褒められる群(赤)、他人が褒められている姿を見る群(青)、何も行わない群(黒)に分ける。
- ②翌日の運動テストで、各群が何回成功したか計測する。

出典:<http://www.nips.ac.jp/contents/release/images/sadatou20121108-2.jpg>

#### 参考文献

- ・坪井信貴「学年ビリのギャルが1年で偏差値を40上げて慶應大学に現役合格した話」KADOKAWA 2013/12/27
- ・ドロシー・ロー・リルト/レイチェル・ハリス「子どもが育つ魔法の言葉」PHP研究 1999/9/20
- ・鎌原雅彦/竹綱誠一郎「やさしい教育心理学有斐閣 2012/3/15
- ・陰山英男「学力は家庭で伸びる」小学館 2003/7/20
- ・TIMSS2011「IEA国際数学・理科教育動向調査の2011年調査」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/1328789.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1328789.htm) (2017年12月16日閲覧)

## 5-8. 働く母は子を○○にする！？

### ～母親の就業と子供の学力～

彌永美理

#### はじめに

近年、子供を持つ女性の就業率は上昇傾向にあり、母親が働くことは珍しくなくなってきた。実際、総務省統計局によると2002年の「共働き世帯」が32.9%であったのに対し、2012年は35.8%となっている。それに伴い、子育てと仕事の両立を図る母親を多く見かける。そこで私は、母親の就業が子供にどのような効果・影響を与えるのかを、地域別に比較しながら調査した。

これをテーマとした一因として、今後、日本企業が女性の働きやすい環境づくりを行う際に参考となると予想される。また、若い女性たちが将来母親となる際に活かせるのではないかと思い、このテーマに設定した。

「母親の就業が子供に与える影響」についての研究は、先立って世界各国で行われているが、未だに明らかになっていない部分も多い。今回は、そういった様々な研究結果を用いて、「母親の就業が子供の学力にどのように影響するか」ということに重点を置いて分析・考察を進めていく。

#### 1 働く女性について

##### I. 女性の就業率

男女雇用機会均等法（1985年制定 86年4月施行）の制定や女性の高学歴化に伴って、近年女性の就業率は上昇傾向にある。加えて、女性の社会参加への意欲向上や、近年の賃金の減少などを理由に共働きを選択する家庭が増えていることから、次のような結果がみられるようになった。

総務省統計局によると「夫婦のいる世帯数」に占める「夫が雇用者、妻が無業者の世帯」の割合は2002年は31.1%であったが、それ以降は低下傾向にあり2012年では27.0%となっている。（図1）

その一方で、「夫婦のいる世帯数」に占める「共働き世帯」の割合をみると2002年では32.9%であったが、2003年以降は（2009年を除き）上昇傾向にあり、2012年では35.8%となっており、共働き世帯が増加傾向にあると読み取ることができる。

また、最近では男性の育児休暇に積極的な企業や子育て支援等の制度を整えた企業が多く見られるようになった。よって、今後は一層の既婚女性の就業率の増加が見込まれる。

つまり、既婚女性の就業率はもちろん、それに伴った、母親の就業率も高くなっていることがわかる。しかし、日本の家庭の現状としては、家庭内での性別役割分業意識に大きな変化が見られず、家事労働や子育てのほとんどを女性が担っている。

##### II. 母親の負担

家事・育児は「最大の無償労働」と例えられる程、ひじょうに過酷なものである。実際に、東京新聞がこれを貨幣価値に換算したところ、年間304万円になることが明らかになった。この304万という数字は、劇場や野球場・遊園地等で接客をする人の年収と同等だと言う。よって、兼業主婦の場合ではその負担が計り知れないものになることは容易に想像がつく。

前節で述べた性別役割分業意識とは「男は仕事をし、女は家事・育児をすべきだ（男は妻子を養い、女は家庭を守るべきだ）」という考え方である。

(図2)のグラフからわかるように、性別役割分業意識は年々少しづつ変動があるものの、大きな変化は見られない。従って、日本人に根強く残るこの意識はすぐに変えることが出来るものではないと考えられる。

以上をまとめると、大幅な家庭内の性別役割分業意識の変化の見られない現代の日本において、兼業主婦の仕事と家事・育児の両立は時間的にも体力・精神的にも大変難しいことがわかる。

それでは、働きながら子育てをすると子供にはどのような影響が及ぶのだろうか。次の章ではそういった先行研究の結果をみていくことにする。

## 2 先行研究

本章では、これまでの背景をもとに、働きながら子育てをする場合の子供の学力への影響に関する先行研究をまとめた。母親の就業が子供に与える影響に関する研究は、先進国を中心に数多くの国で行われてきた。子供の学力、行動、進学率、就労意識、育児意識、ライフコース意識、性別役割分業意識など、母親の就業は子供に対して様々な影響を与えるということが先行研究から分かっている。本章では、子供の成長過程別にみていく。

### I-1 幼児期の子供に与える影響

「三歳児神話」というものを耳にしたことがあるだろうか。この三歳児神話とは、「子供は三歳になるまで母親の手で育てなければ、子供のその後の成長に悪影響を及ぼす」という考え方である。しかし、この三歳児神話は1998年度の厚生白書によって否定された。実証的な根拠がなかったためである。

だが、三歳児神話が否定された後にも、母親の就労が幼児期の子どもに与える影響についての研究は多くの国で行われた。幼少の子どもを持つ母親の就労率の増加はアメリカをはじめとする他の先進国においても観測されているからだ。

Baum(2003)は、子供が生まれてから3カ月以内の就業は、子供の認知能力形成に対して負の影響を与えるが、その効果は就業により得られる所得増加の効果により部分的に相殺されると書物内で述べている。また、Waldfogelほか(2002)は、子供が0歳時の母親の就労はその後の子供の認知発達に負の影響を及ぼし、子供が2-3歳時点の母親の就労はその後の子供のいくつかの認知発達に正の影響を及ぼしていると述べている。

加えてBernal(2008)も、女性による労働と子供の世話を間の時間配分の意思決定に関する動学モデルを、アメリカのパネルデータ(NLSY)を用いて推定することにより、幼少期の母親の就業は、子供の認知能力の形成に対して、負の影響を与えることを指摘している。

このように、幼少期の子供に母親の就業が与える影響については多くにおいてが議論中である。しかし、基本的に子供が生まれてすぐの頃は母親の就業が子供の認知発達に負の影響を及ぼすという結果が出ていることは明らかであり、この頃の母親の就業は好ましくないと言える。

## I-2 小学生・中学生に与える影響

小学生から中学生の子供に与える影響についても以前から多くの研究がなされてきた。それらの研究の基本的な仮説は、大きく分けて二つに分けられる。

まず挙げられるのが、母親が就労することにより子供への監督が行き届かなくなることから、負の影響が与えられてしまうというものである。対して、挙げられるもう一つの説が、母親の就労による資源の増加が子供への投資の増加となり正の影響を与えるという説である。

吉木ほか(1996)の研究によると、母親がフルタイマーで就労する場合、子供の成績は低下しないが、パートタイマーの場合には、子供の成績は男女を問わず低下する。また、男子をもつ母親がパートタイマーで就労する場合、小学校4~5年生の時期よりも小学校2~3年生の時期の方が好ましく、2世代同居(夫婦と子のみの同居)よりも3世代同居(祖父母も同居)の方が良いという結果がでている。

小学生から中学生の子供においては分析方法等によって結果が異なるケースが多いため、一概に言えないというのが現状である。したがって、上記の仮説も明確に証明されておらず、この年代の母親の就労と子供の成績には複雑な相関や因果関係がみられるということがわかる。そのため、今後も研究の必要性があると考えられる。

## I-3 大学生に与える影響

大学生に与える影響については、就労意識、育児意識、ライフコース意識、性別役割分業意識等、様々な事柄に影響しているのではないかという研究が行われている最中である。

先本(2007)によると、女子大学生(平均年齢19.5歳)は、母親が専業主婦の場合には、その娘は性別役割分業に肯定的で、母親がフルタイムで就業している場合では、その娘は性別役割分業に否定的である。そして、娘たちは将来母親と同じ就労形態を希望する者が多い。

また、日下部(2009)によると、就学前に母親が働いていた大学生は、そうでなかつた大学生に比べ、出産後も母親が仕事を継続することが望ましいと考えている。それに加え、父親が育児に参加していた大学生は、育児は母親だけがするものだという意識が低い。

これらのことから、母親の就業が子供の就労意識、育児意識、ライフコース意識、性別役割分業意識等、様々な事柄に影響しているということは明らかである。加えて、子供は母親または父親のキャリアプランや自分自身が育ってきた環境を肯定的に考える傾向にあるということが分かった。

## 3 自己研究

### I 仮説

本研究のテーマは「母親の就労は子どもの成績にどのような影響を与えるのか」である。それに対して、先行研究を参考に私がたてた仮説は「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」というものである。この仮説を証明することが出来れば、母親の就業が子供の学力に負の影響を与えることの証明になると考えたからだ。

### II-1 世界の国々と日本

先ず、母親の就業率が高い国とその国の子供の学力のデータを照らし合わせ、相関がみられるかを調査した。

### i 研究方法と使用するデータ

研究方法はきわめて単純明快である。明治大学国際日本学部の国際日本データランクイング（OECD2011）より各国の母親の就業率を引用し、PISA（OECD生徒の学習到達度調査）の各国のデータと照らし合わせることにより、母親の就業が子供の学力に相関しているかどうかをみていく。

国別女性の就業率ランキングは以下の通りである。

1位 イスラエル 86.5%

2位 カナダ 78.6%

3位 デンマーク 77.5%

4位 スイス 77.0%

5位 スウェーデン 76.1%

～

18位 日本 71.8%

～

29位 トルコ 34.6%

29カ国の平均は55.4%と日本は平均を上回っているものの、18/29位という順位は国際的に低い水準である。

今回はイスラエル、カナダ、デンマーク、スイス、スウェーデンの上位5カ国と最下位のトルコ、そして日本の比較結果を考察することにする。

OECDは、EU加盟国や日本、アメリカ等を含む34の加盟国からなる組織で、本部をフランスのパリに置いている。このOECDが実施するPISA（OECD生徒の学習到達度調査）は、OECD加盟国を含む65カ国の15歳男女約51万人が参加し、2000年から3年ごとに行われている。調査項目は、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野である。

### ii 結果と考察

#### ・結果

各国の母親の就業率とPISAの結果の比較を行った結果である。（図3）以下の結果が得られた。

一つ目に、各国の母親の就業率ランキング1位であるイスラエルと、日本（18位）を比較すると、母親の就業率の高いイスラエルの子供の学力は、母親の就業率の低い日本に劣ることが明らかになった。つまり、「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」という仮説に当てはまる。また、2-5位の国々と日本を比較したところ、同様の結果が得られた。

一方で、母親の就業率ランキング最下位（29位）トルコと、日本を比較した際には、母親の就業率の高い日本の子供の学力が、母親の就業率の低いトルコの子供の学力に勝る。よって、「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」という仮説には当てはまらない。

## ・考察

結果で「2-5位の国々と日本を比較してみたところ、同様の結果が得られた。」と述べた。しかし、カナダ（2位）やスイス（4位）のPISAのランキングは日本と比較してみても、読解力（日本4位 カナダ9位 スイス17位）、数学的リテラシー（日本7位 カナダ13位 スイス9位）、科学的リテラシー（日本4位 カナダ10位 スイス19位）と、どの分野においても大差がみられない。

また、結果でも述べたように、母親の就業率ランキング最下位（29位）トルコと、日本を比較した際には、「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」という仮説には当てはまらないことが明らかになった。

よって、世界の国々と日本の母親の就業率と子供の学力の比較は、多少の相関はみられたものの、「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」という仮説を完全に肯定する材料にはならないと考えられる。

このような結果になった原因として、各々の国によって教育制度や文化、男女の就業に関する潜在意識、発展状態等が異なることが挙げられる。従って、上記の様な影響が少ない範囲での再調査が必要であると判断した。

## II-2 都道府県別の比較

前節では世界の国々と日本の母親の就業率と子供の学力を比較する調査を行ったが、この研究の仮説である「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」を完全に肯定できなかった。そのため、この節では、教育制度や文化、男女の就業に関する潜在意識、発展状態等の差異の少ない日本国内での調査し、相関がみられるのか考察した。

### i 研究方法と使用するデータ

研究方法は前節同様、地域別の母親の就業率と地域別の子供の学力を比較した。総務省の統計局就業構造基本調査による、育児をしている女性（22-44歳）の都道府県別就業率（平成24年）のデータを母親の就業率とし、総務省の全国学力テスト（平成24年）の都道府県別平均点のデータを子供の学力とした。

総務省の育児をしている女性（22-44歳）の都道府県別就業率（平成24年）のランキングは以下の通りである。

1位 島根県	74.8%	43位 大阪府	46.7%
2位 山形県	72.5%	44位 千葉県	46.7%
3位 福井県	72.1%	45位 埼玉県	46.4%
4位 鳥取県	71.8%	46位 兵庫県	43.2%
5位 富山県	68.3%	47位 神奈川県	41.1% (全国平均 52.4%)

全国平均が52.4%であることから、島根県、山形県、福井県、鳥取県の上位4県は母親の就業率がひじょうに高い水準であることが分かる。

また、総務省の全国学力テスト（平成24年）都道府県別平均点のランキングは以下の通りである。

1位	秋田県	69.2点	43位	岡山県	61.5点
2位	福井県	68.3点	44位	高知県	61.3点
3位	石川県	67.4点	45位	北海道	61.3点
4位	富山県	67.0点	46位	大阪府	61.1点
5位	青森県	65.0点	47位	沖縄県	55.9点

今回の調査は、前節のように母親の就業率のランキングの上位地域・下位地域の子供の学力をみていくのではなく、各々のランキングの上位地域と、下位地域を照らし合わせて相関がみられるかという方法をとった。

## ii 結果と考察

### ・結果

都道府県別の母親の就業率と子供の学力を比較した結果である。（図4-1, 2）

母親の就業率と子供の学力のランキングの上位地域の比較をみると、「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」という仮説を肯定できる結果がみられなかった。それどころか、福井県と富山県（着色部）はどちらのランキングでも上位である。これは、「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」という仮説が否定される材料になることを示す。

対して、母親の就業率と子供の学力のランキングの下位地域の比較をみてみると、こちらもまた、上記の仮説を肯定できる結果を得ることが出来なかった。そして上位地域のランキングの比較結果と同様、下位地域のランキングの比較でも上記の仮説が否定される材料になることを示す結果がみられた。大阪府（着色部）がそうである。

### ・考察

母親の就業率と子供の学力のランキングの上位地域・下位地域の結果の双方から本研究のテーマに基づいた仮説、「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」を否定する材料となる結果がみられた。つまり、日本国内では母親の就労は子どもの成績に負の影響を与えないことがほぼ明らかになった。

この「ほぼ」というのは、今回の調査は比較的安易な調査方法をとったため、他の調査方法をとった場合と結果が異なる可能性を捨てきれないからだ。よって、より確かな結論を導くため、引き続いて研究を行うべきと判断した。

### おわりに

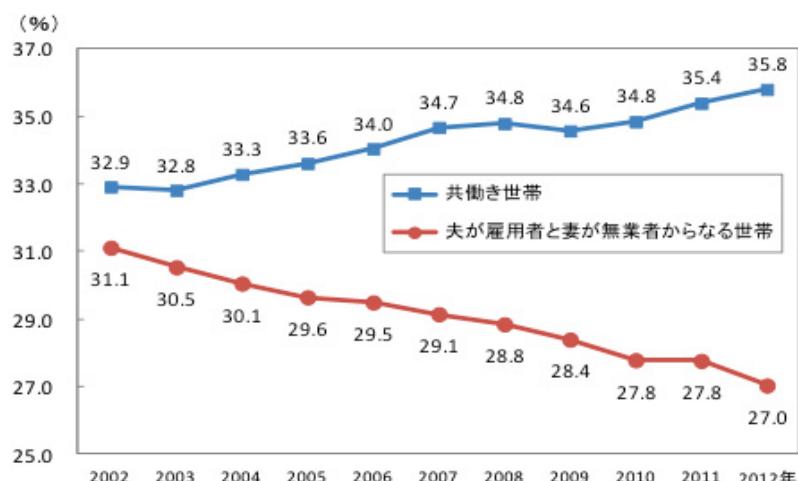
テーマ「母親の就労は子どもの成績にどのような影響を与えるのか」を導き出すため「母親の就業率が高い地域の子供の学力は、母親の就業率が低い地域に比べて低い。」という仮説をたてて研究を進め

てきた。結果として、世界の国々と日本を比較した際は、仮説は肯定可能の傾向がみられた。しかし、これは後に同条件下の調査ではないと判断し、同条件下である日本国内での再調査に踏み切った。結果、日本国内では仮説を肯定できる結果がみられず、反対に否定せざるを得ない調査結果となった。つまり、世界の国々と日本を比較した際と、日本国内で都道府県別に比較した際とでは結果が大きく異なっていた。この原因として、調査対象地域の教育制度や文化、その地域特有の潜在意識等が関係していると考える。子供の学力は母親の就業のみに影響されるわけではないということだ。そのため、本研究は安易な調査方法であったことを反省とし、さらに深入りした分析を行う必要性がある。

女性の就業率が増加傾向にある現代の日本において、母親の就業による子供の学力低下を防ぐために、企業が女性が働きやすい環境や制度の整備を早める必要があると考える。今回の研究経験と結果をもとに、母親の就業率と子供の学力の相関に重点を置きつつ、様々な問題への視野を広げていきたい。

(図1)

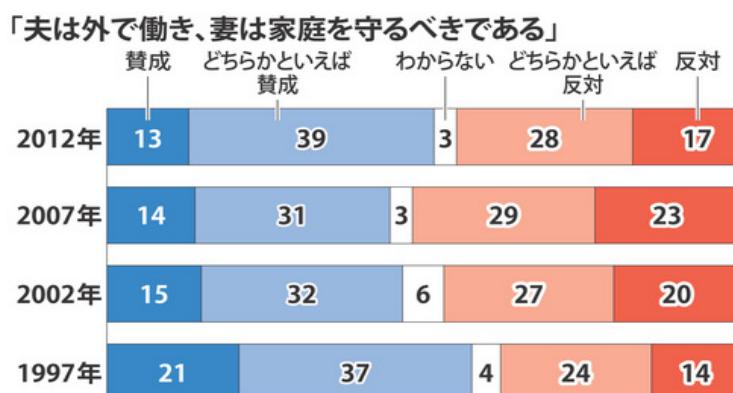
図2 夫が雇用者世帯である妻の就業状態別世帯数



注) 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

出典：労働力調査基本集計（総務省統計局）

(図2)



※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」を基に作成。単位は%

(図3)

2012 (位)	日本 (18位)	イスラエル (1位)	カナダ (2位)	デンマーク (3位)	スイス (4位)	スウェーデン (5位)	トルコ (29位)
読解力	4	34	9	25	17	36	41
数学的リテラシー	7	41	13	22	9	38	44
科学的リテラシー	4	41	10	27	19	38	43

明治大学国際日本学部 国際日本データランキング (OECD2011)、PISA(OECD 生徒の学習到達度調査) を基に作成

(図4-1)

上位	母親の就業率		子供の学力	
1位	島根県	74.8%	秋田県	69.2点
2位	山形県	72.5%	福井県	68.3点
3位	福井県	72.1%	石川県	67.4点
4位	鳥取県	71.8%	富山県	67.0点
5位	富山県	68.3%	青森県	65.0点

(図4-2)

下位	母親の就業率		子供の学力	
43位	大阪府	46.7%	岡山県	61.5点
44位	千葉県	46.7%	高知県	61.3点
45位	埼玉県	46.4%	北海道	61.3点
46位	兵庫県	43.2%	大阪府	61.1点
47位	神奈川県	41.1%	沖縄県	55.9点

## 参考文献

- ・ 労働力調査 統計局 2007
- ・ 男女共同社会に関する世論調査 内閣府 2012
- ・ 東京新聞 2013
- ・ 厚生労働白書 厚生労働省 2002
- ・ Does Early Maternal Employment Harm Child Development? -Baum Charles L. 2003  
The effects of early maternal employment on child cognitive development -Waldfogel 他 2002
- ・ 母親の就労は子供の成績にどのような影響を与えるのか 青木瑛里 2011
- ・ ベネッセ教育研究開発センター 変わる性別役割意識 木村治生 2009
- ・ PISA(OECD 生徒の学習到達度調査) 2012
- ・ 明治大学国際日本学部の国際日本データランキング (OECD2011)
- ・ 総務省 全国学力テスト 統計局就業構造基本調査 (平成 24 年)

## 6-1. 児童虐待を防止する為に地域で出来る取り組みとは

佐々木菜緒 喜多由希歩

### 第1章 児童虐待の現状と課題

近年、児童虐待の数は増えており、厚生労働省によると、児童虐待相談の対応件数は平成17年で34,472件、平成27年で103,260件と10年間で約3倍になっている。このことから、児童虐待は早急に解決しなければならない問題であると考えられる。具体的に解決策を考えるために、児童虐待の原因を挙げると、「保護者の精神疾患」、「十代の妊娠」、「何らかの育てにくさを持っている子ども」、「保護者の社会的孤立」などがある。そこで今回は「保護者の社会的孤立」に絞って考えていくこととする。

厚生労働省によると、核家族(注1)世帯数が、平成7年は25,703世帯であるのに対して、平成27年は30,316世帯と、昨今は、核家族化が進み、保護者の両親(子どもの祖父母にあたる人)、が保護者の近くにいないことが多い。さらに、表1を見ると、1975年と比べて2004年は「よく付き合っている」

「ある程度付き合っている」と回答した人は調べられた4つのどの観点から見ても減少していることが分かる。近所付き合いが希薄化し、地域のコミュニティが減ったことで、子どもが病気になった時や、保護者自身が病気になってしまった時、冠婚葬祭等でどうしても家を開けなければいけなくなった時等のいざという時に手伝ってもらったり、対処法を訊いたり、子どもを預かってもらったり出来る、頼ることの出来る人が身近にいない、という状況に陥りやすい。また、そういった非常時に限らず、片方の親が仕事で忙しい家庭や片親家庭等、片方の親が一人で育児をしなければならない場合に、毎日子どもの夜泣きが酷く睡眠時間を十分に取ることが出来なかったり、育児と家事を両立しなければならずにはむ時間も無かったり、原因がわからないまま子どもが泣き続けたり、ミルクを十分に飲まなかったりした時に何かの病気なのではないか、自分が悪いのではないか等不安を感じたりすることで、身体的にも精神的にも負担がかかっているのに、相談出来る相手もおらず、一人で溜め込むことで虐待に走ってしまう、ということもある。しかし、こうして保護者が追い詰められて虐待をしてしまうという状況は周囲に頼ることが出来る人がいることで、防ぐことが出来るのでは無いだろうか。

そこで私達は、この状況を改善する為には地域の役割が重要であると考えた。現在行われている地域での事業としては、子育てサークル、ショートステイ、ファミリー・サポート・センター事業などがある。子育てサークルは、子育て中の親子が集まって交流を行っている。活動内容としては、絵本の読み聞かせや工作などをすることが多い。それ以外にも、外遊びやお菓子作り、社会科見学や歯磨き指導などを行っているサークルもあるようだ。これらの活動を通して、子ども同士が仲良くなったり、保護者同士が育児についての悩みを気軽に相談しあったり、情報交換をすることが出来る。ファミリー・サポート・センター事業は、一般の人に子どもの一時預かりや、保育施設の送り迎えなどを手伝ってもらうことの出来る事業である。子育ての手伝いをしてほしい人と手伝いをしたい人の双方がファミリー・サポート・センターの会員になることで繋がることが出来る、という仕組みだ。ショートステイ事業は、保護者が病気になってしまった冠婚葬祭等に出席しなければならなくなつて、子どもを見ることが出来ない時に、乳児院や、児童養護施設で就学前の子供を、一週間以内を目途として預かってもらえる制

度である。このように地域の事業には子育てに苦労する保護者同士を繋げたり、いざという時に頼れる場所を作るようなものが多いことが分かる。個人レベルで人との繋がりを作ることが難しい今、このような事業は保護者の育児の負担を減らしつつ、保護者のネットワークを作るのに大きな力になり、保護者が児童虐待をしてしまうような育児に追い詰められた状況を防ぐことに繋がると考える。

注1) 核家族は「一組の夫婦と未婚の子からなる家族」を指す（三省堂 大辞林より）

## 第2章 課題を解決するための具体策

### 第1節 事業の拡大

この地域の子育て支援事業にも多くの課題がある。まずその一つとして挙げられるのが施設数の少なさである。

ここではショートステイ事業に絞って考える。ショートステイは吹田市には3ヶ所、全国で見てもわずか672ヶ所しかない。

先程も説明した通り、ショートステイ事業とは保護者が何らかの事情で子どもを見るのが難しくなった時、一時的に施設に預けることが出来るという取り組みである。しかし施設数が少なければ自宅から施設まで距離がある人も多く、いざという時に利用するのが難しいだろう。そこで施設の数を増やし、事業を拡大することで、より多くの人がこの制度を利用出来ると考えられる。

だが、単純に施設数を増やすだけでは、人員や費用、場所の確保などの問題が発生する。

そこで私たちは、ショートステイ事業とファミリー・サポート・センター事業を掛け合わせる方法を考えた。ファミリー・サポート・センター事業は前述の通り、子育ての相互支援事業であり、一般市民が会員となって子育ての支援をしたりされたりする。ファミリー・サポート・センター事業は会員の家で子どもを預かるのが基本だが、この場合はショートステイの施設でボランティアとして専門のスタッフの手伝いをするという形をとる。これなら施設数増加によって必要になってくる人員を確保することが出来るだろう。

しかしここで、一般の人に仕事をさせることへ対して安全面への不信の声が上がるかもしれない。確かに資格を持っている専門のスタッフでなければ出来ない仕事もあるだろうが、ファミリー・サポート・センター事業でも手伝うに当たって受講必須の講座などが用意されているので資格が必要でない仕事などは安全に任せられると思う。むしろ、会員個人の家に子どもを預ける従来のファミリー・サポート・センター事業の仕組みに比べて、ショートステイ事業と連携することで会員だけでなく専門スタッフもいるので非常時などに安全かつ速やかに対処出来るのではないだろうか。

また、元々のファミリー・サポート・センター事業で子どもの一時的な預かり以外に多く行われていた保育園への子どもの送り迎えなどは継続したままで良いと思われる。施設でのボランティアを希望した会員にはその仕事を、あまり長時間活動出来なかつたり施設に来るのは厳しいといった会員には送り迎えの仕事を、など会員の事情に照らし合わせて仕事を割り振れば無理がないだろう。

では新しく施設を増やすための場所の確保はどうすれば良いだろうか。夏休みなどの長期休み期間の幼稚園や保育園を利用するのも一つの良い方法であると思う。幼稚園や保育園であれば、既に子どもを預かることの出来る環境は整っているから使いやすいだろう。しかしそれは一時的なもので常に利用す

ることが出来ない。

ここで私たちは「空き家」に注目した。今、所持者が住んでいる訳でも賃貸している訳でもない家が増加している(平成25年の空き家数は820万戸 平成20年～平成25年で63万戸増加 統計局ホームページ 平成25年住宅・土地統計調査より)。これらの空き家は景観を悪くしたり、ごみが不法投棄されるようになったり、老朽化で脆くなってしまい地震などの災害時に倒壊したり、盗難や放火など犯罪が起り易くなったりと大きな問題として注目されている。そこでこの空き家を地方公共団体が買い取り、整備してショートステイ事業の子どもを預かるための施設に作り替える、という方法を考えた。使用していない家を管理しかねている人が多い故の空き家増加問題なので、地方公共団体が募れば売ろうという人も多いのではないかと思う。買い取りの費用や修繕費は勿論必要ではあるのだが、新しく施設を作るよりは安く増設出来るはずだ。

全国に多くある空き家を整備することで施設を、ファミリー・サポート・センター事業と上手く連携させることで人員を確保する。この方法で、ショートステイの施設数を増やし、より多くの人が利用しやすくなるのではないかと思う。

## 第2節 広報の促進

地域の子育て支援の取り組みには他にも課題がある。それは利用度の低さだ。これには取り組みの認知度が大きく関係しているのではないかと考えた。例えば吹田市では、より認知度が8割を越える保育所や幼稚園の園庭の解放や児童会館・児童センターは利用度も6割と高いが、認知度が低い家庭教育に関する講座・学級は利用度が1割もない(表2)。そこで私たちは、この認知度をあげるために情報発信の方法を工夫することが必要なのではないかと考えた。

現在行われている情報発信の方法としてまず市報があげられる。市報は月に一度各家庭に配布され、市によってはインターネットでバックナンバーを見ることも出来る。直接家庭に市の方から情報を届けるので能動的な情報発信と言えるだろう。ネット環境などの特別な要素が必要無いため、どの家庭でも情報を得ることが出来る。しかし、市報は限られたページ数の中で子育て以外の情報も載せなければならぬのであまり詳しく掘り下げて書くことは出来ないだろう。ただ月に一回配布という特性から、情報を更新することが出来るというメリットもあるので、ページ数を多く割くことのないイベントの告知などには都合の良い媒体といえる。

次にインターネットを利用した情報発信の方法。その中でもまず、私たちも地域で行われている取り組みを調べるのに利用した市のWebサイトに注目した。各市町村のものを比較してみると、改善すべき点が見える。

まず、吹田市のものはシンプルで必要最低限のことが書かれた見出しから詳しい説明に飛べるので自分の知りたい情報をすぐ調べることが出来た(図1)。

豊中市は噛み砕いた言葉と添えられたイラストが分かり易い。何か知りたいことがあつたり育児で困り事がある保護者が気軽に調べられそうだと感じた(図2)。

しかし、大阪市のWebサイトは文字量が多く、言葉も難解なものが使われているために中々読むのが容易ではない。また見出しから次のページに飛んでも、また更に細かい見出しに分かれている、という

形で調べるのに手間がかかり、育児で忙しい保護者には調べにくいのではないかと感じた。また、どのような支援が行われているのか、その施設を利用したりイベントに参加するためにはどうすれば良いのかも分かり難かった(図3)。

表3を見ても分かるように、インターネットの人口普及率が80%を越え、表4のようにパソコンやスマートフォンの普及率が上がっている今、手軽に最新の情報を調べられるWebサイトを利用する人は多いと思われる。よってこれを整理することでより多くの人に情報を伝え、様々な取り組みに参加してもらうことが出来るだろう。

また、市のWebサイトとは別に子育て応援サイトというものがある。このサイトは子育て支援の情報だけに特化しているため、より詳しい情報を得ることが出来る。しかしサイト自体が中々見つけ難いので、市のWebサイトと同じウインドウで見られるようにすれば、サイト利用者は増えると思われる。

また、Webサイト以外では、SNSを活用するのも良いと思う。Twitterなどで各市町村の子育て支援専用のアカウントを作り、そこで子育てに関するイベントの宣伝をしたり、施設や制度を紹介する。既にそのようにSNSを利用して情報発信している市も多い。特にSNSは若い人に利用者が多いので子育てをしている世代でも気軽に使いやすいと思う。

インターネットを使った情報発信の何よりのメリットは手軽に調べられるという点にある。しかし、調べてくれた人にしか伝えられないという能動的な情報発信の方法である上、ネット環境がないと調べることが出来ない。また、形として情報を保存しておけないので見返しづらいことがあるというのもデメリットだ。

今までの市報、インターネットはイベントの告知などそのときそのときの新しい情報を伝えるのが中心だった。しかし、それだけでは十分とは言い難い。そこで、私たちは各市町村で子育て支援のための冊子を作り、婚姻届や妊娠届、出生届などの提出時に配布することを国で義務化することを提案する。それは市報とは異なり、育児をしていく上で起きがちな問題とその対処法など長期的な情報を載せておく。冊子であれば保存しておけるので保護者が困った時にいつでも見ることが出来る。

最後に、ローカルテレビやラジオを使った伝え方である。専門家による育児のアドバイスなどを放送したり、イベントや施設、先程述べたようなWebサイト、冊子など他にどのような情報発信があるのかという宣伝を流す。テレビやラジオなら聴覚に障がいのある人でも情報を得やすくなる。

情報発信の方法には様々な種類がある。それぞれにメリット・デメリットもあるので自ずと伝えるのに向いている情報と向いていない情報もあるだろう。よって、一つ一つの方法を整理し分かり易く工夫をすると共に、それぞれを上手く組み合わせて利用することも重要である。そうすることで取り組みの認知度を上げ、どのような施設やイベントがあるのか知らないまま参加出来ない人を減らすことが出来るだろう。

### 第3章 今後の課題

これから課題として3つの点が挙げられる。

まずショートステイ事業とファミリー・サポート・センター事業を連携させて人員を確保するという案にだが、これ以外にも人員を確保する案について考える必要がある。なぜなら、現在のファミリー・

サポート・センター事業は支援会員が各自の自宅で子どもを預かるという形がベースとなっており、その気軽さから参加している会員も多くいると考えられるからだ。しかし、ショートステイ事業の手伝いをするためには直接施設まで訪れなくてはならない。そのため現在ファミリー・サポート・センター事業の会員数が多いとはいえ、その中でショートステイ事業のスタッフを志望する人は少ない可能性も否めず、それでは充分な人員を確保できるとは言いがたい。

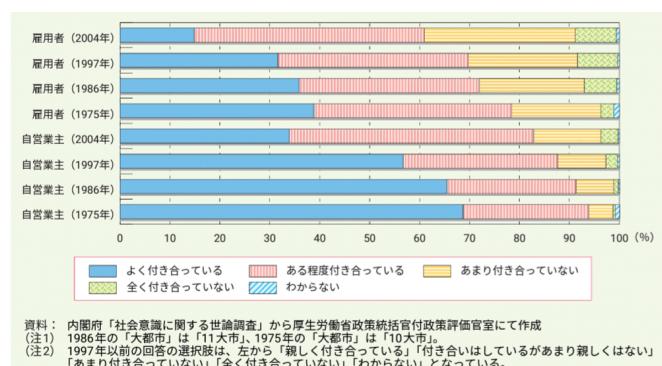
また、施設を増やすにあたっては一般的ボランティアだけでなく専門の資格を持ったスタッフも増員する必要があるので、この確保の方法も考えなければならない。

次に空き家を利用してショートステイ事業の施設を増設するという案だが、これも人員同様にこれだけでは充分な施設数を確保しがたく他の方法も考えなければならないだろう。空き家の分布には偏りがあり、特により多くの施設が必要となる人口の多い都市部に少なくなっているからだ。

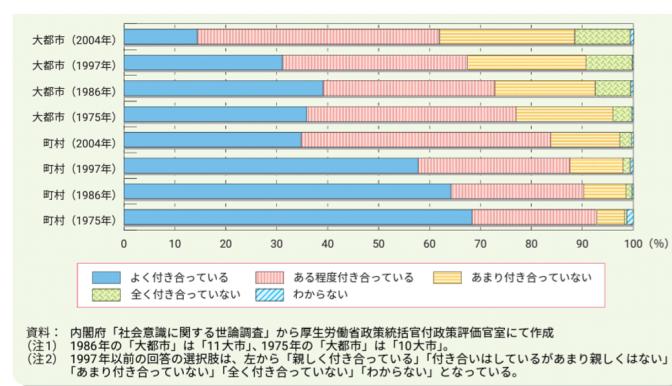
最後に子育て支援冊子配布を国で義務付ける方法だ。法律で決定するのかなど具体的な方法を考えたいと思う。

このように一つの解決案を練ってもまた新たな課題が浮上するので、児童虐待を防止するのは難しい。しかし、それらの課題について一つ一つ解決法を考え少しづつでも実行していくことが大切である。その行動が、誰も頼れずに追い詰められた末に我が子に手をあげてしまう保護者も、身体や心に深い傷をつけられてしまう子どもも減らすことができるだろう。

(表1) 近所付き合いの程度の変遷(自営業者・雇用者) (「平成18年版 厚生労働白書」(PDF)より)



近所付き合いの程度の変遷(大都市と町村)



(表2) 「吹田市子ども・子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査集計結果の概要について」より(PDF 2014/3/25)

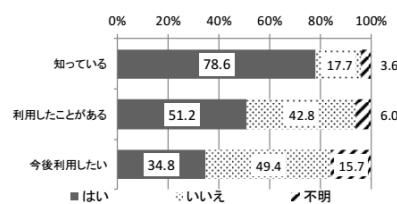
### 10. 地域の子育て支援事業の利用状況について

問、子育て支援事業の認知度・利用度についておうかがいします。

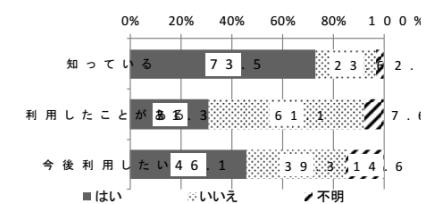
※就学前児童（0～5歳）のみ、複数回答

N=1,454

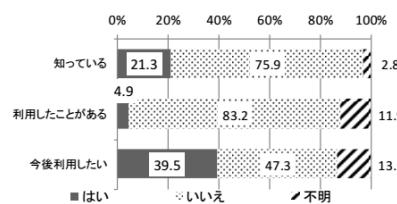
#### ①母親・父親学級、両親教室、育児学級



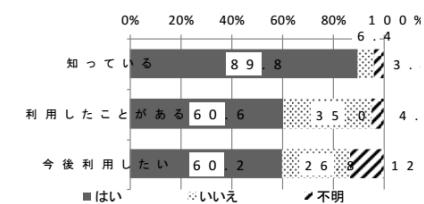
#### ②保健センターの情報・相談サービス



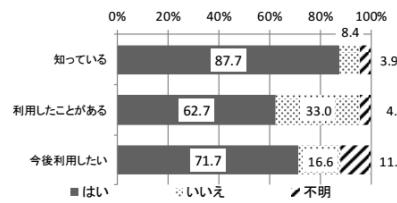
#### ③家庭教育に関する学級・講座



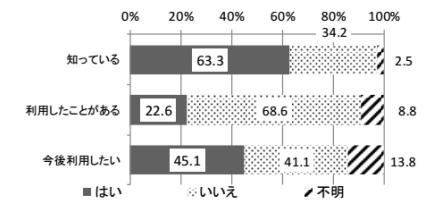
#### ④保育所や幼稚園の園庭などの開放



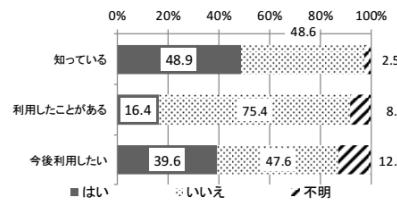
#### ⑤児童会館・児童センター



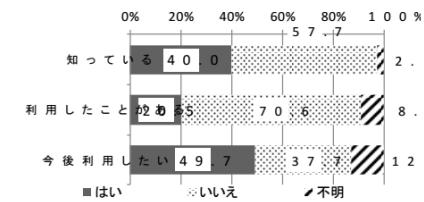
#### ⑥子育て相談窓口



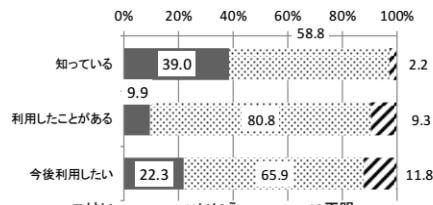
#### ⑦のびのび子育てプラザの子育て相談



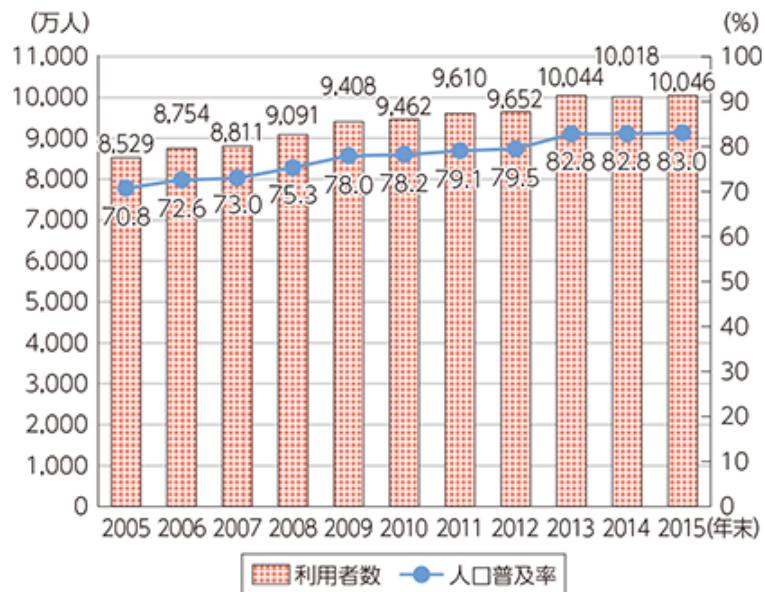
#### ⑧吹田市ホームページ(すくすく子育てNavi)



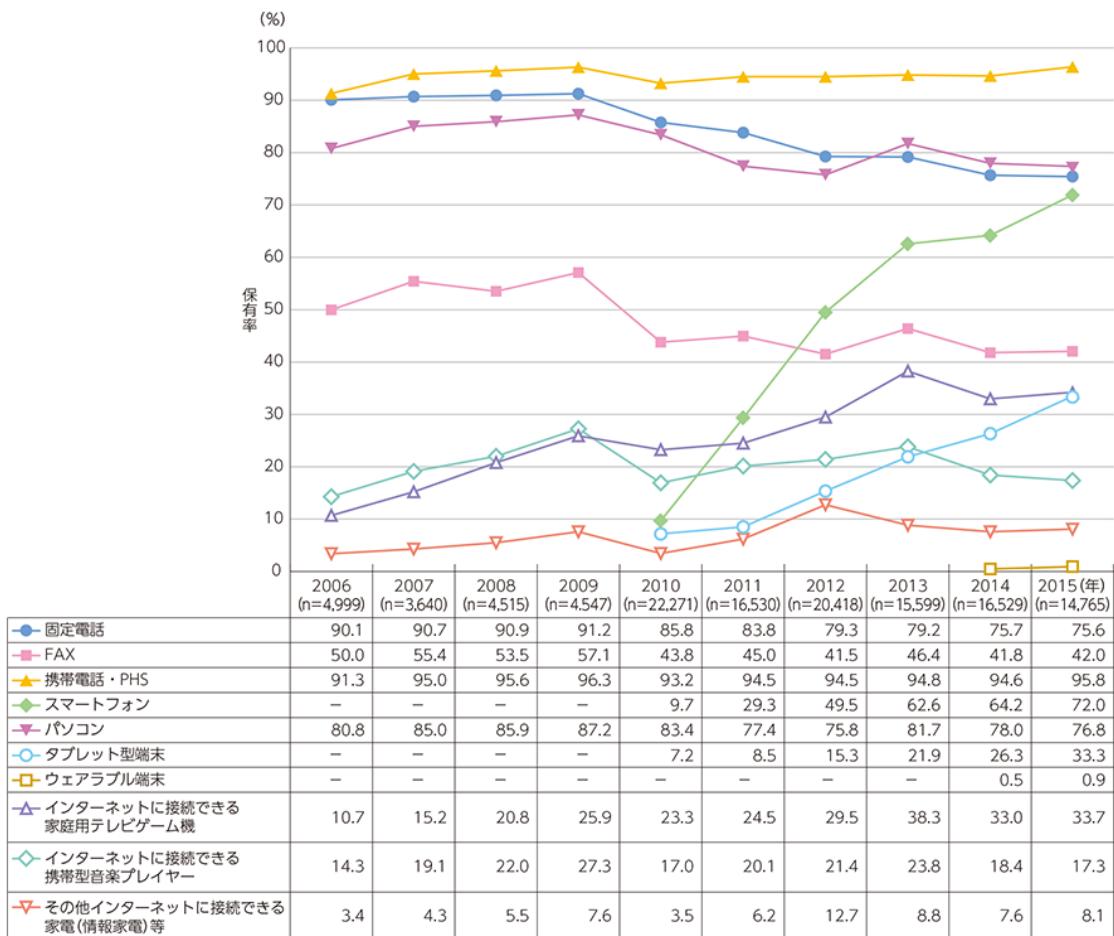
#### ⑨育児支援家庭訪問事業



(表3) インターネットの利用者数及び人口普及率の推移（「通信利用動向調査」または「総務省 | 平成28年版 情報通信白書 | インターネットの普及状況」より）



(表4) 情報通信端末の世帯保有率の推移（「通信利用動向調査」または「総務省 | 平成28年版 情報通信白書 | インターネットの普及状況」より）



新着情報

#### ピックアップコンテンツ



#### 広報ガイド

#### オンラインサービス

- 市議会会議録検索
- 吹田市例会規則
- 図書館 (検索・予約)
- 体育施設予約 (オーパス)
- 申請書ダウンロード
- 都市計画情報検索

## 参考・引用文献

- ・ 厚生労働省「平成 27 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値） | 報道発表資料 | 厚生労働省」〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132381.html>〉（2016/10/31 アクセス）
- ・ 総務省統計局「統計局ホームページ/日本の統計 2016—第 2 章 人口・世帯」〈<http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>〉（2016/10/31 アクセス）
- ・ 厚生労働省「児童虐待の定義と現状」〈[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/about.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html)〉（2016/10/09 アクセス）
- ・ 厚生労働省「第 2 章 発生予防 | 厚生労働省」〈<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/02.html>〉（2016/10/31 アクセス）
- ・ 総務省統計局「統計局ホームページ/平成 25 年住宅・土地統計調査（速報集計）結果の要約」〈[http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/10\\_1.htm](http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/10_1.htm)〉（2017/1/7 アクセス）
- ・ こども部子育て支援室「吹田市子ども・子育て支援事業計画作成のためのニーズ調査集計結果の概要について」(PDF) 〈[http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div\\_jidou/kosodate/shingikai/\\_71790/\\_71792.html](http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div_jidou/kosodate/shingikai/_71790/_71792.html)〉（2016/10/09 アクセス）
- ・ 厚生労働省「厚生労働省：平成 18 年版厚生労働白書（本文）」(PDF) 〈<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/06/>〉（2017/1/9 アクセス）
- ・ 総務省「総務省 | 平成 28 年版 情報通信白書 | インターネットの普及状況」〈<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc252110.html>〉（2017/1/9 アクセス）
- ・ 総務省「分野別データ：通信：インターネット」(Excel)  
〈<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin01.html>〉（2017/1/9 アクセス）
- ・ 総務省「分野別データ：個人・世帯の情報化：情報通信利用」〈<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/kojin01.html>〉（2017/1/9 アクセス）

## 6-2. 障害を持つ子供の親による虐待をなくすために

加藤冴季 山本侑輝

### 第一章 児童虐待の現状と課題

厚生労働省によると、少子高齢化が進んでいる日本であるが（表1）、児童の人口が減少しているにもかかわらず、児童虐待は年々増加している。児童相談所への通告件数（平成26年度）は88,931件であり、統計を取り始めてから毎年増加し、平成11年度の7.6倍に増えている（表2）。後藤（2016）によると、虐待死する児童の人数は年間約100人であるが、これは明らかとなっているものだけであり、見逃しの可能性があるため、実際の虐待死した児童の人数は計り知れない。また、住民票を残したまま行方不明になり学校に通っていない児童は、1191人（2011年）から2908人（2014年）と急増している。これらのことより、児童虐待は増加傾向であると言える。

私たちは今回、増加していく児童虐待の中でも特に、生まれながらに障害を持っているなどの子育てのしにくい児童に対する虐待について取り上げ、考えていくこととする。

2005年11月1日に起きた事件、通称博多事件では、福岡市博多区の公園近くの路上で、少女が裸足でいたところを通行人が見つけ保護された。当時の少女は18歳だったが小学生のような体格をしており、両親の許可なくテレビを見たとして母親に背中や腰を殴られたことを機に家出をし、保護された。母親は動機を「障害により発達に遅れがあり外に出すと迷惑と思ったからだ」と語っている。動機から考えると、この事件が起きてしまった原因は母親が娘の持つ障害のことを理解し、前向きに捉えることができなかつたためであると考えられる。

1970年7月30日、千葉県柏市の家庭で次女（3歳）がぐったりしているのに妻B子（28歳）が気づき、病院に運んだが栄養失調で死亡するという事件が起こった。両親の2人は「欲しくてできた子どもじゃない」と知的障害を持つ次女を嫌い、虐待を繰り返していた。頻繁に殴り、外出するときも次女をテレビの脚に縛り付けて置き去りにした。食事もろくに与えず、たまにパンと水を与えるだけだった。2人は用便もうまくできない次女に腹をたてており、「食べさせる量を減らせば、便も少なくなると思った」と供述した。二人いた娘のうち、知的障害を持っていた次女にのみ虐待が行われたことから、虐待の原因是障害を持っていたことにあると言えるのではないだろうか。もちろん、障害を持っていようがいまいが虐待は許されることではない。しかし、子供の持っている障害によって「虐待を行う親」が生まれてしまうこともあると考えられる（子どもの虐待事件、2017/02/06）。

あいち小児保険医療総合センターの心療科部長はインタビューの中で、虐待を受け、心療科を訪れた子どもの中にはなんらかの発達障害をもつ子どもが多いと述べている。また、同センターの調べによると、被虐待による受診をした児童492名中270名が発達障害だと判断できる状態にあり、割合としては約55%で半数以上にものぼる（「気づかれない発達障害」が児童虐待につながる：杉山登志郎さんに聞く」、2016/08/23）。

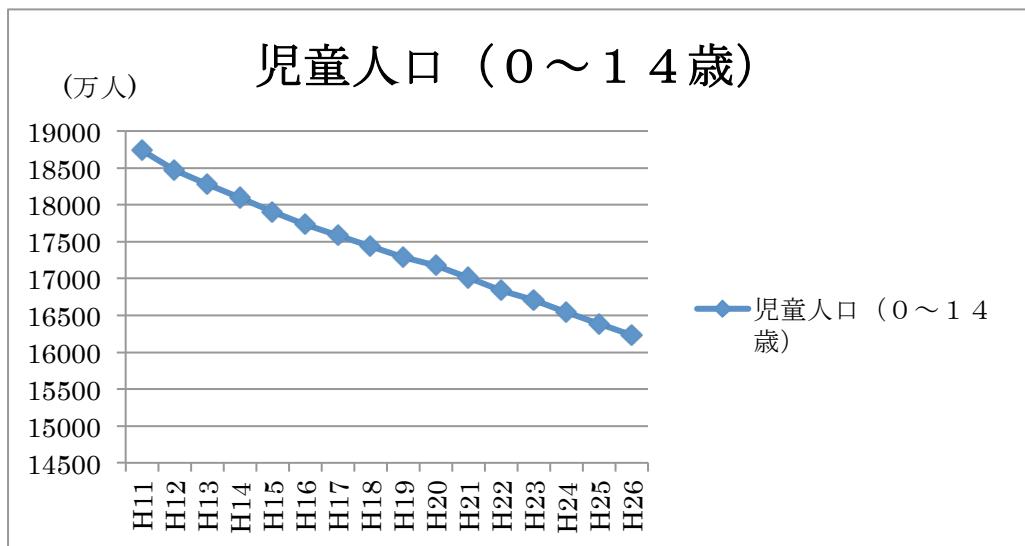
また、Sullivan & Knustonが2000年に行った調査によると、障害を持つ児童とそうでない児童と比べてネグレクト（育児放棄や育児怠慢をさす）のリスクが3.76倍、身体的虐待のリスクが3.79倍、性

的虐待のリスクが3.14倍、精神的虐待のリスクが3.88倍と報告されている。障害の有無にかかわらず虐待されている児童は人口1000人あたり0.6~0.7人であるのに対し、障害をもつ児童の場合は人口1000人あたり5.4~7.0人であると報告されている。このデータにより、障害を持つ児童はそうでない児童と比べて4倍~10倍の頻度で虐待されていることが読み取れる。

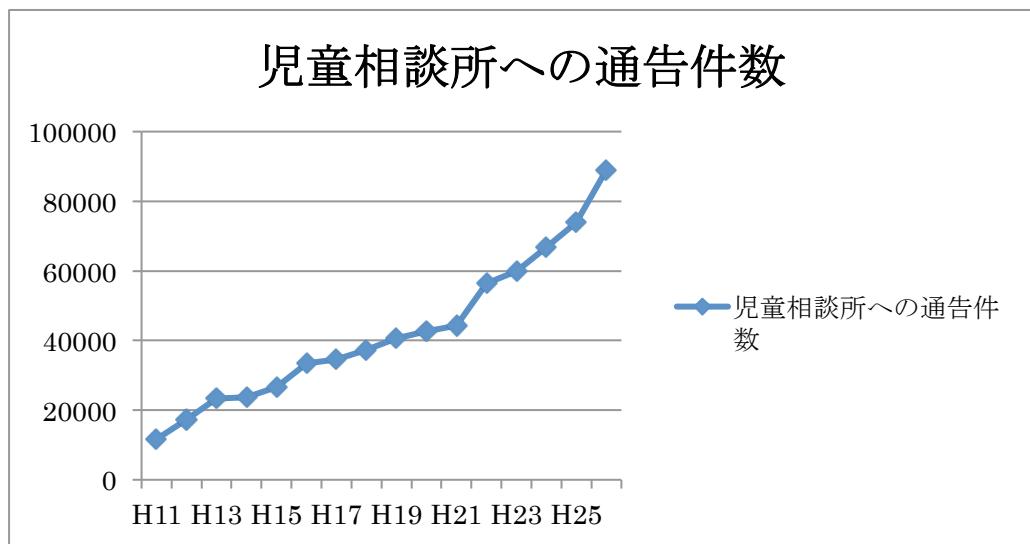
これらのことから、健常者に比べるとやはり障害をもつ児童は虐待を受けやすい傾向にあるのではないかと考えられる。また、親の障害への理解が足りないこともその傾向を助長していると言える。

では、そのよう障害を持つ子供の親による虐待をなくすためにはどのようにすればよいのだろうか。

(表1) 児童人口(0~14歳) 厚生労働省より作成



(表2) 児童相談所への通告件数 厚生労働省より作成



## 第二章 課題を解決するための具体策

1つ目の案として私たちが提案するのは、同じ悩みを持つ親たちのインターネットを用いたネットワークを構築することである。博多事件が起きてしまった原因は母親の供述から、障害により子供の発達に遅れが出たことで安心して外出させることができなかつたこと、そして同じ境遇の相談相手がおらず、精神的に追い詰められていったことがあげられる。インターネットによって障害のある児童の親同士がコミュニケーションをとることができるようになることで、精神的負担を減らし、児童虐待も減らしていくことができると考える。

厚生労働省では、平成16年の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待への対応を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の設置を進めている。その結果、要保護児童対策地域協議会等の組織の設置は急速に進み、約85%の市町村に設置された。

さらに厚生労働省は、これから要保護児童対策地域協議会を立ち上げようとする自治体、どのように運営すればよいか戸惑っている自治体等の関係者のためのスタートアップマニュアルを作成している。スタートアップマニュアルとは、新たに要保護児童対策地域協議会をスタートしようとする自治体の関係者を念頭に、要保護児童対策地域協議会の設置によって何が変わらのか、どのように運営していくべきかなど、要保護児童対策地域協議会の設置・運営に当たり、まずは必要となる知識、ノウハウなどをとりまとめたものである（厚生労働省）。

このように、地域ごとの児童虐待に対する機関の発足は国をあげて推奨されており、すでに多くの地域で設置されている。しかし、児童相談所や市町村の児童虐待対応件数は増え続けており、あまり効果が見られない。この政策でのネットワークとは児童虐待を減らすための取り組みを行う地域での人と人とのつながりのことであり、この政策が地域限定の活動になっていること、そして障害を持つ児童の親の中にはそれらのような機関を利用するための時間がない人が多いことが、成果をあげることが出来ない原因ではないだろうか。

そこで、インターネットを使用し人と人とのつながりを広げることで、その地域以外の人からみた客観的な意見や親の直接の意見を取り入れ、時間のない親も機関のサービスを受けることが可能になり、以前より多くの児童虐待や障害を持った児童の親への対策を行うことが可能になると考える。

しかし、インターネットの使用について、否定的な考えを持つ人もいるだろう。確かに、現在日本ではインターネット上のトラブルや事件が多発しており、インターネットを使用するリスクが目立っている。しかし、インターネットを用いた情報伝達の早さやその利便性は距離の離れた人同士を繋ぐためには有効であり、それらのリスクを含めても活用するべきだと考える。実際、現在の社会においてインターネットは必要不可欠なものになっている。

平成27年に総務省が発表したアンケートではインターネットショッピングの利用率は、全年代平均で7割を超えており、過去10年間でも全年代的に上昇している。また、米アマゾン・ドット・コムは2015年の日本における売上高は1兆円を超えたと発表した。これらのことから多くの人がネットショッピングを利用していると考えられる。ネットショッピングが普及した理由は、商品を購入するために店舗まで

行く必要が無いこと、難しい手順が必要ないことである。このことから、インターネットを用いることは子育てのため時間が無い、児童相談所などに頻繁に訪問できないなどの理由から機関のサービスを受けられなかつた親に対して有効であると考えられる。

よって、要保護児童対策協議会や児童相談所などの機関を中心として同じ悩みを持つ親たちのインターネットを用いたネットワークを構築することで、周りに同じ境遇の親がいなくても悩みを相談することが可能になり、親の精神的負担を減らし、児童虐待も減らすことができると考える。

二つ目の案として、2018年度より導入が予定されている教科としての「道徳」を活用することを挙げる。

文部科学省の発表によると、「道徳」は小学校では2018年度、中学校では2019年度より教科として授業が実施される。また、これまで行われてきた教科外の活動という意味での「道徳」の授業とは主に検定教科書の作成、教師による評価という点で違いが見られる。ただ、一般の教科とは違い、専門免許は必要とせず、これまで通り学級担任が指導を行い、評価は数字では示されず文章で表すという点から、「特別の教科」と位置づけられている。授業内容はただ教科書を読むのではなく、体験的な学習やディベート形式の授業も取り入れられる予定されており、授業は週に1回行われる。

では、なぜこの案が有効であるのか。博多事件の原因にもあったように、障害を持つ児童が周囲に受け入れられないことが、親の精神的負担となり、児童虐待にもつながると私たちは考えている。

そこで、これから日本をつくっていく子供たちに道徳を学ばせることで差別意識のない社会をつくりあげていくことができると考える。それに伴い、障害を持った児童の親による虐待を減らしていくことが出来ると考えている。しかし、差別意識を減らしていくことなど本当に可能なのかと考える人もいるだろう。確かに、社会や多くの人の意識を改革していくことはとても難しい。

しかし、女性差別を例としてあげると、日本が国をあげて行ってきた女性差別の撤廃によって、現在では男女間での差別はあまり見られなくなっている。企業においても、出産後の再雇用や重役に女性が選ばれることも増えてきている。また、政治の世界でも女性の都知事が誕生したり、スポーツなどの様々な分野においても、多数の女性が活躍している。このことから、社会の意識を改革していくことは可能であると言える。よって、私たちはこの案が有効であると考える。

「道徳」の教科への変更が正式に決定された現在でも、反対する意見を持っている人は少なくない。反対意見としてまず、すでに「道徳」は授業として存在しており、成果は見られないため、教科化により見込める成果も少ないだろうというものがある。しかし、これまで小中学校で行われてきた「道徳」の授業は、資料の配布のみであったり、他授業の振り替えなどに使われることが多かつた。そのため、道徳の授業によって成果は得られないと結論づけることはまだ早いと考える。

次に、どのように成績を出すのかという問題がある。文部科学省の発表では数値による評価はせず、記述による評価をするとしている。優劣をつけないことによって、成績を出すまでの問題も少なくなるのではないだろうか。しかし、この評価方法には教師の負担増加や生徒への今まで以上の配慮が必要になるなどの課題も多く存在している。

最後に、最も危惧されていることの一つが思想の押しつけである。検定教科書を用いて成績をつけることで国家が道徳的に正しいことを決定し、生徒達の思想を統一することに繋がってしまうことが懸念されている。確かに、検定教科書という国が認めた正解を基準として用意してしまうことは危険であるということには同意見である。しかし、私たちは何が正しくて何が間違っているのかを教えるのではなく、多様性を受け入れることが正解であるということを教えることが「道徳」の目指す教育であると考えている。そういう授業では思想の押しつけが起こることも少ないと考えられる。

「道徳」の教科化には反対意見もあるが、私たちは差別をしない子供たちの育成に効果的であると考え、障害を持った児童の親の精神的負担、心配を減らすことで、そういう親による虐待を減らすことに繋がると考える。

### 第三章 今後の課題

探究を進めていく中で、児童虐待には今回私たちがとりあげたもの以外に様々な要因があり、それに応じて改善策もまた多く生み出されていることが分かった。しかし、前述した通り児童虐待は増加傾向にある。なぜ多くの案が存在しているにもかかわらず、問題解決へと向かわないのか。それは、「児童虐待」という抽象的な問題の中にも、被虐待経験のある親による虐待である「虐待の世代間連鎖」、育児放棄や育児怠慢と呼ばれる「ネグレクト」、そして今回私たちがとりあげた「障害を持つ児童への虐待」などの限定的な問題が数多く内包されていることが想定されていないからだと考える。また、どのような案にでも見る角度を変えれば課題や問題点が存在するからである。

これまでに私たちが挙げた2つの案にも課題や問題点が存在している。例えば、第一案では、インターネットを用いることで、親の孤立を防ぐこと、機関のサービスの利便性を上げることが可能となり問題解決につながると主張した。しかし、顔をあわせないコミュニケーションは子育てなどのデリケートな話題には適さず危険であるという意見も存在する。また、連日報道されているインターネット上やそれが原因となったトラブルから、そもそもインターネットというものに不信感を抱いている人も存在する。第二案では、教科としての道徳の活用を提案した。前項で、道徳の教科化による成果は見込めないと判断するのはまだ早いと述べたが、逆に考えれば成果ができるかどうかは未知数であるといえる。想定されていない新たな問題に発展する可能性もある。このように、ひとつの視点から考えれば穴がないようと思えたとしても、全ての人を納得させ、そのうえで有効な案を生み出すことは非常に難しい。また、短期間で成果をだそうとすれば、なおさら困難になると考える。そのため、これからの課題として今回調べることのできなかった海外における障害をもつ児童の育児方法や児童虐待への対策について探究していきたいと考えている。児童虐待に対して特別な対策をしている国の成功例はもちろんのこと、日本とは風習などの違いから障害をもつ児童への差別が少ない国のバックグラウンドについて探究を進めるなどしていきたい。そのようにして、視野を広げることによって多角的なアイデアを得ることができると考えるからである。

## 参考・引用文献

- ・後藤啓二 『子ども虐待死ゼロを目指す法改正の実現に向けて』 エピック(2016)
- ・スペシャル「消えた子どもたち」取材班「ルポ 消えた子どもたち～虐待・監禁の深層に迫る～」NHK 出版新書(2015)
- ・厚生労働省 <<http://www.mhlw.go.jp/>> (2017/02/06)
- ・子どもの虐待事件 <<http://yabusaka.moo.jp/gyakutai.htm>> (2017/02/06)
- ・「気づかれない発達障害」が児童虐待につながる：杉山登志郎さんに聞く」<<http://bigissue-online.jp/archives/1020631369.html>> (2016/8/23)
- ・Sullivan & Knutson 「Maltreatment and disabilities : a population-based epidemiological study.」<<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/11075694>> (2017/02/06)
- ・総務省<<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc122400.html>> (2017/02/06)
- ・文部科学省 <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/doutoku/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/)> (2017/02/06)

## 6-3. 経済的困難によるネグレクトを減らすにはどうすればよいか

赤嶺佑奈 黒崎安結

### 第一章 児童虐待の現状と課題

厚生労働省の調査によると、日本において全国 208 か所の児童相談所が 2015 年に対応した児童虐待の件数は、前年度から 1 万 4329 件増加した 10 万 3260 件だった。児童虐待の件数は年々増加しており、2015 年の件数は 1990 年に比べ、およそ 94 倍となっている（厚生労働省「児童虐待件数の推移」）。山下・石井（2006）は、児童虐待の定義は、①18 歳未満の子どもに対する ②大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（およそ 15 歳以上）③身体的能力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅し、性的行為の強要などによって ④明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかに心身の問題が生じている状態であると述べている。「児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」（2009）によると、これらの児童虐待の原因で最も多いのは経済的困難によるものである（表 1）。

#00	III. 虐待の要因、結果—③虐待につながると思われる家庭・家族の状況													特になしとの回答は、わずか4.4%である。		
	経済的な困難	不安定な就労	ひとり親家庭	DV	虐待者の心身の状態	夫婦間不和	親族、近隣、友人から孤立	他の家族間の葛藤	育児疲れ	育児に嫌悪感、拒否感情	劣悪な住環境	その他	特になし	不明	無回答	
合計	2721	1316	2148	1384	2519	1482	1094	663	796	565	486	290	358	483	704	
	33.6	16.2	26.5	17.1	31.1	18.3	13.5	8.2	9.8	7.0	6.0	3.6	4.4	6.0	8.7	
《虐待の重症度別》																
生命の危機あり	39	16	30	17	47	28	22	19	33	13	10	6	9	7	5	
	30.2	12.4	23.3	13.2	36.4	21.7	17.1	14.7	25.6	10.1	7.8	4.7	7.0	54	3.9	
重度虐待	181	83	128	52	175	78	111	45	55	60	42	21	28	15	16	
	38.7	17.7	27.4	11.1	37.4	16.7	23.7	9.6	11.8	12.8	9.0	4.5	6.0	32	3.4	
中度虐待	872	438	651	407	876	436	406	224	202	204	211	84	74	76	30	
	42.0	21.1	31.3	19.6	42.2	21.0	19.5	10.8	9.7	9.8	10.2	4.0	3.6	37	1.4	
軽度虐待	1085	530	867	549	935	559	357	234	342	218	152	129	119	159	64	
	36.7	17.9	29.4	18.6	31.7	18.9	12.1	7.9	11.6	7.4	5.1	4.4	4.0	54	2.2	
虐待の危惧あり	416	191	366	260	376	301	161	104	125	39	56	38	101	64	27	
	31.1	14.3	27.3	19.4	28.1	22.5	12.0	7.8	9.3	2.9	42	2.8	7.5	48	2.0	
不明	66	30	53	55	47	53	21	19	21	10	5	6	13	81	30	
	20.1	9.1	16.2	16.8	14.3	16.2	6.4	5.8	6.4	3.0	1.5	1.8	4.0	24.7	9.1	

（表 1）児童相談所における家庭支援への取り組み調査

この調査より、全体の 3 分の 1 以上の家庭において経済的困難が児童虐待につながる要因であると判断されており、最も高い比率であることがわかる。

文部科学省によると、児童虐待は、次の 4 つに分類される。①外傷や生命に危険のある暴行を加えること、一室に拘束すること、また意図的に子どもを病気にさせることなどを指す「身体的虐待」②子供への性交、性的暴行、性的行為の強要などを指す「性的虐待」③言葉によって子どもの心を傷つけること、無視などの拒否的な態度を示すこと、また他の兄弟と著しく差別的な扱いをすることなどを指す「心理的虐待」④「ネグレクト」である。

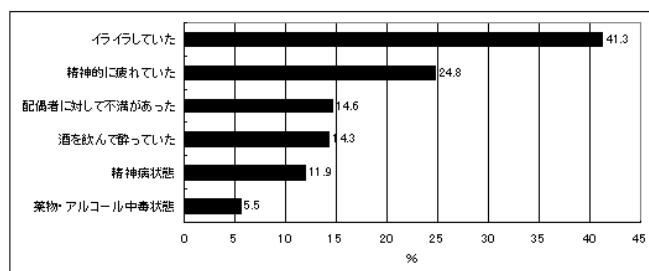
全体	121 人
身体的虐待	37 人 (30. 6%)
ネグレクト	75 人 (62. 0%)
性的虐待	2 人 (1. 7%)
心理的虐待	6 人 (5. 0%)

(表 2) 父親の経済問題から起きる虐待

全体	139 人
身体的虐待	36 人 (25. 9%)
ネグレクト	87 人 (62. 6%)
性的虐待	2 人 (1. 4%)
心理的虐待	12 人 (8. 6%)

(表 3) 母親の経済問題とから起きる虐待

表 2・3 よりこの中で経済的困難による児童虐待の中で最も多い割合を占めているのが、④「ネグレクト」であることがわかる。児童虐待調査研究会によると、ネグレクトとは、遺棄、衣食住や清潔についての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせない、など）をいう。松本（2010）は、ネグレクトが起きてしまう原因として、収入を得るために昼夜のダブルワークなどを余儀なくされる中で子どもの養育に向き合う時間的余裕・精神的余裕が失われやすいことや、見通しを持てない厳しい生活環境の中で、生活改善の意欲自体が失われてしまうことを挙げている。また、「虐待者の虐待時の状況（1993～1995）」（表 4）によると、上手くいかない育児へのイライラする気持ちが生まれた時や精神的に疲れているときに、子どもへの暴力や育児放棄に向かってしまう可能性が高くなることがわかる。



(表 4) 虐待者の虐待時の状況

以上のことから私たちは、経済的困難とネグレクトには深いかかわりがあり、経済的困難を解決することが、ネグレクトを減少させることにつながるのではないかと考えた。では、どうすれば経済的困難を解決し、ネグレクトで苦しんでいる子どもたちを救うことができるのだろうか。

## 第二章 課題を解決するための具体策

### 第一節 ネグレクトと経済的支援について

ネグレクトには大きく2つの種類があるとされている。1つ目の「積極的ネグレクト」は、子どもを育てていくのに必要なお金・時間・知識は十分にあり、また育児ができる状況が整っているのにもかかわらず、育児を放棄することである。そして、2つ目の「消極的ネグレクト」は、親が精神的・身体的な病気を抱えていたり、育児のための知識やお金が不足している状況に陥った際に、それらの問題を解決するために昼夜問わず働くことによって、育児のための時間をとることが難しくなり、育児放棄の状況になってしまうことである。今回私たちは、どんな児童虐待でも、虐待の始まりと社会的な発達はその人を取り巻く「環境」に影響されるというデータ（長崎大学「児童虐待の歴史的背景と定義」2007）から、まずは消極的虐待を解決に導くことが、積極的ネグレクトを含めた、「ネグレクト」の減少につながるのではないかと考えた。以上のことから私たちは、子育てをすることによって子どものために親としての責任を果たしたいという強い気持ちがあるにも関わらず、自分が経済的困難を抱えていることにより子育てをすることができない状況にある人「消極的ネグレクト」に効果的であると思われる解決案を主に提案する。

まず、私たちは、新たな経済的支援制度を整えることを改善策として提案するが、その前に現在の日本における経済的支援制度とその問題点を調べた。現在施行されている代表的な制度の中に、「児童手当」というものがある。この制度は、0歳から中学校卒業までの子どもを育てている世帯を対象にしており、年に3回、(2月・6月・10月)4カ月分まとめて支給される。給付金額は子どもの人数と年齢により若干異なるが、中学校卒業までの15年間で1人あたりおよそ198万円程度となる。この制度の課題の1つは、支援のためのお金は、主に公費で賄われているため、国や地方の負担が大きくなり、政府が満額給付を達成することができなかつたことである。児童手当を受給できるかどうかは、扶養親族等の数と収入額によって判断される。扶養親族の定義は、①配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）②納税者と生計を一にしていることであり、具体的な基準は、扶養親族等の数が2の場合は収入額が918万円、3の場合は960万円、4の場合は1002万円以下であることが定められている（内閣府「児童手当所得制限限度額表」）。しかし、私たちはこの所得制限限度額の基準に問題があると考えた。なぜなら、経済的困難の基準とされる収入額と大きな差があったからだ。経済的困難とは、世帯の平均収入の50%以下の家庭のことをさし、例えば年収が、2人世帯では173万円以下、3人世帯では211万円以下、4人世帯では244万円以下であることが基準となっている。（「暮らしのお金をデザインする UpIn」より）このことを比較すると、児童手当を受給できる所得制限限度額の基準が高すぎることがわかり、それによって本当に経済的困難によって苦しんでいる家庭に、充分な支援が行き届いていないと考えられる。

また、もうひとつの課題として、現金給付型であることがあげられる。なぜなら、内閣府の調査によると、支給された児童手当の用途は「月々の家計の足し」、「子育て費用」が上位にあり、一定の効果は見られるが一方で子育て世代が子育ての中で感じる負担については、子どもの養育費（生活費・教育費）などの経済的なものよりも、子どものしつけや、自分の自由な時間などの精神的なものの方が大きくなっているとの調査結果もあり、「児童の育成」という面では現金での給付が最も効果的な政策かについ

ては議論の余地が大きい。

そこで、私たちは解決策として、支給の基準額を引き下げ、現金給付型ではない新たな経済的支援制度を思考することを提案する。基準額を引き下げ、支給対象となる家庭の数を減らすことで、経済的困難の状況にある家庭の負担を今以上に増やすことなく、より生活が苦しい家庭への手厚い支援ができるのではないかと考えたからだ。また、現在の児童手当制度では、先ほど述べたように、支給されたお金を別の用途に使ってしまう人も多くいることから、現金を給付するのではなく、経済的に困難な状況にある家庭の子どもたちの給食費・医療費・学校費などを国が負担する形で支援を行う制度にすることを提案する。実際に、文部科学省の調査によると全国で約99000人いるとされる小中学生全体の給食費未納者のうち3割は保護者の貧困によるものだとされている。また、お金がないから、という理由で子どもを病院に連れて行かない親も少なからず存在している。このことから、子どもの養育にかかる費用の一部を最初から国が負担する、この制度を取ることで、経済的困難を抱える家庭の子どもへしっかりと行き届く支援となり、ネグレクトなどの児童虐待を減らすことにもつながるのではないかだろうか。

## 第二節 経済的困難と育児放棄

次に、私たちは貧困家庭において、親が仕事で忙しいがために起こってしまっている育児放棄を解決するための案を考えた。「子供の育ちをめぐる現状などに関するデータ集」（文部科学省）によると、夫婦の育児・家事時間に関して、妻が仕事に当てている時間は3.7時間、家事に対しては3.8時間、育児に関してはたった1.9時間しか当てていないという結果がわかる。また夫は仕事に対し7.7時間、家事、育児共に0.4時間しか当てないとわかる。これらより、平均すると父母ともに仕事にかけている時間に比べ、育児にかけている時間が短いことがわかる。また、例えば、経済的困難である割合が高いとされる母子家庭の親が、育児にかけている時間は0.76時間と、さらに短いことがわかる。「父母の仕事からの帰宅時間」によると父は20時前が17.6%と最も多く、母は18時前が21.3%で最も多いという結果も示されており、私達は、父母は仕事に当てている時間が多く、家にいない時間が多い、また経済的不安定により子どもを放置してしまっている場合があると考え、働いている間、子どもの世話をする人を派遣することができれば仕事の忙しさによる育児放棄を防げるのではないかと考えた。

現在認定こども園、保育所というものがあるが大きなデメリットが存在する。メリットも数多く存在するが、認定こども園は確実に入園できるとは限らない、保育料が高額な場合もあるというデメリットがある。「保育所等関連状況取りまとめ」（厚生労働省）によると23,167人の人が入園できず待機児童になってしまっている。そのため、入園することが出来なかった家庭に対して支援が必要だと考えた。安倍晋三政権が掲げている「女性の活躍支援」の一環として外国人家事労働者の受け入れという案がすでに存在しているが、現在家事代行会社を通してサービスを利用する際の時給相場は3000円前後であるため経済的不安がある家庭にとってはサービスを受けることが難しい。そこで、私達はボランティアに頼ることはできないか考えた。ボランティアなら金銭面での心配はないからだ。具体的な案としては保育士免許をとる一環として大学生に、無償で待機児童の世話をするプログラムに取り組んでもらうことである。一般のボランティアによる支援を考えるとすると充分な知識を持っている人は少ない。しかし教員免許をとる授業の一環に含めるとすると、時間を確保することも容易になる。また、学生は教育

を受け知識を得ていることと、授業の一環として行うため、何かあった時には学校が責任をとるという体制が整っていることから、一般的ボランティアに比べ、安全性も高くなると考えられる。また、生徒にとってもいい経験となり、メリットは大きいと考えられる。仕事が忙しく、子どもの面倒を見ることが出来なくなり育児放棄に陥ってしまう家庭を無償で大学のしっかりとした知識を持っている生徒が児童の面倒を見ることにより、子どもを助けることが出来るとともに親のストレスも改善し、それによる虐待の減少も期待できるのではないだろうか。

### 第三節 精神的なサポート

最後に、経済的困難による親のストレスから虐待が起こる場合について考えた。「全国児童相談所における家庭内虐待調査」（全国児童相談所長会）によると、児童虐待が起こる原因として、経済的困難に続き、「親族・近隣・友人からの孤立」が高い割合を占めていることがわかる（表5）。



(表5) 児童虐待が起こる原因

さらに、「児童虐待の実態」（東京都福祉保険局（2000））によると、児童虐待の要因が経済的困難であったときのあわせて見られる他の家庭状況として、二位に孤立があげられることや、貧困は人々に不安感やストレスをもたらしやすく、学歴・仕事・親族・公的支援からも排除される中で孤立が進み精神的に追い詰められることが虐待を生み出す原因となっていることがわかる。このことから、経済的支援に加え、カウンセリングなどを通じて精神的に支える支援を行うことで児童虐待を減少させることができるのでないかと考えた。

そこで、経済的困難におけるネグレクトを減らす解決策として、経済的支援と同時に、相談できる窓口を増やし、親や養育者を孤立させない対策を提案する。具体的には、子育て中の親と、子どもが大きくなり子育てを終え、時間に余裕が生まれた親とが交流できる機会を増やすという案だ。現在、多くの地方自治体では「子育て相談窓口」や「育児相談電話窓口」などといった、育児に関する悩みを相談できる窓口が設けられている。しかし、これらの窓口を利用する人が多くいる一方、「事務的なマニュアルどおりの回答をされてしまった」という声や、「相談員が子育て経験のない若い人だったため、何も解決にならなかった」という声が寄せられていることも事実である。このようなことから、私たちは、子育てを経験した親たちが、相談を受ける窓口を設置することで悩みを持つ親に寄り添った支援ができるのではないかと考えたのだ。また、電話やメールによる相談窓口にすることで、お互いがどこにいる

ときでも利用でき、「頼れる場所がある」ということが、子育て中の親を支える一つの取り組みになるだろう。

### 第三章 今後の課題

まず、2章第1節で提案した、経済的支援についてである。この解決案の課題は、支援金を現金で給付しないため用途がかなり限られることだ。私たちは、現金給付をやめ、学校に通うのにかかる費用や医療費を国が負担することで、子どもとその家族を支援するのが良い方法ではないかと考えたが、子どもを成人まで育てるのにかかるお金の中で最も多い割合を占めているのは「食費」であるというデータもある。現金給付をやめる事により、給付されたお金を子どものため以外に使ってしまう可能性はなくなるが、支援を必要としている人々が、お金の用途を自分で決められないため、本当に必要としている支援が行き届かない可能性もある。そこで、半分を現金で給付するなどの折衷案を模索していきたい。

次に、2章第2節で提案した学生による待機児童の世話、第3節で提案した子育て経験のある親による相談窓口の設置についてである。これらの解決策の課題は、ボランティアの数には限りがあり、支援を必要としている人全員には行き届かない可能性があるということ、この支援制度をどのように広めていくかということだ。1章の現状で述べたように、経済的困難の状況にある家庭や、経済的困難が児童虐待の原因となっていて支援を必要としている家庭は多くある。しかしそれに対して、ボランティアとして無償で働いてくれる人々の数を増やすことができるのか、ということを考えていかなければならぬ。また、経済的に困難な状況にある人々へ、どのように、支援を実施することや、支援の内容について広めていくかも大きな課題である。貧困により虐待を行っている親は孤立を感じていることが多く、地域の友人同士など、口コミで広めていくには無理があると考えられる。そこで、支援策に対する案内資料の配布や、インターネットサイトの活用など、受けられる支援があるということを知らせ、広めていくための方法を考えていかなければならない。

これらの2つの課題をふまえ、経済的困難による虐待に苦しむ子どもたちを救い、社会全体の児童虐待数を減少させるためにはどのようにするのが良いのか、より良い改善策や新たな解決案を模索していきたい。

### 参考・引用文献

- ・ 松本伊智朗編（2010）『子ども虐待と貧困「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書籍
- ・ 山下英三郎編（2006）『子ども虐待』現代書館
- ・ 鳳咲子（2016）『給食費未納 子どもの貧困と食生活格差』光文社新書
- ・ 萩原玉味編・岩井宣子編（1998）『児童虐待とその対策：実態調査を踏まえて』多賀出版

### 参考引用ウェブサイト

- ・ 時事通信社「時事ドットコムニュース」<<http://www.jiji.com/jc/article?k=2016080400435&g=soc>>（2017/2/16 アクセス）
- ・ 内閣府「児童手当制度の概要」<<http://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/gaiyou.html>>（2017/2/16 アクセス）
- ・ 「子供の貧困」<<http://ww4.tiki.ne.jp/~emkoji/kodomonohinkon.htm>>（2017/2/16 アクセス）

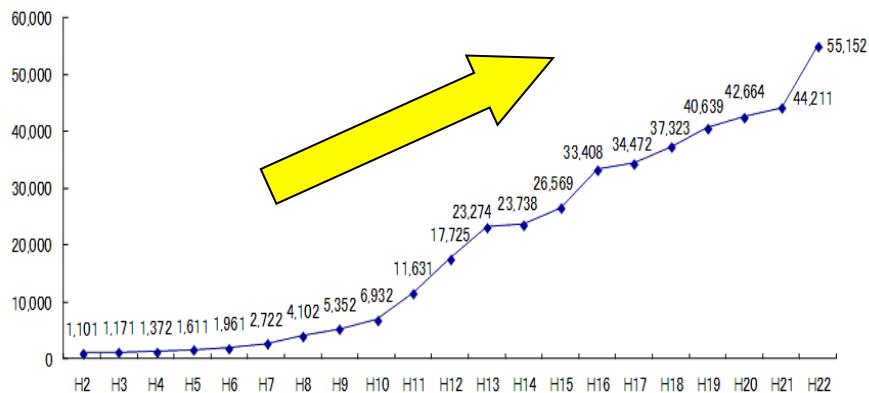
- ・ 「長崎大学」〈naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/.../1/KJ00004750698.pdf〉（2017/2/16 アクセス）
- ・ 文部科学省「児童虐待」〈[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)〉（2017/2/16 アクセス）
- ・ 厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」  
〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132381.html>〉（2017/2/16 アクセス）
- ・ 「東京都保健福祉局」〈<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>〉（2017/2/16 アクセス）
- ・ 全国児童相談所長会「児童虐待の実態Ⅱ」  
〈<http://www.zenjiso.org/wp-content/uploads/2015/03/ZENJIS0087ADD.pdf>〉（2017/2/16 アクセス）

## 6-4. 育児不安から起こる児童虐待を減らすには

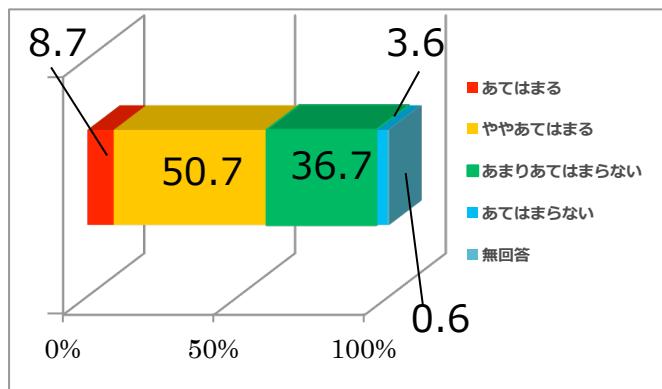
白石栞菜 宮崎佳恋

### 第一章 児童虐待の現状と課題

厚生労働省によると、児童虐待が起こる原因として、両親の夫婦不和、経済的不安、転居・転職などによる環境変化へのストレスなどがあげられ、その数は年々増加しているのが現状である、(表1、厚生労働省)。その中で私たちが取り上げたのが知識不足による育児不安から起こる児童虐待だ。ここでいう知識不足とは、「親自身が育児に関する知識が不足していると自覚する範囲でのもの」と定義する。私たちは育児不安から起こる児童虐待は日本で核家族化が進んでいることと関係していると考えた。核家族とは、一組の夫婦とその未婚の子供からなる家族のことであり、日本では核家族と三世代世帯の比率が1986年の3:1から2015年には6:1まで増加している(厚生労働省)。核家族の場合、両親の親という育児経験者からアドバイスが受けられないなど、育児に関する知識を得る場面が少なく、不安を抱えてしまうことが多い。そんな中、現在日本各地に点在するのが「育児サークル」だ。これは育児中の母親が持つ不安の解消を活動の狙いとする集団である。週1回から月1回の頻度で、親子のふれあい遊び、育児や健康に対しての情報交換、保健師への相談、講演会、学習会、地域との交流活動などをしている、(参考文献2、村木直生)。育児サークルに加入することで子育てに自信がついたと感じる親も多い、(表2、国立女性教育会館)。また、育児不安から虐待を起こしそうで悩んでいる親たちが集って話し合いをするMCG(母と子の関係を考える会)という団体もある。この会には人の悩みを他言してはならないという規則があり、会の相談員が進行や参加者のサポートをするため、安心して悩みを打ち明けることができる。参加者からは「誰にも聞いてもらえなかった自分の心の中の甘えとか苦しみを唯一話せる場所」、「人を通して自分の問題に気付けたり、過去と一緒に嘆いたり、時には励ましあったりした」(参考文献3、MCG母と子の関係を考える会)などといった声が多く、参加者にとって不安を解消する場になっている。しかし、専門家が開いているものではなく、保護者の自主的な集まりで、自分たちで準備し運営をしているサークルがほとんどであり、専門的な知識を持つ人からの直接的なアドバイスが受けられるわけではない。もちろん育児サークルを主催している方のページでは良いことが書かれているが、ネット上では「人見知りである」、「群れるのが苦手」、「みんな、もとからの知り合いみたいな感じで後から入った私は居場所がなかった」(参考文献4、ガールズちゃんねる)などの意見が挙げられており、育児サークルに参加しづらいと感じる親や、月数回の活動のため都合が合わず、MCGに参加できない親もいるのも確かである。また、人と接することが苦手な親のためにインターネットでの育児サークルや掲示板もあるが、「毎月一回の更新」「具体的な診断や診察を要するご心配は、医療機関に直接ご相談くださいよう……」など、すぐに的確な知識やアドバイスが返信されるわけではない(参考文献5、公益財団法人母子衛生研究会)。では、育児不安から起こる児童虐待を減らすにはどうすればよいのだろうか。



(表 1)児童虐待相談の対応件数の推移



(表 2)子供の育て方に自信がついたと感じる

## 第二章 課題を解決するための具体策

### 第一節 産婦人科での育児講習

私たちが考えたのは、育児不安を抱えないようにするために知識を補うことが必要だということだ。そこで、産婦人科での育児講習を受けやすい形にし、さらに義務化することを提案する。産婦人科での育児講習は現在でも行われているが、講習を行うにあたっての入会費などの問題から、多くの病院では行われておらず、あまり広がっていない。また、現在行われている講習は月1回で毎月テーマが変わるために1回の講習を逃してしまうとその講習で取り扱われたテーマについての知識は得ることができないなど、忙しい親には受講しにくくなっている(参考文献6、大阪済生会中津病院)。この現状を踏まえて私たちは、育児講習を毎月4回、1年で合計48回、1講座につき90分行うべきだと考えた。また、毎月違う専門テーマで講習を行うことで様々な面への育児不安の解消を狙いとする。これなら月4回同じテーマで講習が行われるため、もし1回の講習を逃したとしても振替で受講することが可能である。講師はその産婦人科の医師、保育士、臨床心理士、歯科衛生士、育児経験者を雇う。保育士、歯科衛生士は多忙で人員不足が近年の問題となっているので、比較的安定していて連帯が可能な近くの幼稚園・保育園・歯科医院を政策側から指定する。臨床心理士は、クリニック等に勤めていても時給制で臨時休診などがあること、スクールカウンセリングはサービス残業や夏休みの勤務ゼロなどの理由で収入が不安定であること、不況で仕事場が減少していることなどが近年の現状なので、求人を出せば見つかるだろ

う。また、産婦人科の医師でも、医師の国家資格取得の段階で全ての科についての知識をついているので講習のテーマへの幅は広く対応できるだろう。医師からは3カ月/年(計12回/年)、母乳のやり方、子供の発育や発達についての疑問や不安、急な発熱やケガなどのトラブルへの対応など未就園児について。保育士からは4カ月/年(計16回/年)、子供の気持ちなどを踏まえたコミュニケーションの取り方や遊びの上での安全などについて。臨床心理士からは2カ月/年(計8回/年)、夜泣きは成長の過程であり親に理由があるわけではないので悩む必要はないなど、子供と接するにあたっての親の心理ケア・肯定などについて。歯科衛生士からは1カ月/年(計4回/年)、子供のむし歯の原因や歯に影響する食育、歯磨きの仕方などについて。育児経験者からは2カ月/年(計8回/年)、育児経験者にしかわからない育児に関する不安や失敗、そしてそれをどう乗り越えて解決したかの体験談などについて、などの講習をするとする。

医師	3カ月/年	12回/年	医療系(病気やけが)
保育士	4カ月/年	16回/年	保育系(子供の気持ちに沿って)
臨床心理士	2カ月/年	8回/年	心理系(親の気持ちに沿って)
歯科衛生士	1カ月/年	4回/年	子供の歯と食育について
育児経験者	2カ月/年	8回/年	体験談、失敗談と解決法について

講習では、専門家がただ話すだけという講義形式ではなく、人形などを使った模擬演習や受講者の不安を聞く質疑応答の時間も設ける。受講者の生の不安の声を聞くことによって、講習をする講師側も気づくことがあり次の講習の質のアップにも繋がるだろう。受講者も、受講の際に生まれた不安をその場で解決して帰ることができる。妊婦の初診は平均で妊娠3カ月の時期のため、乳幼児健診を除くと出産までの7カ月しか産婦人科に通わない。しかし年間12のテーマを扱うことになるので、これだと受講できない講習が生じ、現在存在している育児講習と同じ問題を抱えることになる。そこで、出産後も12回の講習を全て受講するまでは産婦人科に月1回、講習の日に通ってもらう。また、育児をしていくにあたって新しい視点や問題が生まれて、もう一度受講することももちろん可能とする。全12回を受講することは「親の義務」として政府から設定し、必ず受講してもらえるようにする。また、全48講習を開講することを「産婦人科の義務」として設定する。全12回の講習を全て受講したことがわかるよう、母子手帳に表を設け受講したテーマの枠にハンコを押すようにすると受け忘れを防ぐのと同時に、講習の推進にもつながるだろう。また、各産婦人科が講習の年間講習予定日表を作成し最初の検診で配ると受講者が予定を立てやすくなると考える。そして、担当医が受講は義務であることを説明することにより受講者の意識向上も期待できるだろう。

## 第二節 メールでの相談受付

しかし、講習だけで育児中におきる不安を全て解消できるというわけではない。想定していなかった出来事やハプニングが育児中に起こるかもしれないからだ。そこで、私たちは産婦人科がメールでの相談受付を行うことを提案する。ひとくくりに相談とまとめて、歯磨きに関する相談、病気に関する相

談、情緒に関する相談など、さまざまな種類の悩み相談がある。それらの悩み相談は一旦産婦人科のホームページに集まり、自動的に各項目に振り分けられて、最終的には先ほど述べた医師、保育士、臨床心理士、歯科衛生士などに回答してもらう。つまり、産婦人科のホームページにお悩み相談のスペースを設け、自分が相談しようと思っている悩みはどの項目に当てはまるかを親自身で判断してもらい、その項目をクリックするだけで、例えば歯磨きに関する悩みだと歯科衛生士に届くように設定するということだ。また、どの項目にも当てはまらない、どの項目に該当するかわからない悩みのための「なし・わからない」という項目も設ける。この項目に関してのみ、産婦人科の職員がその悩みはどの項目に当てはまるのかを判断し、各専門家に振り分ける。しかし、産婦人科の職員や各専門家たちも朝昼は勤務中でそう頻繁に悩みに対応できるわけではない。そこで、勤務外の夜に交代制で職員や各専門家が対応する。例えば、同じ職場に勤めている職員の人たちと仕事終わりの夜の8時から12時まで1時間ずつパソコンに向かい悩み相談に対応すると、ひとりひとりの負担が減り、且つ1日あたり4人という少人数での対応が可能になる。負担が減るとはいっても、どの専門家たちにも自分が担当する1時間は仕事の一部だと思い真剣に悩み相談に向き合ってもらう。また、朝や昼に届いた悩みをその日の夜に回答してもらうため、1カ月待たないと返信が返ってこない等の従来のお悩み相談と比べ、はるかに相談しやすい場になるだろう。では、どこから悩み相談に答えてくれる専門家を雇うのか、という疑問が生じる。それに関しては、産婦人科の近くにある歯医者や病院、保育園などと連携する。そうすることで地域の結びつきも強くなるだろう。産婦人科1軒につき連携する各病院が1軒でなければならないというきまりはない。患者数が多い産婦人科では悩み相談も多いと考えられるため、近くの小規模な病院だけでは対応しきれない、等の問題が生じるかもしれない。その場合には、産婦人科1軒につき連携する各病院を2軒に増やす等の対策を講じても良い。臨床心理士に限ってはインターネットで探し、各産婦人科に1人の割合で配置して仕事を行ってもらう。また、規模の大きい産婦人科の専門家のほうが優秀だからと考え、小規模な産婦人科に通院している患者が大規模な産婦人科に悩み相談をすることもしかしたらあるかもしれない。そうすると規模の小さい産婦人科には相談があまり来なくなってしまう。そこで、自分が通っている産婦人科にしか相談できないようにするため、初診時にログインIDとパスワードの書いた紙を渡し、ホームページにて相談をする際にそのログインIDとパスワードを入力しなければ入ることができない、というシステムにする。そうすれば全国の産婦人科のホームページに均等に悩み相談が届くようになるはずだ。ログインIDとパスワードは有効期限がなく、出産後も永久的に使用可能なため、出産前に生じる悩みだけでなく、子供を育てる中で出てきた不安や悩みも相談することができる。

### 第三節 実現のための試算

産婦人科での講習や悩み相談の対応をしてくれる専門家への給料は、逆算して患者の診察料を少し上げることで賄う。育児講習を行う各専門家に払う給料は、仮に医師30,000円/回×4回/月×3回/年=360,000円、保育士20,000円/回×4回/月×4回/年=320,000円、臨床心理士10,000円/回×4回/月×2回/年=80,000円、歯科衛生士20,000円/回×4回/月×1回/年=80,000円、育児経験者10,000円/回×4回/月×2回/年=80,000円とし、×1,159施設(国内の産婦人科数)なので、年間1,066,280,000円の支出とする。

	円/回	回/年	合計円
医師	30,000	12	360,000
保育士	20,000	16	320,000
臨床心理士	10,000	8	80,000
歯科衛生士	20,000	4	80,000
育児経験者	10,000	8	80,000
合計	90,000	48	920,000

それに加え、産婦人科のホームページの管理費は5,000円/月×1,159施設(国内の産婦人科数)×12カ月=69,540,000円/年とし、育児講習費とホームページ管理費は合計で1,135,820,000円必要となる。そのため、患者の診察料を100円/回上げる。妊婦の平均受診回数は14回のため、1人あたり100円×14回=1,400円が集まるとし、×995,000(年間分娩数)=1,393,000,000円/年が全国で集まる金額である。各産婦人科から一旦厚生労働省に送られ、1産婦人科に年間980,000円{1,135,820,000円(合計費)÷1,159施設(産婦人科数)}を分配する。

メールでの相談受け付け料は、悩み相談が多い少ないに関わらずパソコンに向き合う時間はどの施設の職員も同じなので1日100円とする。育児講習を行ってくれる同じ専門家(育児経験者は除く)にメールでの相談対応をしてもらうため、年の初めに育児講習費を渡す際にメールでの相談受け付け料(100円×365日=36,500円)も渡す。配布された給料は各病院などで人数に応じて割り、職員に分配してもらう。各産婦人科には医師、保育士、歯科衛生士、臨床心理士が連携しているため、36,500円×4講師=146,000円が毎年メールでの相談受け付け料として配られる。よって、146,000円×1,159施設(産婦人科数)=164,834,000円が毎年必要となるメールでの相談受け付け料の金額だ。育児講習費、ホームページ管理費、そしてこのメールでの相談受け付け料を合わせると、合計1,300,654,000円となる。つまり、1,300,654,000円(合計費)÷1,159施設(産婦人科数)=1,122,220円が毎年各産婦人科に送られる金額となる。

1,393,000,000円(集まった金額)-1,300,654,000円(必要額)=92,346,000円が計算上余分となるが、近年少子化により分娩数が減少傾向にあるため、今後の講習への補助と管理費として貯蓄する。

### 第三章 今後の課題

改善策第3節で提案した予算案だが、医師の給料が90分の講習で30,000円というのは安い。「仮に」ということで設定したが、現在のセミプロの大学生で20,000円は給料が出るということなので、全講師の給料を試算し直す必要があるだろう。例えば、医師を40,000円/回、保育士は20,000円/回のまま、臨床心理士を20,000円/回、歯科衛生士を30,000円/回、育児経験者を15,000円/回とすれば、1,390,800,000円/年(国内の産婦人科全ての費用)、産婦人科のホームページの管理費は変わらず69,540,000円なので国内の年間支出は1,460,340,000円となる。診察料を毎回100円上げて賄った1,393,000,000円では足りない。また、産婦人科のホームページ管理費ということで毎月5,000円産婦人科に支給する

としたが、ホームページ作成費用のことを想えていなかったため、各産婦人科への支給額はさらに増えた。国の歳出のうち、私たちの健康や生活を守るために社会保障費用というものがあるが、年々少子高齢化が進む中で老人福祉を中心とする社会福祉、介護などに重点が移ってきていたため、社会保障費用から先ほどの支給額を賄うのは厳しい。しかし、児童虐待の数も年々増えてきて社会問題となっているため、患者の診察料を200円/回上げるなど、何らかの対策を取らなければならない。ホームページの管理を誰が行うかという点に対しては、産婦人科はシステムで利用可能なサービスやコマンド、ユーザ、ハードウェアの管理などを担当するシステム管理者、ネットワーク・トラフィックの監視、ネットワーク・トラブルへの対処、メールの管理、セキュリティの確保などを担当するネットワーク管理者と信頼関係のある契約を結ばなければならない。システムやネットワークに関する知識が豊富であるにも関わらず、自分の趣味を押し付けるような管理者がいるという事が事実なので、産婦人科側も慎重に管理者を選ぶ必要がある。問題点はまだ多く存在するため、それらをひとつずつ解決し、将来自分が育児に対する不安を抱えたときにどうすればいいか、どんなものがあれば安心かを考えながら、親になる人たちが育児に関する知識を得ることができ、安心して相談できる場を提供できるようより深く現実的に考えていくたい。

## 参考・引用文献

- ・ 1.厚生労働省「児童虐待の現状」[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/about.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html) (2016/08/19 アクセス)
- ・ 2.村木直生 「『育児不安』への対策としての育児サークル～地域における親の主体的なグループの形成と『育児不安』への効果について～」<<http://www.waseda.jp/sem-muranolt01/SR/S2013/S2013-muraki.pdf>> (2016/6/23 アクセス)
- ・ 3.MCG「母と子の関係を考える会」<<http://www.ccap.or.jp/03/1mcg.html>> (2017/01/08 アクセス)
- ・ 4.ガールズちゃんねる「子育てサークルに入っていますか？」<<http://girlschannel.net/topics/133630/>> (2017/01/09 アクセス)
- ・ 5.公益財団法人母子衛生研究会「赤ちゃん&子育てインフォ」<<http://www.mcfh.or.jp/netsoudan/>> (2016/6/23 アクセス)
- ・ 6.社会福祉法人済生会支部大阪府済生会「大阪府済生会中津病院」<<http://www.nakatsu.saiseikai.or.jp/maternity/care/school/>> (2016/6/23 アクセス)
- ・ 日本弁護士連合子どもの権利委員会（1998）『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』明石書店
- ・ 「児童虐待（child abuse）」<<http://www5f.biglobe.ne.jp>> (2016/7/19 アクセス)
- ・ Spotlight トレンド編集部 「離婚原因にもなりうる…夫婦の危機“産後クライシス”を乗り切るには？」<<http://www.spotlight-media.jp/article/127597641221296084>> (2016/6/23 アクセス)

発行者：〒565-0861  
大阪府吹田市高野台2-17-1  
大阪府立千里高等学校  
TEL 06-6871-0050  
FAX 06-6871-2587  
<http://www.osaka-c.ed.jp/senri/>

発行日：2017(平成29)年3月1日